

令和5年 第2回定例会

# 南種子町議会会議録

令和 5年 6月 8日 開会

令和 5年 6月 21日 閉会

南種子町議会

## 令和5年第2回南種子町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月8日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 令和5年度施政方針及び提案理由の説明	7
1. 日程第6 報告第2号 令和4年度南種子町繰越明許費繰越計算書	21
総務課長説明	21
質疑	22
1. 日程第7 報告第3号 令和4年度南種子町事故繰越し繰越計算書	22
総務課長説明	22
質疑	22
1. 日程第8 議案第23号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	22
企画課長説明	23
質疑	23
8番 上園和信君	23
討論	24
採決	24
1. 日程第9 議案第24号 南種子町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例制定について	24
企画課長説明	24
質疑	25
8番 上園和信君	25
討論	27
採決	27

1. 日程第10 議案第25号 南種子町出産祝金支給条例の一部を改正 する条例制定について	27
福祉事務所長説明	27
質疑	28
8番 上園和信君	28
1. 休憩	29
討論	29
採決	30
1. 休憩	30
1. 日程第11 議案第26号 令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第2号)	30
総務課長説明	30
質疑	33
9番 濱田一徳君	33
4番 福島照男君	35
8番 上園和信君	36
9番 濱田一徳君	37
6番 柳田 博君	38
4番 福島照男君	40
8番 上園和信君	40
6番 柳田 博君	42
4番 福島照男君	42
5番 名越多喜子さん	43
4番 福島照男君	44
討論	45
採決	45
1. 日程第12 議案第27号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第2号)	45
くらし保健課長説明	45
質疑	46
討論	46
採決	46
1. 日程第13 議案第28号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第2号)	46

くらし保健課長説明	46
質疑	47
討論	47
採決	47
1. 休    憩	47
1. 日程第14 同意第5号 南種子町農業委員会委員の任命について	47
町長説明	48
質疑	48
討論	48
採決	48
1. 日程第15 同意第6号 南種子町農業委員会委員の任命について	49
町長説明	49
質疑	49
討論	50
採決	50
1. 日程第16 同意第7号 南種子町農業委員会委員の任命について	51
町長説明	51
質疑	51
討論	51
採決	51
1. 日程第17 同意第8号 南種子町農業委員会委員の任命について	53
町長説明	53
質疑	53
討論	53
採決	53
1. 日程第18 同意第9号 南種子町農業委員会委員の任命について	54
町長説明	54
質疑	55
討論	55
採決	55
1. 日程第19 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について	56
町長説明	56
質疑	56
討論	57

採決	57
1. 日程第20 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について	58
町長説明	58
質疑	58
討論	58
採決	58
1. 日程第21 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について	60
町長説明	60
質疑	60
討論	60
採決	60
1. 日程第22 同意第13号 南種子町農業委員会委員の任命について	61
町長説明	61
質疑	62
討論	62
採決	62
1. 日程第23 同意第14号 南種子町農業委員会委員の任命について	63
町長説明	63
質疑	63
討論	64
採決	64
1. 日程第24 同意第15号 南種子町農業委員会委員の任命について	65
町長説明	65
質疑	65
討論	65
採決	65
1. 日程第25 同意第16号 南種子町農業委員会委員の任命について	66
町長説明	67
質疑	67
討論	67
採決	67
1. 日程第26 請願陳情委員会付託	68
1. 散 会	68

## 第2号（6月20日）（火曜日）

1. 開 議	71
1. 日程第1 一般質問	71
9番 濱田一徳君	71
1. 2期目にあたり	
2. 説明責任について	
3. 公立病院の面会について	
4. 種子島農業公社離脱に伴う新たな法人設立について	
1. 休 憩	84
6番 柳田 博君	84
1. 農業政策について	
2. 畑の区画整理と農道の整備について	
3. 堆肥センター特殊車輛の修理対応について	
4. 自衛隊の施設建設にともなう地元説明	
1. 休 憩	96
8番 上園和信君	96
1. 小園町政2期目に入った。町づくりビジョンについて	
2. 宇宙開発への協力・支援策について	
3. 公共施設の適正管理について	
4. 会計年度任用職員の処遇改善について	
1. 休 憩	112
4番 福島照男君	112
1. 稼げる町づくりを目指す為に	
2. 稼げる農業の育成について	
3. 課税世帯、3歳未満児の保育料支援について	
1. 散 会	130

## 第3号（6月21日）（水曜日）

1. 開 議	133
1. 日程第1 提案理由の説明	133
1. 日程第2 議案第29号 町有地の処分について	133
総務課長説明	133
質疑	134
9番 濱田一徳君	134

6番 柳田 博君	137
8番 上園和信君	139
4番 福島照男君	140
討論	142
採決	143
1. 日程第3 委員長報告（請願審査）	143
総務文教委員会委員長報告	143
質疑	144
討論	144
採決	144
1. 日程第4 発委第2号 自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難 隊の配置を求める意見書の提出につい て	144
総務文教委員会委員長報告	144
質疑	145
討論	145
採決	145
1. 日程第5 発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを 求める意見書の提出について	145
産業厚生委員会委員長報告	146
質疑	146
討論	146
採決	146
1. 日程第6 閉会中の継続調査の申し出	147
1. 日程第7 議員派遣	147
1. 閉 会	147

令和5年第2回南種子町議会定例会会期日程

6月8日開会～6月21日閉会 会期14日間

月	日	曜	日 程	備 考
6	8	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 令和5年度施政方針及び提案理由の説明 4. 議案審議  (1)報告 2件 (報告第2号～第3号) (2)条例 3件 (議案第23号～第25号) (3)予算 3件 (議案第26号～第28号) (4)人事 12件 (同意第5号～第16号) 5. 請願陳情委員会付託
			委 員 会	産業厚生委員会
	9	金	委 員 会	総務文教委員会
	10	⊕	休 会	
	11	⊕	休 会	
	12	月	休 会	
	13	火	委 員 会	議会運営委員会
	14	水	休 会	
15	木	休 会		



16	金	委員会	産業厚生委員会
17	⊕	休 会	
18	⊕	休 会	
19	月	休 会	
20	火	本 会 議	1. 一般質問（4名）
21	水	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1)事件 1件（議案第29号） 3. 委員長報告 4. 発委（意見書 2件） 5. 閉会中継続審査・調査（所管事務調査） 6. 議員派遣 全員協議会
		委 員 会	広報編集委員会

# 令和5年第2回南種子町議会定例会

第 1 日

令和5年6月8日

**令和5年第2回南種子町議会定例会会議録**  
令和5年6月8日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 令和5年度施政方針及び提案理由の説明
- 日程第6 報告第2号 令和4年度南種子町繰越明許費繰越計算書
- 日程第7 報告第3号 令和4年度南種子町事故繰越し繰越計算書
- 日程第8 議案第23号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第24号 南種子町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第25号 南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第26号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第27号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第28号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 同意第5号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第6号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第7号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第8号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第9号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第13号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第14号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第15号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第16号 南種子町農業委員会委員の任命について

○日程第26 請願陳情委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平  阜  強 君	4番	福  島  照  男  君
5番	名  越  多喜子 さん	6番	柳  田  博  君
7番	大  崎  照  男  君	8番	上  園  和  信  君
9番	濱  田  一  徳  君	10番	塩  釜  俊  朗  君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
くらし保健課長	木 田 美 幸 君	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	山 田 直 樹 君
建 設 課 長	河 野 容 規 君	水 道 課 長	向 江 武 司 君
保 育 園 長	才 川 い ず み さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

---

## 開 議

- 議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和5年第2回南種子町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
- 

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、名越多喜子さん、  
6番、柳田 博君を指名します。
- 

### 日程第2 会期の決定

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日6月8日から6月21日までの14日間にし  
たいと思います。御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]  
○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月8日から21  
日までの14日間に決定しました。
- 

### 日程第3 議長諸報告

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第3、議長諸報告を行います。  
報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局  
長。  
○事務局長（園田一浩君） 御報告申し上げます。  
お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま  
す。  
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和5年2月分から令和  
5年4月分までを配付しております。  
次に、各種行事・業務及び動静については、令和5年3月1日から令和5年6月  
7日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたしま  
す。  
まず、議長会関係の会議等ではありますが、5月15日、鹿児島県離島振興町村議会  
議長会臨時総会が鹿児島市で開催をされ役員改選が行われ、瀬戸内町議会向野議長

が会長に、中種子町議会迫田議長が副会長に選任されました。

また、同日、議長研修会も開催をされ、「国民保護の概要」と題し、県危機管理防災局危機管理課下野弘樹課長による講演を拝聴したところであります。

同日、熊毛郡町議会議長会令和5年度定期総会が、同じく鹿児島市で開催をされ、令和4年度事業報告・決算及び令和5年度事業計画・予算が提案をされ、承認及び原案可決しております。

また、役員改選も行われ、令和5年、6年の2年間、郡議長会の会長に中種子町議会の迫田秀三議長が、副会長に屋久島町議会の石田尾茂樹議長が選任されたところでございます。

翌5月16日に、議員研修会が川商ホールで開催をされ、「住民の自助・共助による避難所運営」と題し、熊本県阿蘇郡西原村議会堀田直孝議員及び「AIの普及による生活、地方行政への影響と課題」と題して、IT評論家の長谷川文雄氏、2名の講演を拝聴したところでございます。

5月17日には、新議員研修会がマリンプレスかごしまで開催され、県町村議会議長会中村事務局長及び三原次長により、議員の責務、議会の権限、議会における議員の発言など、議員としての基本的なことについての研修が行われ、3人の新議員が参加したところでございます。

次に、一部事務組合関係であります。昨日の6月7日に中南衛生管理組合議会臨時会が開催をされ、議長に塩釜俊朗議長が、議選監査委員に野首久教議員が選出をされました。

同じく、公立種子島病院組合議会臨時会も開催をされ、副議長に、塩釜俊朗議長が選出をされたところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、議長諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告について申し上げます。

令和4年度産さとうきびの生産状況について、種子島全体の栽培面積は2,337ヘクタール、前年対比106%で、製糖工場の受入れ期間は、12月6日から4月27日までの131日間となり、種子島全体の生産量は15万4,413トン、前年比101%でありました。令和4年度産さとうきびの生育状況については、春先から天候に恵まれ、平年並みで推移をしておりましたが、9月に襲来した台風14号の被害により、一部生

育の遅れが見られたところでございます。

種子島管内の平均単収は6,631キロ、前年比95%で、品質面においても平均糖度は12.74度と基準糖度帯を下回り、品質、収量ともに前年度を下回る結果となったところであります。本町の生産状況は栽培者187戸で493ヘクタールの栽培に取り組み、平均単収は5,624キロ平均糖度は12.44度で、管内同様基準糖度の確保ができなかったところでございます。

トン当たりの価格は原料代6,037円、交付金1万6,032円を合わせまして2万2,069円で、10アール当たりの生産額は12万4,116円、前年対比87%で本町のさとうきび生産額は6億1,178万2,000円となり、前年度を約3,000万円下回ったところでございます。

減収の要因は、台風14号の影響による生育の遅れと、それから前年度の製糖期間が5月初旬までかかったことにより、株出し圃場においても生育の遅れが発生したことのほか、新品種「はるのおうぎ」が面積拡大する中、サビ病が発生し、品質、収量に影響を与えたことが要因と考えられます。

さとうきびは土地利用型作物で、本町を支える重要な作物であります。今後、さらにさとうきびの生産振興を図るため、国会議員の皆さんを初めいろいろ御指導もいただいておりますが、堆肥を活用した地力増進及び病虫害対策など、国のさとうきび生産性向上緊急支援事業等をフル活用いたしまして、持続的に栽培できるよう、各施策を講じるとともに関係機関一体となった取組を行い、農業所得向上を図っていかねばならないと考えているところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで、行政報告を終わります。

## 日程第5 令和5年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、町長提出の報告第2号から報告第3号及び議案第23号から議案第28号、並びに同意第5号から同意第16号の20件を一括上程します。

令和5年度施政方針及び提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、施政方針の前に、今回の統一地方選挙後の最初の議会定例会でございますので、第1回臨時会でも申し上げましたが、改めまして御挨拶を申し上げたいと存じます。

各議員におかれましては、このたびの選挙におきまして栄えある御当選に対しまして心から敬意を表する次第でございます。私も町民の温かい御支援をいただき、再び町政の重責を担うこととなりました。引き続き今後の4年間町民の皆様にお約

束をいたしましたとおり、町民が主役の思いやりのある行政、そしてこれまでも申し上げてまいりましたとおり、町民総力で進めるまちづくりを議員各位の皆様と一緒に進めてまいりたいと思っております。改めて、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは施政方針を述べさせていただきます。

令和5年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並びに各議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

国内で最初に感染が確認をされて以降、新型コロナウイルス感染症は急速に拡大し、緊急事態宣言下での人流抑制、手洗いやマスク着用といった生活習慣など、社会経済や私たちの生活、価値観は大きく変化し、ウクライナ情勢の長期化等による物価高騰の影響も相まって、町民生活や地域経済は非常に厳しい状況が続き、本町においても公共施設の休館やイベント等各種事業の中止や延期を余儀なくされました。

その間、町民生活を守ることが最優先と考え、新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金を活用した緊急対応方針をお示しし、町議会の御理解を得ながら、町民の皆様と直結した生活支援や地域経済対策に取り組んできたところでございます。

こうした中においても町民にとって必要な施策を一つ一つ見極め、着実に実行するとともに、長年の懸案、課題の解決に向けて取り組み、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた足掛かりを築いてまいりました。

コロナ禍における社会の変化は、人との直接的な交流ができない状況において、相対することの大切さや互いに支え合える地域社会の重要性を改めて認識するなど、私たちに新たな学びや価値観を与えた面もあります。

コロナ禍において得られた様々な知見を生かし、また、これまで積み重ねてきた施策をさらなる躍進への足掛かりとして、新たな価値観の下、町民の皆様と力を合わせ、選挙中に発表いたしました三本の矢を柱とした基本政策を軸に未来の南種子町をともに創ってまいり所存でございます。

さて、国においては、個人消費や企業収益、雇用情勢が回復していることを踏まえ、国内景気は緩やかに持ち直している状況であると判断をし、日本経済の本格的な回復と新たな成長に向けた経済対策を実行していくこととなっております。

その一方で、人口減少社会の進展と急速な少子高齢化という深刻な課題に直面をしており、特に地方においては、依然として人口流出に歯止めがかからず、地域経済や地域社会の存続に大きな影響を及ぼしております。

本町においても、社会保障や扶助費等の義務的経費の増大や、道路、橋梁、住宅、



学校施設などインフラの維持管理や更新経費の増加が見込まれることから、今後も財政状況の見通しは非常に厳しい状況ではありますが、我が国経済が回復へ向かう中、バランスとスピード感を持って、積極的に各施策へ取り組んでまいります。

本年度は統一地方選挙の関係から当初予算は骨格予算として計上しておりましたので、令和5年度における施政方針及び予算措置については、今後における町の発展方向を踏まえながら諸施策の決定をいたした次第でございます。

それでは、各施策の主な事項について申し述べたいと存じます。

まず、農林水産業政策についてであります。

農林水産業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化、担い手の減少による遊休農地の増大や生産力が低下をする中、国は、農林水産業の生産力を持続的に構築をするため、地域の取組の推進を図ることとしております。

このような状況の中で、本町の農林水産業を発展させるための主な取り組みを申し述べます。

本町は昨年、種子島農業公社を離脱したことに伴い、さとうきびの刈り取りや水稻の育苗、田植えなどを受託をする、新たな法人の設立に向けて、関係機関、団体との協議を重ねており、本町農業振興に資する法人の設立に取り組んでまいります。

有機農業については、国の、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、普及啓発活動、技術支援や人材育成、荒廃農地の復旧や新規就農者の確保を図り、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

また、有機米づくりに向けた試験栽培を本年より開始をしており、町内で生産された有機農産物を学校給食に提供できるよう取組を進めてまいります。

担い手対策については、本町の農業法人の基盤強化を推進するとともに、将来の農業担い手となる後継者を育成する法人に対し、支援制度を継続し、雇用環境の充実を図ってまいります。

さらに、新規就農者育成総合対策として、経営拡大への支援や資金面の支援、サポート体制の充実等に取り組む、新規就農者の育成、確保に努めてまいります。

早期水稻については、県から情報提供されます米の生産の目安情報を基に、生産者自らが需要に応じた米の生産を行い、日本一早いコシヒカリの品質向上に努めつつ、水田を活用する農家が直接支払い交付金事業の活用により、安定した所得向上対策に努めてまいります。

さとうきびについては、低単収の課題解決に向け「はるのおうぎ」の推進を図ってきており、品種改良の確保、供給はもとより、種苗支援対策を図り、さとうきび振興に努めてまいります。

サツマイモについては、サツマイモ基腐病対策が喫緊の課題となっております。

引き続き菌を持ち込まない、増やさない、残さないの基本対策の励行と種芋における蒸熱処理装置の利用促進を図ってまいります。

また、令和4年度に整備をいたしましたハウスを活用いたしまして、安納いものバイオ苗の早期及び安定供給に努め、熊毛地区サツマイモ基腐病プロジェクトチーム等関係機関と連携をして、基腐病拡大防止対策を徹底してまいります。

次に、園芸、果樹については、単収向上に向けての施設園芸及び持続的な産地維持を図るため施設整備等支援策を検討中であり、今後振興を図るとともに、引き続き特定有人国境離島交付金を活用した農産物輸送コスト支援事業、販売促進、販路拡大等の支援に努めてまいります。

畜産については、畜産振興をさらに進めるため、畜産担い手育成総合整備事業及び肉用牛貸付基金・畜産振興資金による優良牛導入支援やキャトルセンター施設を活用した畜産経営の合理化と生産基盤の強化に努め、耕種部門と連携を図り、良質堆肥を活用した土づくりの推進と堆肥の安定供給及び経営改善に努めてまいります。また、長年の懸案事項であります堆肥センターの運営については、昨年度から民間と協議を行っており、引き続き民間委託も含めた赤字対策について取り組んでまいります。

鳥獣対策については、本町でも鹿による農産物被害が中種子町境で増加傾向にあり、町鳥獣被害対策協議会を中心に、国の補助事業を活用した捕獲助成対策等による被害防止に努めてまいります。

林業につきましては、ウッドショックによる丸太や製材品の輸入木材価格が高騰しており、本町の杉原木も有利販売のため島外に出荷され、国産材として高値で取引をされております。

昨年度改訂いたしました町森林整備計画に基づく森林管理を進め、森林環境譲与税を活用した森林整備体制の強化や移行調査、県産材の利用促進を図ってまいります。

また、林業振興対策として、離島活性化交付金を活用した地元木材、特用林産物の戦略産品輸送支援事業を実施してまいります。

特用林産物であるシキミ・ヒサカキについては、市場から高い評価を受けており、今後も生産拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に、水産業につきましては、近年モジャコ漁の操業開始を早めたこともあり、モジャコの漁獲量は安定し、生産額も伸びてきておりますが、海水温の変化による水産資源の大幅な減少やコロナ禍の中での魚価の低迷により、以前にも増して厳しい状況にあります。引き続き町漁協と連携を図り、つくり育てる漁業の推進による水産業の振興を図ってまいります。

漁業振興対策として、離島漁業再生支援事業、種子島周辺漁業対策事業、鮮魚、活漁の島外出荷輸送コスト支援事業などによる海上輸送支援を行ってまいります。

次に、農業農村整備事業は、農業生産基盤の整備による農用地の効率的な利用、優良農地の面的集積、集約化による生産性の高い農業の展開に必要な条件整備を図るための重要な施策であります。

令和5年度の県営土地改良事業は、河内浦地区、荃永地区の基盤整備、農業災害対策整備事業によるため池や用排水施設の防災減災対策、農地整備事業による農道保全、中山間地域総合整備事業による農業用排水施設、農道、区画整理などの生産基盤整備に取り組みます。

なお、鹿児島県が事業主体である中山間地域総合整備事業南種子地区におきましては、計画期間内に未完成のまま事業終了し、地元受益者に大変な御迷惑と御心配をおかけしておりました島間1号用水路につきましては、中山間事業終了後に県に対して早急に整備をするよう要請をいたしました。これまで実現されず、昨年度、地元選出国會議員に御相談し、御助言をいただき、国に対しても早急な整備を行うよう要請を行いました。その結果、今年度、未完成となっている水管橋部分の工事を鹿児島県において行うこととなり、水田への用水確保が可能となります。

また、農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動が困難になってきていることから、多面的機能支払交付金事業による地域の共同活動を支援してまいります。

農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地集積、集約化や遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進を柱に取り組んでまいります。また、国のみどりの食料システム戦略に基づき、本町で進める有機農業の普及推進により、遊休農地の活用と新規参入の促進を図ってまいります。

また、農地の持続的な活用による農業振興を図るべく、本町の地域計画を策定します。これに伴い本年度から農業者、農地地権者の意向調査を基に、農地利用の姿を示す目標地図の素案作成を実施してまいります。

次に、建設事業であります。生活基盤の整備促進を図る重要な施策として、補助事業等の推進に努めてまいります。

まず、道路整備については、社会資本整備総合交付金を活用した継続事業として、恵美之江線、轆之牧線、2路線の道路改良と交通安全対策としてゾーン30区域内の生活道路対策エリア中之上地区4路線の整備、それから通学路緊急対策事業として、上中西之線歩道整備、本町共栄線においては、地権者の同意により用地買収も完了したことから当面対策工事を実施いたします。また、橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の補修工事を実施してまいります。

道路建設単独事業では、地域からの要望を踏まえ、町道の維持補修を行い、安全確保に努めてまいります。

住宅整備につきましては、防災・安全交付金を活用し、向方団地建替工事と次年度に計画をしております長谷団地建替工事に伴う解体工事を実施してまいります。また、耐用年数の経過した住宅も多いことから、良好な居住環境を維持するためにも、公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来的な建て替えを目指します。

都市公園については、今後の公園全体の在り方を検討してまいります。

河川管理については重機借上げにて寄り洲除去等を行い、港湾、漁港については、緊急自然災害防止対策事業を活用し、田尻港、砂坂漁港の浚渫工事を実施するとともに、漁港機能保全計画策定を進めながら施設の安全確保に努めてまいります。

県事業による国道、県道につきましては、県道西之表南種子線下西目工区、島間工区、県道荃永上中線竹崎工区の整備促進と、そのほかの地元要望箇所についても、さらなる安全性の向上が図られるよう、引き続き要望してまいります。

島間港につきましては、継続事業である防砂堤改修事業の早期完成と、今後の事業化を含め関係機関と連携を図り、さらなる宇宙開発や観光開発に備えるとともに、災害対応も考慮した南の拠点港としての整備予算確保を要望してまいります。

また、河川、砂防、海岸事業については、古川川の河川改修及び河内地区の地すべり対策事業、島間海岸の海岸高潮対策事業における離岸堤整備の早期完成と、その他、河川、砂防施設の維持管理についても要望してまいります。

次に水道事業であります。住民生活に直結する水道供給施設の重要性を認識し、将来にわたって水道の安全性・安定供給を確保できるよう努めてまいります。

また、事業運営については、経営の分析、効率化を図り、経営基盤の強化と健全な事業運営への改善に努めてまいります。

そのほか、水道施設改良事業においては、耐震化事業による中央浄水場の配水池築造工事及び道路改良に伴う排水管移設工事、水道施設の修繕の実施に加え防衛省のヘリポート建設に伴う移転補償による第5水源地移設工事を実施し、安定した施設の維持管理と施設更新事業の平準化に努めてまいります。

次に、福祉・子育てについてであります。

令和5年1月1日現在、本町の65歳以上の人口は2,030人、高齢化率は37.85%、ちなみに西之表市が39.2%中種子町40.28%であります。それと15歳未満の年少人口率は12.98%となっており、全国的な人口減少の中で、本町においても少子化及び超高齢化が進行をしているところであります。

町高齢化福祉計画、障害者福祉計画等に基づき、各種施策を積極的に実施するとともに、自治公民館や各種団体を核とした地域での支え合いの仕組みづくりにより、

住民が安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

また、仕事と家庭の両立支援のため、放課後児童クラブの全校区での開設と病後児保育事業の推進を図るとともに、18歳までの医療費等の実質無償化、出産祝い金を増額支給するなど、子育てしやすい日本一のまちの実現を目指してまいります。

河内温泉センターについては、多くの方に利用をいただいておりますが、さらなる利用促進に努めるとともに、今後の運営の在り方についても検討してまいります。

次に、健康づくり、環境政策についてであります。

健康増進事業については、生活習慣病の予防のための普及啓発、重症化予防に取り組めます。また、各種がん検診を実施し、早期発見早期治療につなげてまいります。

母子保健事業については、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、不妊治療時の旅費助成などによる経済面の負担軽減を図るなど、関係機関と連携し、相談、支援を行ってまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の取組として、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の連携による一体化事業を進めてまいります。また、第9期介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターと連携を図りながら、介護予防意識の向上に取り組んでまいります。

介護職員初任者研修の受講者に対して、金銭的な負担を軽減するため、受講料の全額助成を行い、将来の介護人材の確保、育成を推進してまいります。

環境衛生については、ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り、ごみの減量化に努めてまいります。また、南種子町地球温暖化対策実行計画を策定し、脱炭素や省エネ再生エネルギーについての取組を進めながら、温室効果ガスの削減に向けた活動の推進を図ってまいります。

また、長谷、上中地区に残置されている産業廃棄物については、適正処理がされるよう、現在、上中地区公民館を中心として、署名活動の動きも相談をされておりますので、連携して、引き続き県に要請をしております。

保育を必要とする子供たちが健康で安心して安全に過ごせる環境づくりに努めながら、保育理念、保育目標のもと、保育園運営を行います。

また、国のデジタル化の動きに併せ、保育業務支援システムの導入により、保護者の利便性向上と保育の質の向上を図り、保護者が安心して預けられる安全、安心な保育の実現を目指してまいります。

療育の必要な子供には、巡回相談などを活用して、関係機関と情報共有を図り、連携して適正な支援を行います。

子育て支援センターでは、地域の交流等を促進する支援の拠点として、相談及び

援助等を行い、子育て家庭への育児支援を図ってまいります。

教育文化の振興については、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりを基本目標として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、令和型の教育を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けてGIGAスクール構想のICT教育を推進し、一人一人の能力や適正に応じた学びの実現のために、環境整備を図り、特色ある学校づくりを進めてまいります。

また主体的、対話的で深い学びを重視し、知・徳・体の調和がとれる、生きる力を備えた、次代を担う人材の育成に努めてまいります。

そのためには、教職員の力量形成に向けた先進地校への短期研修の派遣や研究指定校の推進を図り、学び続ける教員集団の育成に努めてまいります。

英語教育については、ALTや英語指導助手、英語専科教員を活用し、多様化する国際社会に対応できる児童生徒の育成に努め、英語のまち南種子を推進してまいります。

28年目を迎える日本一の宇宙留学制度については、小規模校における教育の相乗効果に加え、本町における交流人口の拡大、移住・定住推進の重要施策として移住・定住促進住宅整備に取り組んでおり、家族留学を増やし、一層の充実を図ってまいります。

また、JAXAや宇宙関連企業との連携、分散型の小中一貫教育の推進を図り、地域とともにある学校の視点に立った学校教育の振興を進めてまいります。

学校施設の整備については、学校施設環境改善交付金事業を活用した荃南小学校の建替工事を計画しており、令和7年度着工、令和8年度完成に向け、体力度調査業務委託と令和6年度までの継続事業で実施設計業務委託を実施してまいります。町内学校施設においても、南種子町学校施設等長寿命化計画等に基づき、計画的な整備を進めるとともに、定期的な安全点検を行い、児童生徒が安全に学校生活を過ごせるよう努めてまいります。

学校給食については、学校や地域での食育を推進し、有機農法による南種子町産の米、野菜や魚などを活用した地産地消にも取り組み、安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

なお、保護者負担の軽減と少子化・定住対策として学校給食の無償化を継続してまいります。

これらの教育施策の推進により、子供たちが将来、町内や町外どこでも活躍できる生きる力の育成に努めてまいります。

社会教育については、町民が心豊かで温もりと生きがいに満ちた活力ある町づくりのために「町民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動」を推進し、学習機会の提供と学習活動の環境整備に努めてまいります。

また、各種関係団体との連携及び活動の支援により、青少年の健全育成や家庭教育の充実を図るとともに、これからの地域の在り方を住民自らが考え、行動していくために、地区単位での地域活性化プランの策定を推進してまいります。

文化芸術については子供たちに優れた文化芸術活動を鑑賞・創造することができる環境の整備に努めるとともに、赤米文化交流の実施など、地域に根ざした自主的な文化活動と次世代へ継承する交流の促進と町内外への情報発信に努めてまいります。

また、文化財については、町内に存在する貴重な文化遺産を次の世代に引き継ぐため、適切な調査・記録と併せ保護体制を確立し、郷土の歴史や文化を学び、理解する機会の提供に努め、国史跡である広田遺跡・横峯遺跡、国重要文化財の広田遺跡出土品の保存・活用のため文化財の普及啓発に努め観光や町づくりなどへの活用を図ってまいります。

なお、荃永地区野木田遺跡の埋蔵文化財調査については、県農政部と連携を図り、適正な遺跡の記録保存に努めてまいります。

社会体育については、各種関係団体と連携を密にし、町民が生涯を通して、いつでもスポーツに親しみ、楽しめるような環境づくりを推進し、町民の健康増進や体力向上に向け、各種スポーツ団体の組織強化、競技力向上や指導者の養成・支援を図るとともに、特別国民体育大会「燃ゆる感動・かごしま国体」の炬火リレーなど事業推進に努めてまいります。

また、社会体育施設の整備や適正な施設の維持管理と環境整備を図ってまいります。

次に、税務についてであります。自主財源確保は非常に重要な行政課題であることから、課税客体の適正な把握に努めてまいります。

収納については、滞納整理体制の強化を図りながら、法に基づいた滞納処分を適正に実施し、新規滞納者の減と滞納税額の縮減に努めてまいります。

また、納税者の収納に関する利便性の強化と電子納税の推進を図るため、令和4年度からのコンビニエンスストア等収納業務に加え、e L T A Xによる納税環境の整備を図ってまいります。

国民健康保険事業は、県との共同保険者として運営をされておりますが、保険税率の決定及び賦課徴収業務は町が行うことになっていることから、県との連携により安定した運営と税負担の公平性を図ってまいります。

地籍調査事業は、土地の最も基礎的な情報であり、個人の土地取引や公共事業等の円滑な推進のため、早期完了を目指します。

今年度も荃永地区の一部を実施してまいります。

次に、企画部門であります。第2期「トライタウン南種子町、宇宙・歴史・文化の町総合戦略」、令和2年度から令和6年度の計画に基づき、施策を展開してきておりますが、令和4年12月に国の総合戦略がデジタル田園都市国家構想総合戦略として新たに作成をされ、地方版総合戦略も改訂が求められていることから、今年度、これまでの検証等を行った上で、本町の総合戦略も改訂を行います。

関係人口の創出については、種子島ロケットコンテスト大会の開催や宇宙サイエンスLABツアーの開催により、関係機関との連携を図り、関係人口の拡大に努めてまいります。

宇宙開発の促進については、今年度はH-IIAロケットやH3ロケットの打ち上げが予定をされております。支援対策を図り、ロケット関連資機材の円滑な輸送と宇宙開発事業の推進のため、関係団体等と連携を図り要請活動を展開してまいります。

地域おこし協力隊制度については、有機農業を軸とした地域活性化に関する包括連携協定を推進するため、2名の有機農業隊員を委嘱し、取組の支援を推進しております。

特定地域づくり事業協同組合については、令和4年12月に組合が設立されたことから、組合の運営に対し、関係者との調整、町としての支援を図ってまいります。

地域公共交通の確保については、大型バスや小型バスによるコミュニティバスの運行により、交通弱者の交通の確保と利用者の利便性向上を図ってまいります。

また、種子島広域において種子島地域公共交通計画も策定されたことから、幹線バスの見直しに併せて、コミュニティバスについても、利用者のニーズや利用状況に応じた車両サイズ、運行形態の検討を行い、一体的なネットワーク機能を確保してまいります。

自然保護については、ふるさと南種子の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監視活動を実施してまいります。

人材育成事業については、青少年における海外ホームステイ体験による人材育成を目指して南種子町青少年人材育成海外派遣事業への支援を行ってまいります。

友好都市との交流親善については、特に、今年度は平成25年度に宣言をいたしました肝付町との宇宙兄弟宣言が10周年となることから、訪問団の受入れや訪問を行い、特産品における相互交流等を行ってまいります。



昨年12月に基本協定を締結し事業を開始しております南種子町移住・定住促進住宅整備事業につきましては、令和6年2月完成、3月供用開始を目指し、事業の推進を図ってまいります。

それから、自衛隊馬毛島基地の整備計画については、南西地域における自衛隊の訓練施設、緊急時の活動場所を整備することが我が国の防衛上、また国の安全保障上、極めて重要であると認識をしており、地元選出の国会議員を初め、国と連携を図り、町議会や各団体と一体となり、受入れ体制を図ってまいります。

また引き続き工事に関する地元の声をしっかりと防衛省に届けるとともに、適切に対応していただくよう努めてまいります。

本町は、種子島宇宙センターや鉄砲伝来を初めとした観光資源の豊富な町でありますので、その個性を活かした観光振興を図ってまいります。

観光イベント事業については、新生種子島宇宙芸術祭実行委員会を中心に観光庁の観光再指導事業を導入し、種子島宇宙センターと連携した施設内アート展示を初め、センター内での初の夜間開催を計画をしております。また、ロケット祭については、45回目の節目の祭りとして、さらに内容を充実させ実施してまいります。

観光施設整備については、観光地花づくりをシルバー人材センターに委託をし、きれいで安心・安全な観光施設の整備に努めてまいります。

商工業の振興については、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進するため、商工会、スタンプ会及び特産品協会等各団体への支援を図ってまいります。

特定有人国境離島法関係については、交付金を活用し、創業または規模拡大を支援することで雇用機会の拡充を図るとともに、種子島観光協会を軸に滞在型観光促進事業の推進に努めてまいります。特産品関係については販路開拓事業として商工会連合会の補助事業を導入し、民間企業の協力を得ながら、本町産品の飲食店での提供や物販などを通じて販路拡大に努めてまいります。

消費者の安全確保については、高齢者消費のトラブル防止など関係機関と連携した相談・啓発活動に取り組むとともに、安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

移住・定住対策については、令和4年度において、宇宙留学等を含め18世帯46名の定住実績等になっており空き家バンク制度については、きめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用・解消と併せてさらなる促進に向けて取り組んでいくとともに、空き家活用住宅の管理運営を行ってまいります。

また、住宅建築や購入、空き家改修補助制度、南種子町移住定住促進補助の積極的な活用を推進するとともに民間企業と行政が連携して公共サービス等を行う P P

P事業により、住宅問題の解消に向け対策を進めてまいります。

さらに、南種子町定住促進実行委員会に支援を行い、UIターン者との意見交換会などを継続し、さらに移住相談、移住体験等を通じての定住促進に向けた取組を行ってまいります。

結婚祝い金については、増額を図り、さらなる移住・定住を推進してまいります。

観光物産館運営については、観光物産館運営会議と町内各事業との連携を図りながら引き続き健全運営に努めてまいります。

また、道の駅構想については、現在、国会議員の先生にも御相談を申し上げていますが、関係機関と連携を図りながら推進をしてまいります。

トンミー市場の働く職員の休憩所についても、対策を講じてまいります。

ふるさと納税については、新規寄附者だけでなく、リピーターの獲得・定着を図るとともに、ふるさと納税サイトにおける返礼品広告や地域の魅力を伝える情報発信の強化に取り組めます。また、今後、中間委託事業者が本町に事務所を設置することとなっておりますので、町、返礼品事業者、中間委託事業者との連携を深め、地域に密着した取組を実施し、南種子町ならではの特産品の造成を行い、ふるさと納税の推進に努めてまいります。

企業誘致については、地域の活性化や就労の場の確保を図るため、企業ニーズの情報収集に努め、関係機関との連携を密にし、企業訪問も行いながら、幅広い業種の企業誘致に努めてまいります。また、昨年度開設をいたしましたサテライトオフィスを活用し、IT関連企業等の誘致だけでなく、移住、定住や二拠点居住による関係人口の増についても取り組んでまいります。

デジタル推進については、民間の専門知識を導入するため、組織体制を整え、国の推進するデジタル技術を活用した行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）及び地域のDXを本町に最も適した形で推進をするため、南種子町DX推進計画を作成をし、計画的な推進を図り、行政の業務改善、住民の利便性の向上に努めてまいります。

情報政策については、分かりやすく親しみやすい広報紙づくりに努め、SNSを初め多様な媒体を活用し、担当部署から旬な話題を瞬時に発信できる体制を構築し情報発信に努めてまいります。

また、町民の自由な発想による南種子町未来会議などにより、引き続き町民総力のまちづくりを進めてまいります。

次に、行政諸般の施策についてであります。多種多様で高度化する情報化社会や住民ニーズ、地方分権の進展に対応するため、職員の一層の資質の向上と職場の活性化に取り組んでまいります。

また、女性が活躍できる風土を築き、男女が平等に安心して働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

安心・安全なまちづくりに向けて、関係機関、団体等と連携を図るとともに、指定避難所の機能強化と各種災害への迅速な対応に努めてまいります。

また、地区防災計画策定を推進し、自然災害を想定した住民参加型の防災訓練を行い、自助、共助の意識の高揚と地域防災力の強化を図ります。

選挙におきましては、本年4月に統一地方選挙を執行しており、今後も選挙の公正かつ適正な執行を図るため、法令規則を遵守した選挙違反のないきれいな選挙が行われるための体制強化に努めるとともに、若者の投票参加への呼びかけなど啓発活動の充実にも積極的に取り組んでまいります。

次に行政改革についてであります。地方行財政を取り巻く環境はいまだに厳しい状況にあり、国の政策によって影響を受けることから、その状況を常に注視しつつ緊急課題への対応を初め、老朽化が進む公共施設の更新需要など多額の費用負担を伴う事業が予想される中、町の将来を支える財政基盤の確立と健全化は最重要課題でありますので、一層の行財政改革を推進し、行財政運営に取り組んでまいります。

次に、予算及び各議案について、一括して御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、報告案件2件、条例案件3件、予算案件3件、人事案件12件の計20件でございます。

それでは、報告案件から順次要約して御説明を申し上げます。

報告第2号は、令和4年度南種子町繰越明許費繰越計算書でございます。

これは、集落再編整備事業ほか15件ございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

報告第3号は、令和4年度南種子町事故繰越し繰越計算書でございます。

これは、職員会館屋根修繕ほか6件ございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第23号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、西之、野大野の住宅改修の完成に伴う物件追加及び家賃の設定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号は、南種子町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例についてございまして、結婚促進及び定住化促進を図るため、支給額を増加することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第25号は、南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてで

ございまして、物価高騰等に伴う子育て世帯の経済的負担軽減を図りかつ定住化促進を図るため、出産祝金を増額することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第26号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算（第2号）でございまして、本年度は、当初予算を骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正予算において、今後の町の発展方向を踏まえながら諸施策を決定し、関連する事業を計上いたしまして、歳入歳出それぞれ8億4,360万円を追加し、総額62億7,647万円とするものでございます。

それでは、主な内容について申し上げます。

歳出においては、電子地域通貨普及のための関連費用、種子島中央高校スクールバス及びコミュニティバス購入、病後児保育施設改修事業、漁港、港湾の浚渫工事や荃南小学校建設に向けた敷地測量業務委託などの関連費用、旧高校屋内運動場及び中央公民館本体の改修整備に係る費用、自然の家宿泊棟の改修工事などについて、国、県における補助事業や地方債、再編交付金など様々な財源を確保しながら各種事業を計画したところでございます。

また鹿児島県が事業主体であり、整備しなければならない農道台帳や入会林野事業の是正登記業務についても、未整備でありながら町からの要請に対しましては、県側では対応できないとのことでありましたので、地元選出の国会議員にも報告を行い、早急に町民に不利益を生じさせないために、本町の一般財源で整備することといたしております。

なお、福祉センター施設補修事業については、施設が更新時期を迎えており、将来を見据えた総合的な観点から解体等も視野に入れた建て替え整備を検討予定しておりましたが、先般の臨時会における質疑答弁を踏まえますと、私の今任期中には議会の理解を得られないと判断し白紙に戻したところです。財政規律からは本来想定しない二重投資になろうかと思いますが、今年度トイレ浄化槽整備と一部施設補修を行うことといたしたところでございます。

歳入については、各補助事業に伴う国県支出金、各事業に伴う目的基金の繰入れを行い、財源不足を補うため、普通交付税と財政調整基金で財源調整を図ったところであります。

議案第27号から第28号までは各特別会計の補正予算でございます。

議案第27号は、令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございまして、申告受付システム関連機器リース料が主なもので13万7,000円を追加し、総額8億3,500万3,000円とするものでございます。

議案第28号は、令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、元気度アップ・ポイント事業に関連する費用が主なもので、65万7,000円を追加し、総額7億2,798万4,000円とするものであります。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第5号から同意第16号までについては、南種子町農業委員会委員の任命についてでございまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいので同意を求めらるものでございます。今期定例会に提案しております案件は、以上20件でございますが、このほか追加議案といたしまして、1件を予定いたしております。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

以上、施策の基本方針と各議案について御説明申し上げましたが、依然として厳しい財政環境を踏まえ、引き続き行財政改革を推進し、行財政基盤の強化に努めながら町民の福祉向上と町政振興を図り、町民が主役の活力あるまちづくりに取り組んでまいらる決意であります。議員各位を初め町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。施政方針といたします。

○議長（塩釜俊朗君） これで、令和5年度施政方針及び提案理由の説明を終わります。ここで11時5分まで休憩します。

---

休憩 午前10時55分  
再開 午前11時05分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第6 報告第2号 令和4年度南種子町繰越明許費繰越計算書

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、報告第2号令和4年度南種子町繰越明許費繰越計算書について。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 報告第2号令和4年度南種子町繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

令和4年度一般会計予算繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告申し上げます。

今回の繰越明許費は、16件の事業についてでございまして、翌年度繰越額の総額は2億8,729万5,000円となります。

財源内訳については、お目通しをいただきたいと思います。

なお、今回報告する16件の事業については、令和4年度一般会計補正予算（第9号）及び（第10号）の予算審議において議会へ説明し議決を頂いたものになりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） これで報告第2号を終わります。

---

#### 日程第7 報告第3号 令和4年度南種子町事故繰越し繰越計算書

○議長（塩釜俊朗君） 日程第7、報告第3号令和4年度南種子町事故繰越し繰越計算書について。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 説明の前に、本日議案の一部に文字の誤りがございましたので、議長の許可を頂きまして差し替えをお願いいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、報告第3号令和4年度南種子町事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

令和4年度一般会計予算事故繰越の繰越額が確定しましたので、御報告を申し上げます。繰越計算書をお願いいたします。

今回の事故繰越は7件の事業についてでございます。繰越計算書の上から2行目、総務費、旧南種子高校施設解体工事については、工期末の天候不良に伴い、工事に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込めなかったことによるものでございます。

次に4行目、土木費大宇都集落排水路工事については、地元関係者との協議による工種変更に伴い、工事に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込めなかったことによるものでございます。

その他の5件については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資材の納品遅延によるもので、年度内完成が見込めなかったことによるものでございます。

以上7件、翌年度繰越額の総額は3,721万5,600円となります。

財源内訳については、お目通しいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） これで報告第3号を終わります。

日程第8 議案第23号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第8、議案第23号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 説明の前に、議案の新旧対照表において一部誤りがございましたので、議長の許可を得て差し替えを行っております。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第23号について御説明いたします。

議案第23号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正の内容につきましては、定住促進空き家活用住宅の令和4年度離島活性化交付金事業の繰越し事業で実施しております、西之・野大野住宅改修工事が6月末に完成見込でありまして、7月から入居可能のため空き家の設置と家賃を追加するものでございます。

新旧対照表、別紙で差し替えしたものがございます。そちらを御覧ください。

別表第1、別表第2につきまして、新たに住宅名称、位置を定め、家賃を設定するものでありまして、別表第1で名称、西之・野大野住宅、位置、南種子町西之2646番地64を追加し、別表第2で名称、西之・野大野住宅、家賃月額3万円を追加するものでございます。

次に、改正条例本文を御覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、施行日については、令和5年7月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。上園和信君。

○8番（上園和信君） 地番だけで示しても分かりませんので、大体どの辺に建っている住宅か、教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 今回のこの西之・野大野住宅につきましては、旧谷山商店、あそこの住宅になります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） その住宅を町が買い受けた住宅ですか。それとも借り受けたと

ということですか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらについては、借り受けをしてということになります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第24号 南種子町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第9、議案第24号南種子町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） それでは、議案第24号について御説明いたします。

議案第24号は、南種子町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、祝い金の支給対象と祝い金の額を変更し、本町における婚姻及び定住促進を図るものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第2条の支給対象を「婚姻後双方が南種子町に居住する者」から「婚姻後双方が南種子町に6か月以上居住した者」に改正し、婚姻後、祝い金を受給し、町外へ転出することを防ぎ、本町への定住化を図るものであります。

第3条は、少子化や人口減少対策の一つとして、本町での結婚を促進するために支給額を20万円から30万円に増額するものでございます。

次に、改正条例本文を御覧いただきたいと思います。



附則といたしまして、施行日を公布の日から施行し、改正後の南種子町結婚祝金支給条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

経過措置といたしまして、適用日以降の結婚に係る祝い金について適用し、同日前の結婚に係る祝い金については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 質疑は3回までとなっていますので、項目ごとに質問をしたいと思ひます。

まず、1点目です。現行の20万円を30万円に引き上げる。10万円引き上げるということですが、さっきの説明では定住促進を図るということですが、もっと詳しく引上げの理由を説明を求めます。

この後補正予算の審議もありますが、引上げに伴う財源、これはどこから充当するのか、まずその2点についてお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 20万円を30万円に引上げするわけですが、これにつきましては移住・定住対策、そして人口減少対策、少子化対策の一環ということで、本町における婚姻、そして定住促進を図るために増額の改正をするものでございます。

補正の財源でありますけれども、こちらについては地方債の過疎対策事業債のソフト分を充当するようにしております。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 2点目になりますが、地方債というのが、国からお金を借りるということですよ。補正予算を見ると、150万円を借りると。その150万円を全部この引上げに充当するというふうになっていますが、この結婚祝い金の条例は非常に簡単にできています。この条例を見ると、祝い金の額は20万円とする、これだけなんです。これは、新郎、新婦それぞれに20万円を支給するのか。それとも、結婚一組に対して20万円を支給するのか。どうもそこら辺が、解釈が迷うところであります。

それと、もしこういうことはないと思うが、町税等の滞納があった場合はどうするのか。これも明確には条文にはありません。規則の中で納税証明を添付するようになっています。その納税証明を添付するのはどういう意味で添付するのか。そこら辺がちょっと私はあの……。そこをどのように解釈したらいいのかです。この条例の制定をしたり、改廃したりする場合には、南種子町法制審議会というのに必ず

かけて、そこで審議をして議会に提案をするということになってはいますが、その委員長は副町長ですので、副町長、そこら辺はどのように解釈したらいいですか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 祝い金の20万円を30万円に改正しておりますけれども、こちらについては条例制定当初から新婚のカップル一組に対して20万円を支給をしてきてございます。今回それを30万円にということになっております。

あと、町税の滞納の関係でありますけれども、こちらは議員からもありましたとおり、規則において申請書に納税証明書を添付するようにしてございまして、滞納がもしあった場合には納税相談を行いまして全納を促しまして、全納した上で申請をしてもらうというふうにしてございます。

あと、法制審議会については、今回については開催はしてございませんけれども、法規関係を委託しております第一法規のほうに改正内容の確認をしていただいております。特段指摘のほうは受けていないところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） ただいま企画課長から説明がありましたとおり、この法制審議会については、新規制定については実施しておりますけれども、これまでもこういう改正については実施はしてございません。

○議長（塩釜俊朗君） よろしいですか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この法制審議会、これは条例の改廃ですよ。改定をしたり、廃止したり、そういう場合も必ず開催をしなければならないという規約か規則がどこかにありますよね。その議を経なくてこの議会に提案をしましたという答弁ですけど、それでいいんですか。

まず、私の提案ですが、この目的です。町長が説明したように定住促進を図ることですので、これが目的の中に定住を促進するという条文が入っていませんので、それを加えて、それから新婚カップル一組に対し20万円とする、このように条文の内容をしたらいいんじゃないかなど。それで、この町税等の滞納がないこと、これもやっぱり条文に加える必要があると思うので、そういうことも含めてもう一回、この結婚祝い金の条例を見直しをしてほしいと、このように要望しておきます。

最後の質疑ですが、この目的は達成をされているか。今まで幾らか支給はしてきたと思うので、その目的、条例の目的は達成をしているか。令和3年度、4年度の支給実績です。何件で何万円支給、答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 目的は達成されているかということでございますけれども、

こちらについては、請求者に対してアンケート調査も毎回してございまして、その方々の回答によりますと、非常によい制度だということで、結婚に対していろいろと費用もかかりますので助かっているというふうに皆さんお答えをしております。

また、今回6か月以上居住というところを改正してございますけれども、これについても、故意に祝い金を受給して転出するというような事例は今まで発生しておりませんが、3月に婚姻届を出して4月に職場の異動等により転出されるという例もございますので、そういったところを改善したところでございます。

実績については、令和3年度の実績が、支給件数13件の260万円、令和4年度が、8件の160万円となっております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号南種子町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第25号 南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第10、議案第25号南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） それでは、議案第25号について御説明申し上げます。

議案第25号は、南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の改正は、昨今の物価高騰などにより子育て世帯の経済負担が増大していることなどから出産祝い金について支給額と支給方法の改正を行い、本町において安心して産み育てることができる環境づくりを図るものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第3条の祝い金の額について、第1号の第1子目及び第2子目について、「10万円」を「20万円」に、第2号の第3子目について、「20万円」を「30万円」に、第3号の第4子目以降について、「30万円」を「40万円」に改めるものでございます。

次に、「第5条」を「第6条」、「第4条」を「第5条」とし、新たに「第4条」を加え、祝い金を別表のとおり分割して支給するものとし、別表のほうを御覧いただきたいと思いますが、別表において、第1子目及び第2子目については、誕生時に10万円、1歳、2歳の誕生日にそれぞれ5万円を支給し、合計20万円、第3子目については、誕生時に20万円、1歳、2歳の誕生日にそれぞれ5万円を支給し、合計30万円、第4子目以降については、誕生時に30万円、1歳、2歳の誕生日にそれぞれ5万円を支給し、合計40万円とするものです。

第2項は、支給基準日に対象児童が本町の住民基本台帳に記載されていない場合については、当該祝い金を支給しないとするものでございます。

附則とし、この条例については公布の日から施行し、改正後の南種子町出産祝金支給条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この改正案に決して反対するものではありません。

先ほども申し上げましたように、南種子町法規審議会規程というのがあります。その中の第1条に条例、規則、規程等重要な事項を審議するため南種子町法規審議会を置くと。審議条項が第2条、審議会は、次の各号に掲げる事項で重要なものを審議する。（1）条例、規則その他の規程の制定または改廃に関すること。条例、規程、規則その他の規程の制定をしたり、改正をしたり、廃止したりするときこの審議会で審議をするというようになっていますが、この条例の一部改正も審議会には諮っていないということですか。

○議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） この改正案についても、審議会のほうでは審議はしておりません。

○議長（塩釜俊朗君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） この条例規則の審議につきましては、先ほど説明をいたしましたように、新規制定については法規審議会ということでやってございます。この委員も、私副町長と総務課長、総務課の課長補佐、この3名と、あと関係課になりますから、これは今回も出ておりますとおり、こういった規則条例の改正等につい

でも毎回内容を協議をして、このメンバーで最終的には決定をさせていただいております。それを町長に報告をしているところですけれども。

そういう形で、審議会という形ではしていませんけれども、メンバーは同じメンバーで整理をしているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） ということは、この改正案はどこで決めた案ですか。第3条第1号中、「10万円」を「20万円」に改め、「20万円」を「30万円」に改め、「30万円」を「40万円」に改める。この改正は、どこで、ただもう職員だけで決定をして議会に提案をしているわけですか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えしますが、この審議会のメンバーで協議は当然しているんです。そして、先ほど副町長も申し上げたとおり、当然、行政系の補佐も入り、総務課長も入り、その中で協議をして主管課等のまずそういうすり合わせをしっかりとやっております。それが副町長段階で協議をして私のほうにも案が何案か出てきますので、最終の協議をして決定をしているというのが今までのやり方です。

ただ、議員がおっしゃられるように、条例の新規の制定だけでなく、今後実際には行われているんですから、ちゃんとした審議会という形でもって開催をするようにこれは改めれば、当然やっている会議ですので、そういうふうにそこはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 今の課長の説明では、審議会に諮っていませんという答弁でしたよね。ちょっと議長、休憩を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 暫時休憩します。

---

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで13時まで休憩をいたします。

---

休憩 午前 11時36分

再開 午後 1時00分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第11 議案第26号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第11、議案第26号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第26号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

本年度の当初予算は、骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正予算においては、今後の町の発展方向を踏まえながら諸施策を決定し、関連する事業を計上しまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,360万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,647万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

南種子町が借り受ける申告受付システム関連機器等のリース料ほか5件について、地方自治法第214条の規定により期間及び限度額を定めるものでございます。

次のページ、第3表の地方債補正については、追加1件、変更3件であります。

まず、緊急自然災害対策債については、漁港・港湾における浚渫工事、河内地区用水路整備事業などについて、限度額を8,020万円とし、新たに追加するものでございます。

次に、変更3件については、今回の補正予算で計上の各事業について、鹿児島県

との1次協議等の調整を行い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますので、8ページをお開きください。

まず、8ページから9ページ、企画費については、種子島中央高校スクールバス購入が主なもので、9,820万4,000円を増額するものでございます。

次に、10ページから11ページ、電子地域通貨事業費については、電子地域通貨初回チャージのプレミアムポイント補助が主なもので、3,521万円を増額するものでございます。

次に、同ページ、福祉センター運営費については、福祉センター施設補修工事によるもので、2,500万円を増額するものでございます。

次に、12ページ、児童福祉総務費については、病後児保育施設改修工事が主なもので、2,514万2,000円を増額するものでございます。

次に、13ページ、医療対策費については、公立種子島病院組合負担金が主なもので、3,984万1,000円を増額するものです。

次に、14ページ、塵芥処理費については、一般廃棄物処理施設補修工事が主なもので、4,520万5,000円を増額するものです。

次に、同ページから15ページ、農業振興費については、育苗ハウスかいよう病対策に係る費用が主なもので、1,191万5,000円を増額するものです。

次に、同ページから16ページ、農道維持管理費については、農道維持補修工事が主なもので、848万9,000円を増額するものです。

なお、農道台帳作成業務委託300万円については、鹿児島県が事業主体である中山間事業で整備された農道のうち、鹿児島県が成果品として農道台帳を整備しなければならないものを未整備のまま事業完了していたため、鹿児島県に代わり、本町が全額を一般財源で作成するものでございます。

次に、同ページ、農業農村環境整備費については、農業用施設環境整備工事が主なもので、5,439万7,000円を増額するものです。

次に、17ページ、林業振興費については、種子島森林組合貸付金が主なもので、2,061万5,000円を増額するものです。

なお、地図混乱地域の是正登記業務委託629万8,000円については、先ほどの農道台帳と同様、鹿児島県が事業主体である入会林野事業における現況と登記内容との混乱について、鹿児島県に代わり、本町が全額を一般財源で是正登記するものでございます。

次に、18ページ、漁港建設費については、砂坂漁港の浚渫工事が主なもので、

3,171万6,000円を追加するものです。

次に、19ページ、土木総務費については、普通建設事業における事業費支弁調整によるもので、1,245万3,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、道路建設単独事業費については、道路維持補修工事によるもので、3,830万円を追加するものです。

次に、20ページ、上中本村線大瀬橋補修事業費から焼野田代線第二田代橋補修事業費については、各橋梁補修工事によるもので、総額で3,125万円を追加するものでございます。

次に、21ページ、港湾建設費については、田尻港浚渫工事によるもので、3,577万6,000円を追加するものです。

次に、同ページから22ページ、集落内環境整備費については、集落内環境整備工事が主なもので、3,757万円を追加するものです。

次に、同ページ、公営住宅建設事業費については、向方団地解体・建設工事が主なもので、8,542万2,000円を増額するものです。

次に、24ページ、小学校費学校営繕費については、荃南小学校建設に伴う設計業務委託が主なもので、1,878万7,000円を増額するものです。

次に、同ページから25ページ、公民館費については、屋内運動場整備事業、中央公民館耐震改修工事に伴う設計業務委託が主なもので、1億718万3,000円を増額するものです。

次に、同ページ、自然の家運営費については、宿泊棟改修工事が主なもので、2,698万円を増額するものです。

次に、27ページ、繰出金については、各特別会計への繰り出しによるもので、21万6,000円を増額するものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税8,545万7,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、国庫支出金については、防災・安全社会資本整備交付金、地方創生臨時交付金、特定防衛施設再編交付金が主なものです。

次に、4ページ、県支出金については、地域振興事業補助金、園芸産地再生支援事業補助金が主なものです。

次に、同ページから5ページ、繰入金については、今回補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、同ページ、諸収入については、森林組合貸付金収入、コミュニティ助成事



業が主なものでございます。

最後に、6ページから7ページ、町債については、今回補正における各事業について、それぞれ補正するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議においてそれぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の2総務費、8ページから11ページ、質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 11ページの福祉センターの運営費ということで2,500万円の予算が組まれていますけれども。

○議長（塩釜俊朗君） 民生費になります。

○9番（濱田一徳君） すいません。次ですね。

○議長（塩釜俊朗君） 款の2総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の3民生費、11ページから13ページ、質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） すいませんでした。この民生費の福祉センターの施設補修工事に2,500万円。先ほどの町長の説明を伺っておりましたところ、白紙撤回ということで新しく造ろうかというあれも白紙撤回ということだったんですけども、これについては、これまでも一般質問などでも出されて、そして町長から説明も受けまして、便所の工事一つだけだったら相当費用もかかると。それよりも、あれも大分古くなっていると。

新しいこの町の構想として造り替えたほうがいいんじゃないかということで職員のほうにも検討させておりますよという回答を頂いて、私ももうそろそろ造り替える頃かなということで理解をしておったんですけども、今回この2,500万円というかなり大きな金額ですよね。これが補修費に上がってきてますけども、これは便所が使えないということで便所の工事を主にするのか、それとも全体的にやるのか。また、今後この福祉センターを造り替えるという構想、これ自体が白紙撤回されたのか、そこら辺のところをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。施政方針の中で更新時期を迎えているということは申し上げました。大体、耐用年数60年ぐらいの施設だと思えますけれども、通常、ああいう類いのものについては25年で一応改修をやって、50年が更新時

期というふうに言われております。私どもの施設も50年目になります。

そこで、そういうことも踏まえてこれまで議会の中でもいろいろ御意見を頂いておりましたので、そういった中で先般もいろいろ御質問も頂きました。そして、しかしながら私どもとしては、先を見据えた総合的なことを考えてということで建て替え、整備をこれまで検討してきておまして、そしてまた米軍再編交付金についても来年度、令和5年度から大体2億5,000万円ずつ入りますので、それを計画をいずれにしてもまだ10か年の計画ができておりませんが、どういうふうな計画でもってこれを使っていくのかというのはまとめて防衛省のほうに協議をしないといけないようになっております。

その中で、一部高校跡地の施設であったり、あそこ一帯がそういうものが多いですから、やるとすれば今のこの時期に合わせてこの財源を使って、そしてまたほかの補助事業、財源でやられるものはそれを先行させてやると。あと地方債との組み合わせはこの再編交付金はできるようになっておりますので、そういったものを考えなさいということでそれを検討してまいりました。

しかし、これをやるということになると先般御意見が出ましたように、町民の皆さんにも御理解を頂かなければなりませんし、解体をして、そして建て替えをするということについては、また多くの皆さんにもその間の代替での利用状況だとかそういったものについても御理解を賜らなければならないように思います。そういったことを踏まえて、先般は臨時議会の中で御質問頂きました。

そして、トレーニングセンターのトイレがこのような状況ですので、今回はトレーニングセンターじゃない、福祉センターのほうのことですので、そしてまたトレセンのことも出ましたけれども、トレセンは実際確認をいたしましたところ、そういうことは全然ございませんでした。担当からも、後で私もそこは分かったんですけども、そういうことで、そういうふうなことがやっぱり議会でも出てきて、そしてまたその会議録の中にもこういう全然じゃないことまで出るわけですから、そういうことを踏まえますと、私はもうしっかりとやっぱり議論をしてこういうことは進めなければならないと思いますけれども、やっぱりその前段としてもう一回やり直すということになると、これは防衛省側との協議がぜひ必要でありますので、今回はもう白紙に戻しているということでもあります。

しかしながら、これを使っていくということについては、そういう時期が来ておりますので、しっかりと延命をしなければなりませんので、浄化槽を新たに設置をしなければならないということと、そしてトイレもああいう状況ですから、トイレと、そしてこの施設を文化的なもので使用されておりますので、そのほかのところについても必要な施設整備を一応図るということで今回の2,500万円になっており

ます。

ただ、この延命の修繕予算になりますけれども、時期がそういう状況でありますので、職員には今後のこの任期の間にはほかのものもずっと併せて協議検討しておりますので非常に難しいところはあるかもしれませんが、やっぱり時期をしっかりと失しないように、これは今回これをやったとしてもやはり四、五年先あたりからはそういうものがしっかりできるような検討はずっと進めていかなければ、これそのまま放置しておくわけにはいかないだろうと思ってますので、これは今後も引き続き職員のほうでももう一度しっかりとした計画を立てるということで、これは協議をさせてもらわなければならんということでそれはお話ししております。

今回はしっかりとそこを使えるような状況ということで、この2,500万円で福祉センターをさせていただきたいと思っております。

ただ、何年か前もあったというふうに伺っていますが、今日からも大きなこういう長く続く雨にも入ってまいりましたので、雨漏りがしたり、それで屋根は1回上にかぶせて補修もしているということですが、こういうことが続いたときにどういう状況が出てくるか分かりませんので、私どもとしても非常に心配をしながら今使用させていただいている状態ですので、今回は2,500万円で最低限のところをしっかりとやりなさいということでの提案であります。

○議長（塩釜俊朗君） 9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 趣旨はよく分かりました。ただ私は、よく箱物を造れば批判が町長に来るんですけども、必要なものは造るべきだというふうな考えです。ですから、今回自衛隊の施設誘致ということで再編交付金もこの10年間のうちには二十数億円というある程度の試算も示されておりますので、町長が言われるようにじっくりとこの機会を逃さずに検討をしてもらって、あれは確か私が高校に入った頃できとったと思うんですけども、本当に懐かしい建物でありますけども、そういう状況であれば思い切って造り替えるんだということで検討をもらったほうがいいんじゃないかなと。

安物買いの銭失いとよく言いますので、もう古いのに予算を組んでやるよりも、そういう考えもまた一つの考えということで町長、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 答弁は要りませんか。

○9番（濱田一徳君） もう先ほど聞きましたからいいです。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 病後児保育の施設改修工事というので計上がなされていますが、

具体的な中身をもうちょっと詳しく教えてほしいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 病後児保育については、公立種子島病院のほうで行っておりまして、現在使用しているところが旧歯科診療所の中でした、そこを受付カウンター等の撤去を行ったり、あと、病後児の保育ですので、病気の種類によっては一緒に何人か保育できない場合もありますので、パーティションで3部屋に仕切っていくという形で、そういう工事を考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 款の4衛生費、13ページから14ページ、質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この塵芥処理費です。14ページ。修繕費に143万3,000円、廃棄物処理施設の補修工事に3,969万4,000円が計上されておりますが、この工事の内容についてお願いをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） まず、この塵芥処理費の中の修繕費であります、清掃センターの北側の扉が今、腐食により壊れておりまして、北側扉の改修ということで119万9,000円としております。

それから、同じく清掃センターの休憩所の修繕ということで、休憩所の中が雨漏りがしておりまして、その施設について改修するということで23万4,000円を修繕費として計上しております。

それから、工事請負費の一般廃棄物処理施設補修工事であります、3件の工事を予定しておりまして、清掃センターの設備補修工事として、現在ごみの受入れをしている場所ではありますが、燃焼設備、それから排ガス処理の設備が老朽化しておりますので2,389万2,000円としております。

それからもう一点が、同じく清掃センターの防水工事ということで、屋上のほうが雨漏りをしておりまして、過去に……。すみません、平成27年度と令和3年度において一部改修を行っておりますが、それ以外の全部の部分について、今回1,238万6,000円ということで計上しております。

それから3点目が、同じく清掃センターのシャッター更新工事ということで、これも塩害による腐食によって壊れておりますので、341万6,000円ということで同じく予算計上しているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 最後の質疑をいたしますが、施設にお金をかけるのもこれはもういいことだと思いますが、各地区に設置しておりますごみステーションです。今、

非常にごみ出しのマナーが悪いです。私はいつもごみを捨てに行くんですけど、生ごみと燃えるごみを一緒に入れているもんだから、猫が入って食い散らして、非常に汚い状況です。収集者の方も大変だと思います。

このごみ出しマナーを徹底してほしいと。行政無線でたまに呼びかけをいたしますが、あれ1回、2回では絶対に聞かないと思います。やっぱり1週間なり、10日なり、毎日。そういうごみが散れているごみステーションはもう収集はしないという徹底した方法を取って、このごみの問題を解決してほしいということで要望をしておきますけど、何か答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君）　　くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君）　ごみステーションの管理につきましては、各衛生自治会のほうで協議をしましてごみ出しのルールをしているところです。防災無線でも呼びかけをしていますけれども、一応朝7時から8時までの間にごみを出してほしいということをお願いをしていますが、それぞれの集落においてごみを早く出したりとか、そういう実態があるというのは事実だと思います。

防災無線だけに限らず、それぞれの集落、班においても徹底した管理をしてほしいということをお願いをしておりますので、引き続きそういうことで対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君）　ほかに質疑ありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君）　14ページの一番最初の清掃総務費ですけども、この海岸漂着物地域対策事業委託、この地球温暖化対策施行計画、これについての説明をちょっとお聞きしたいです。

○議長（塩釜俊朗君）　くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君）　まず、海岸漂着物地域対策業務委託についてであります。これについては平成28年度から毎年実施をしている事業でありまして、鹿児島県の補助率が90%となっております。令和5年度については、島間地区の一部、それから西海地区の一部ということで、大体延長で1,700メートルを予定しております。

委託については、現在、これまでの令和3年度、令和4年度の実績で言うと、町のシルバー人材センターのほうに委託をお願いをして実施をしております。実施時期については11月頃を予定しております。令和4年度の実績では、約12トンの回収ができているというところでございます。

それから次に、地球温暖化対策の実行計画であります。これについてカーボンニュートラルの取組ということで、今年度電気自動車の導入、それから太陽光の設

置を計画をしているということで、これを含めて計画を策定するというにしております。前回の計画が平成30年度から令和4年度までの5か年計画となっておりますが、今年度、令和5年度から令和12年度（2030年度）までの8年計画を予定をしております。

内容につきましては、この計画策定については市町村に義務づけられているものでございまして、この計画をつくっていなければ補助金をもらえないということでペナルティーもあるところであります。

内容については、以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） ひとつ提案があるんですけども、これは以前から申し上げていることなんですけど、シルバーセンターに委託をして海岸清掃を行うんですよね。そうしますと、案外歩きやすいところ、砂地のところなんかをよくされておりました確かにきれいになるんですけども、ただ大川から門倉岬までの磯の部分の海岸、ここが相当ごみがたまっているんですよ。

私、前からこういうところに青年団なんかの声かけをして、男女の出会いの場じゃないけども独身男女なんか集まってもらって、ある程度ボランティア的なあれで清掃活動をしてもらってこの予算の一部でも充ててしたら、合コンなんかする必要はないんじゃないかという提案を前からしているんですけども、どうでしょうか。今回そういう計画を立ててみようかという気はございませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） 以前から議員のほうからも同様の一般質問が出ているところでございますが、この事業については、量が相当出るものですから重機が入らないということで今清掃がしやすい箇所ということで実施をしてきているというのが今の現状でございます。

今後、そういった磯の部分で可能な範囲があるのかどうか調査も含めて検討したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 款の6農林水産業費、14ページから18ページ、質疑ありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ちょっと聞きたいんですけども、今18ページなんですけども、款の6、目の漁港建設費なんですけども、ここの中に砂坂漁港の浚渫工事が入っております。それから、款の8に土木費で港湾建設費の中で田尻港の浚渫工事が入っております。

私は以前、砂坂、田尻、東の広田港の浚渫を計画できないかをお願いしていたわけなんですけども、この2港の浚渫は計画されておるようでございます。広田港の入り

口にも土砂がたまって非常に出入りが問題だと。またヘラを曲げたりということも何かあったような感じも聞き受けておりますので、そこら辺はどうなっているのか。

また、この款が違うというのはどういうあれなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 詳細については建設課長が説明いたしますが、土木と農林水産のほうで分かれています。田尻と、それから広田もそうですけれども、あと門倉は、これは港湾施設になっておりますので、款の8の土木費になると思います。

今回、この砂坂漁港も今までもいろいろ要望を頂いているのは私どもも分かっております。そして、なかなかこの浚渫をしていただく方、受けていただける非常に難しいところがございます。その調査をずっと担当課のほうでやってきたのがこれまでの経緯でありまして、そしてまたこの財源も非常にこれまで全部一般財源でやるというわけにまいりませんので、今回も森山先生のところにも御相談に行つて、それでまたいろいろな御助言も頂きましたけれども、今現在この緊急自然災害防止対策事業債というのがあります。これが、今では確か令和7年までできるようになっていると思いますけれども、これを何とか、農水のほうはもう許可頂きましたが、港湾のほうは国交省になりますので、併せてこの事業を活用して、これはお金を借ることになるんですけれども、これが過疎債と一緒に7割、後年度の返していくお金の7割は交付税でバックしてきます。こちらのほうに返ってきますので、そういうやっぱり有利な事業を使わないと全くもって私どもが丸々お金を出すわけにまいりません。今、これを使うということで申請をいたしました。

それで、広田のほうについては、これ全てを1か年でというわけにまいりませんので、広田のほうも順次これから次年度あたり計画をしていくということで担当からそのように聞いております。

詳しい説明が必要であれば建設課長から説明をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） まず、漁港建設費につきましては、町長が説明したとおりでありますけど、町管理の漁港ということで漁港建設費からとなっております。

業務の内容につきましては、バックホウ浚渫船により航路内の堆積している土砂の除去、これを1,680立米予定しております。

また、令和6年度まで、取りあえず今のところ計画をしておりますので、漁港につきましては大川漁港を令和6年度に計画しているところであります。

あとまた港湾建設費の田尻港浚渫工事におきましては、町内、町管理の3港湾の施設ということでバックホウ浚渫船による航路・泊地の堆積土を除去する予定でお

ります。量につきましては4,050立米を計画しております。

また、令和6年度には広田港を現在計画している状況であります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 農業振興費の中の園芸産地再生支援事業、これの具体的な中身と、次のページ、農業農村環境整備事業の工事請負費が2件組まれております。これの工事の具体的な中身を教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） まず、園芸産地再生支援事業について御説明を申し上げます。

今年1月の寒波に伴う積雪や低温により、園芸作物に被害を受けた農業者に対して次期作の生産に向けた支援を行い、園芸産地の維持拡大を図ることを目的としておりまして、対象者が、30%以上減収した園芸農家で、次期作の生産に必要な土壌改良資材や種子、種苗、肥料、農薬等の購入費用への助成となっております。

ちなみに、対象農家ですが、スナップエンドウで18名、キヌサヤエンドウで1名となっております。この事業に関しては県の2分の1の補助がある事業でございます。

あと、農業農村環境整備事業の工事請負費ですが、まず農業用施設環境整備事業についてです。

4つ事業がございます。河内地区の用水路整備工事、2つ目が下中地区の用水路改修工事、3つ目が西之・小笹地区の排水路流末改修工事、4つ目が長谷・有尾地区の用水路の整備工事となっております。

あと、営農雑用水施設整備工事につきましては、県の地域振興推進事業を活用して、まず一つは本村地区に営農雑用水の施設を造るということ。もう一つ、牛野地区に営農雑用水の施設を造る。2か所にその施設を造る計画です。

○議長（塩釜俊朗君） 款の7商工費、18ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 款の8土木費、19ページから23ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 款の9消防費、23ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 款の10教育費、23ページから27ページ、質疑ありませんか。

8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 学校の校舎建設工事設計業務委託料1,117万円。これは荃南小



学校の建設工事に伴う予算計上だと思いますが、建設地は今の場所なのか、それともほかの場所を考えているのか。校舎と体育館も含めた建設事業なのか。

たしか、荃南小学校の今の建っている場所は危険地に指定をされているんじゃないかなと思っていますが、そこら辺を説明をお願いします。

あと、教育費の備品購入費、地区公民館空調機、これはどこの公民館に設置するのか、お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、場所についてでございます。今年から着手ということで予算が通り次第地元の方への説明会を開きたいというふうに考えております。地元にも場所についても打診をし進めていきたいと考えておりますけれども、現在は既存の学校を利用しての校舎、新たな建設というふうに考えておりますが、いずれにしても地元の要望も聞きながらの場所選定ということになるかと思いません。

それと、施設整備の規模ですけれども、体育館については現在社会教育課が管理をしております旧中学校の体育館がございますので、それを活用すると。若干老朽化も来ておりますので、整備も含めて活用をする方向で体育館については考えております。

ちなみに、プールについては、現在漏水で使えておりませんので、プールについても建設をする予定で今計画をしているところでございます。

あと、危険箇所にあたるということでございますけれども、確かに議員がおっしゃるとおり土砂災害地域に指定をされております。土砂災害地域も危険の度合いによって赤塗り、また黄色塗りというところがございますけれども、当然赤塗りのところには校舎は建てられませんので、黄色の部分も含めて計画をしているわけですが、ある程度地質測量が終わった時点で県への協議に伺いまして全体的な配置を決定をしていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） 地区公民館空調機につきましては、長谷地区公民館及び西海地区公民館の空調機購入になります。現在、上中地区以外の各地区公民館は第一避難所として指定されており、長谷地区公民館、西海地区公民館の離れた畳の部屋には空調があるんですけれども、避難する部屋としてはそれぞれ板間の広い部屋になることから、地区の強い要望もありまして、熱中症の対策としても早急に対応したく要求するものでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ちょっとお伺いしたいんですが、この教育費の中で学校営繕費、昨年総務文教でいろいろと学校の施設を視察してきたところですが、グラウンドが悪い学校が何校かあったんです。どこの学校のグラウンド整備なのか、ちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 中学校費の委託料、グラウンド整備ですけれども、これは毎年行っております体育祭前のグラウンドの整備の150万円要求となります。

以上です。

○6番（柳田 博君） 分かりました。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 2点お伺いをします。1点は莖南小学校の建設工事についてです。

莖南小学校の敷地は多分4メートル前後ぐらいしかないのかなというように思っているんですが、浸水、南海トラフ地震が発生して津波があるという報道が30年以内に何十%、80%ぐらいの割合であると言われております。そこら辺を鑑みての建設工事をどういうふうに見通しているのかお聞きしたいのと、総工費について今分かる段階であれば概算でどれぐらいかかるのか教えてください。

あと2点目、南高跡地の屋内体育館の解体工事が入っています。南高校舎の跡地については、以前総合的な開発構想を考えながらやっていくということで、前、特産品開発センター等も含んで将来的な構想を考える中で取り組みたいという答弁を頂いておりましたが、今回のその体育館の解体については、そこら辺の関連についてどういうふうな構想で進めていく予定にしているのかを教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 管理課のほうは2点ございました。

まず、地震、南海トラフの関係でございますけれども、先ほど既存の学校を利用しての建設というふうに計画をしてあると言いましたけれども、校舎については旧莖南中学校のあった高台のほうにどうかなということで今検討をしているところがございます。津波の関係にも恐らく相当高うございますのでクリアできるのかなというふうに考えております。

もう一点、費用の関係ですけれども、もう御存じのとおり現在資材の高騰が止まらず大変苦勞しているところがございますが、現在の段階で委託費、工事費全て併

せて8億円程度を考えているところでございますが、これについては先ほども申しましたけれども、地質調査、その他いろいろな調査で設計が変わってくる恐れもございますので、現在の段階で8億円といった試算をしているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） 総合的な感じで計画を現在しているところなんですけれども、特に屋内運動場につきましては、令和4年の10月から台風の被害がありまして屋内運動場の使用中止を行っているところでございます。

また、壁や屋根からもコンクリート破片が落下するなど危険な状態であるということですので、今回屋内運動場を先に解体を行い、建て替えを行うという計画で進めているところでございます。

屋内運動場につきましては、昭和43年に建設された施設で現在まで使用しているんですけれども、今回解体する場所につきましては屋内運動場本体の部分と武道館横にあります横のトイレ、あと更衣室、ポンプ室、中央公民館との渡り廊下の部分を解体する計画で進めております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 款の13諸支出金、27ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、歳入、款の10地方交付税、3ページから款の21、町債、7ページまで一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第2表、債務負担行為、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第3表、地方債補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、全般にわたり質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 22ページの款の8土木費の環境整備費の中の工事請負費で3,570万円というのが、集落内環境整備事業となっているんですけど、これの内容と、それからその下の公営住宅建設事業費の中の向方住宅建設工事というのがなっているんです。これ向方のほうは何件分になっているんですかというのを伺いたします。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） 集落内環境整備につきましては、地元からの要望を踏まえ

た2地区を計画しております。まず1地区は、大宇都集落内の排水路工事の整備となります。もう1地区につきましては、小平山地区から要望のありました小平山集落排水路工事を予定しているところであります。

向方団地の公営住宅建設工事につきましては、場所につきましては、旧島間保育所跡地となります。建築につきましては、1棟2戸で、1戸が2LDKを予定しているところであります。解体工事につきましては、島間小学校上の向方団地を解体を予定しております。戸数につきましては、1棟4戸と1棟3戸、7戸分の2棟になりますけど、解体を予定しているところであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 総務費の電子地域通貨事業についてです。以前、1回これ説明を受けたんですが、すみません、私よくまだ理解していないので、再度この場でもう一回詳しく教えてほしいので質問させていただきます。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、以前もカード式のやつをお配りして町内の各店舗で使用できるようにしましたが、それを今度、地域通貨というような形でクレジットカード的なカードを町民の皆さんに配布をしまして、それに現金をチャージしていただいて、これから加盟店も説明会を行って、町内の加入していただいた店舗でチャージしたお金でキャッシュレスという形で各端末を置きますけれども、そちらで支払いをしていただくという、簡単に申しますとそういうシステムであります。

○議長（塩釜俊朗君） 4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 頭が非常にいいもんですからよく分かりませんが、この要はプレミアムポイントという2,600万円は、新たに発行するカードに金額を付与して各世帯に配布するという理解でよろしいですか。

それと使用できる加盟店、大体町内で何店舗ぐらい予想しているのか教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） この初回チャージのプレミアムポイント2,610万円については、最初1回目は、初回にお店とかに行っていていただいてチャージをしていただいて、1,000円でも、そのときに5,000円を上乗せしてチャージされるというふうにするので、これは今年度の臨時交付金を活用して実施をするようにしております。

加盟店の環境整備の補助、こちらは5万円を1店舗、機器の導入の補助をするということで、一応予算的には100店舗分を計上しております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第27号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第2号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第12、議案第27号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第27号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,500万3,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、3枚目をお開きください。

第2表の債務負担行為については、南種子町が借り受ける申告受付システム関連機器リース料として、期間を令和6年度から令和10年度までとし、限度額を122万9,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の10繰入金の一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金として13万7,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4 ページをお開きください。

款の1 総務費の賦課徴収費につきましては、申告受付システム関連機器リース料によるもので、13万7,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議案第28号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第13、議案第28号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第28号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,798万4,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3 ページをお開きください。

款の4 国庫支出金から款の10繰入金の項の1 一般会計繰入金までにつきましては、地域支援事業費の補正に伴うもので、それぞれ補正をするものでございます。

次に4 ページ、款の10繰入金の項の2 基金繰入金につきましては、歳出予算の増

額に伴い基金からの繰入分18万3,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の5地域支援事業費の一般介護予防事業費につきましては、元気度アップ・ポイント事業に係る上限額を3,500円から5,000円に引き上げることに伴うもので、70万8,000円を増額するものであります。

次に、款の5地域支援事業費の生活支援体制整備事業費につきましては、第2層生活支援コーディネーター業務委託の減額が主なもので、5万1,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を14時10分とします。

—————・—————  
休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分  
—————・—————

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第14 同意第5号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第14、同意第5号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第5号について御説明申し上げます。

同意第5号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町西之3815番地1、氏名は砂坂浩一郎、昭和32年7月15日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、砂坂浩一郎氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。



[事務局長点呼・議員投票]

---

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平島 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第5号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第15 同意第6号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第15、同意第6号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第6号について御説明申し上げます。

同意第6号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、島間4313番地、氏名は、小山幸良、昭和31年8月6日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、小山幸良氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1番	川内田行博議員	2番	野首久教議員
3番	平島強議員	4番	福島照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田博議員
7番	大崎照男議員	8番	上園和信議員
9番	濱田一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第6号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第16 同意第7号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第16、同意第7号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第7号について御説明申し上げます。

同意第7号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町荃永768番地4、氏名は、石堂かよ子、昭和27年6月14日生まれてございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、石堂かよ子氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1番	川内田行博議員	2番	野首久教議員
3番	平島強議員	4番	福島照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田博議員
7番	大崎照男議員	8番	上園和信議員
9番	濱田一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成7票、反対2票。

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第7号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第17 同意第8号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第17、同意第8号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第8号について御説明申し上げます。

同意第8号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町島間1724番地、氏名は、牛野進一郎、昭和32年6月30日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、牛野進一郎氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第8号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平畠 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第8号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

#### 日程第18 同意第9号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第18、同意第9号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第9号について御説明申し上げます。

同意第9号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでござ

います。

住所は、南種子町平山1920番地、氏名は、中嶋一三、昭和30年3月30日生まれて  
ございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、中嶋一三氏を適任者と認め任命するた  
め、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第9号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田  
一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の  
方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則  
第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、  
順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 川内田行博議員  
3 番 平島 強議員  
5 番 名越多喜子議員  
7 番 大崎 照男議員  
9 番 濱田 一徳議員

2 番 野首 久教議員  
4 番 福島 照男議員  
6 番 柳田 博議員  
8 番 上園 和信議員

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第9号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

#### 日程第19 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第19、同意第10号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第10号について御説明申し上げます。

同意第10号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町西之6506番地4、氏名は、高田真盛、昭和34年5月20日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、高田真盛氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。



これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第10号を採決します。この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1番	川内田行博議員	2番	野首久教議員
3番	平島強議員	4番	福島照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田博議員
7番	大崎照男議員	8番	上園和信議員
9番	濱田一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第10号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第20 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第20、同意第11号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第11号について御説明申し上げます。

同意第11号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之下1860番地12、氏名は、上山幸夫、昭和26年7月8日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、上山幸夫氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第11号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平島 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のおおり、賛成が多数です。したがって、同意第11号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第21 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第21、同意第12号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第12号について御説明申し上げます。

同意第12号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上1789番地161 長谷団地58-2、氏名は、福 富久、昭和27年9月11日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、福 富久氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第12号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平島 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第12号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

#### 日程第22 同意第13号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第22、同意第13号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第13号について御説明申し上げます。

同意第13号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上3148番地1、氏名は、中之菌堅二郎、昭和36年4月22日

生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、中之藪堅二郎氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第13号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1番	川内田行博議員	2番	野首久教議員
3番	平島強議員	4番	福島照男議員

5番 名越多喜子議員  
7番 大崎 照男議員  
9番 濱田 一徳議員

6番 柳田 博議員  
8番 上園 和信議員

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第13号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

#### 日程第23 同意第14号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第23、同意第14号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第14号について御説明申し上げます。

同意第14号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町島間2998番地1、氏名は、久保田力雄、昭和32年12月15日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、久保田力雄氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第14号を採決します。この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。  
投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1番	川内田行博議員	2番	野首 久教議員
3番	平島 強議員	4番	福島 照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田 博議員
7番	大崎 照男議員	8番	上園 和信議員
9番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。



[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第14号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第24 同意第15号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第24、同意第15号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第15号について御説明申し上げます。

同意第15号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之下1151番地、氏名は、寺内秀昭、昭和37年3月21日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、寺内秀昭氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第15号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平島 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第15号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第25 同意第16号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第25、同意第16号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第16号について御説明申し上げます。

同意第16号は、南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町西之3509番地40、氏名は、黒木りか、昭和47年12月26日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、黒木りか氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから、同意第16号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1番	川内田行博議員	2番	野首 久教議員
3番	平島 強議員	4番	福島 照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田 博議員
7番	大崎 照男議員	8番	上園 和信議員
9番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、濱田一徳君、1番、川内田行博君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第16号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

#### 日程第26 請願陳情委員会付託

○議長（塩釜俊朗君） 日程第26、本日までに受理した請願、陳情はお手元に配りました請願陳情審査文書表のとおり、総務文教委員会に付託しましたので報告します。

---

#### 散 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月20日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

---

散 会 午後 3時37分

# 令和5年第2回南種子町議会定例会

第 2 日

令和5年6月20日

令和5年第2回南種子町議会定例会会議録  
令和5年6月20日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行博君	2番	野首久教君
3番	平  阜  強君	4番	福島照男君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	上園和信君
9番	濱田一徳君	10番	塩釜俊朗君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園田一浩君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教 育 長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	河野美樹さん	企画課長	稲子秀典君
くらし保健課長	木田美幸君	福祉事務所長	鮫島幸紀君
税 務 課 長	西村一広君	総合農政課長	山田直樹君
建 設 課 長	河野容規君	水道課長	向江武司君
保 育 園 長	才川いずみさん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君

教育委員会  
社会教育課長

濱田伸一君

農業委員会  
農事業務局長

羽生幸一君

△ 開 会 午前10時00分

---

開 議

○議長（塩釜俊朗君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○9番（濱田一徳君） おはようございます。マスクを取って質問をさせていただきます。

早いもので1期4年があつという間に過ぎてしまいました。この4年間は、これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症の蔓延で、議員活動もかなり制限された気がしています。しかしながら、2期目に入り、冷静にこの1期目を振り返ったとき、コロナだからじっと我慢して、武田信玄ではないですけども、動かざること山のごとしなどと自分に言い訳をしていたんじゃないのかなと、まだやれることがあったんじゃないだろうかと、今反省をしているところでございます。恐らく、皆さん方の中にも同じ気持ちの方がいらっしゃるのではないかと思います。

そのようなことから、今後の4年間は、やるべきこと、自分にできることをしっかりやりたいなという気持ちを持って、この2期目に挑んでいるところでございます。

そこで、同じく2期目を迎える町長に、現在の心境及び今後4年間でやり遂げたいことなど、一つでいいので聞かせてほしいなということでこの質問をしました。

なお、町長に対するこの質問は、仮に4年後に実現できなかったとしても、何でできなかったのよなどと追求する気は全くございません。

以前の議事録をちょっと見たところ、前町長が、町長というのは毎日が業務なんだと、寝ても覚めても毎日が町長という職は公務なんだということを言われておりました。はっきり言って、私も全く同感です。日々、町長の業務は毎日が真剣勝負のようなものでしょうから、たとえ何かをやりたいと思ってもすぐに実行に移せるものもあれば、なかなかできないものもあるということは、私も十分承知しているつもりです。

ですので、今後4年間で町長は心の中にいろいろな施策を描いていると思います。その中にはすぐに実行に移せるものもあれば、時期を待つものもあるでしょうし、



町民の理解を得なければならないものもあると思います。公に公言していること、心に秘めているものなど、全て説明してくださいとは言いませんので、町長の思いを聞かせてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

去る4月の統一地方選挙におきまして、過去4年間の実績を踏まえ、さらなる発展を求め、町民の皆様をはじめ各方面からの御支援を賜り、無投票で再選をさせていただきました。改めて、町政の重責を担うことになったことに身の引き締まる思いでございます。

また、ここに皆様方に感謝を申し上げる次第でございます。

私は、今回の選挙の中で、各地区を回る中で、町長選挙だけではございません、今回のこの町長、町議会議員選挙が最も重要な選挙であるということを訴えてまいりました。それは、やはり、一番、町長も町議もそうですけれども、一緒になって町民のためになる、そういった方々をしっかりと選んでいただきたいということでありまして、町民の皆さんがそういう判断をされたものだろうというふうに思っております。

私は、今後4年間の基本政策は、4年前から申し上げておりますけれども、公正公平で町民が主役の思いやりのある政治というものを基本に掲げておりまして、3項目を柱として掲げさせていただいております。これは、引き続き、これを柱として今後も取り組んでまいりたいと思います。

まず、第1に、農林水産業と観光を融合した産業振興と商工業の活性化であります。

第2に、安心安全で思いやりのある、共に支え合う医療・福祉・教育の充実ということであります。

それから、3項目、第3番目ですけれども、雇用創出による若者定住化で、活力あふれるまちづくりということを掲げさせていただいております。

これを3本の矢として、これから枝葉はずっと分かれていくわけですけれども、諦めない強い意志を持って前に進めてまいりたいということを申し上げておりまして、また決意をしているところであります。

まず、農林水産業の振興を図る上においては、昨年離脱をいたしました種子島農業公社に代わる本町の農業振興に資する法人を設立する予定でありまして、そして農業基盤の安定を図ってまいりたいというふうに思っております。

そのほかにも、国も推進をしておりますけれども、有機農産物の普及栽培から地

元での消費拡大、それから全国の御支援頂ける企業を含む民間観光業と連携をして、特産品の販路拡大など若者が期待できる農林水産業を目指してまいりたいと思っております。

教育面においては、荃南小学校建設を計画的に実施をし、子供の学びの場を尊重できる体制づくりに努めてまいります。

また、サテライトオフィスを活用したIT関連企業の誘致、特定地域づくり事業協同組合の活性化による雇用促進などを図り、人口流出の傾斜を右肩下がりから限りなく横ばい傾向に持つていくための定住化。先日申し上げました施政方針に基づいて、最大限に職員とともに知恵を出し、次世代につなぐため、特に人口減少については令和7年国調に向け、目標を達成できるように取り組む決意であります。

具体的に少し申し上げますと、これまで取り組んできているものがございまして、これをしっかりと完結をさせていきたい。そして、私に与えられた任期は4年です。4年間が勝負だと思っております。

具体的には、地元有機農産物による全面的な学校給食を目指してまいりたいというふうに思います。

それから、極楽湯という全国の日本一のスーパー銭湯、お風呂屋さんがありますがけれども、平日で大体800人以上来る銭湯でありますから、これが全国40店舗ほどございます。その5店舗において、現在、南種子町食めぐりフェアというのを4月13日から11月末までの8か月間実施しておりますので、これには、現在、国の販路開拓支援事業も申請しておりますので、こういったものをしっかりと継続して、現在もう社長のほうからお声をかけていただいておりますが、この事業終了後、おおむね3年間は南種子町の食をしっかりとやらせていただける、そういうお話も頂いておりますので、これを活用しながら本町の特産品、そして農産物をしっかりとこの期間にPRをし、しっかりと根を張った販路が開拓できるようにやっていきたいというふうに思います。

また、移住定住促進住宅整備事業については、各小学校区のほうに平均6戸の住宅を整備しております。令和5年度中に、整備が完了しますので、6年度からの受入れができると思います。現在取り組んで先行しておりますのは、5年度中に36戸はできます。そして、西海のほうも土地がほぼ決まりつつありますので、今御相談申し上げますけれども、これを入れますと上中以外のところに平均6戸の42戸が出来上がるということになります。

また、種子島宇宙学校プロジェクト事業、これについても補助を頂きまして、今回しっかりとプロジェクト事業につなげていきたいというふうに思います。今年度は、先般、予算のほうでも承認頂きましたけれども、全国から50名の子供たち

を受け入れ、そして地元の子供も含めてそういう子供の育成をしっかりとやっていくということでもあります。

馬毛島の基地整備につきましては、当初から、私はこれまで町民の意向に沿うというふうなことを言ってきております。議会のこれまでの対応、考えも踏まえ、そしておおむね理解を得たものと判断をしております。

一方で、騒音などの懸念から反対の声があることも承知をしておりますし、事実でございますから、町民の少数意見についても、これからも国に伝えますし、問題点等についてはしっかりと防衛省にも物が言える環境、信頼関係というものはつくっていかねばならないと考えているところであります。

私は、上京する際に必ず地元選出の森山国会議員、先生のところを足を運ばせていただいております。そして、本町の状況をその都度その都度報告をしながら御指導を頂いております。そういうことから、先生のほうからもいろんな企業のほうにもお話をさせていただいております。そして私どものほうにいろんな提案が来る。そういうふうなことで、非常に現在いい方向に行っていると思っておりますが、今後、そこら辺をしっかりと職員とともに進めていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 今申し上げたことを4年後にどうのこうのとは言いません。しっかりとやってもらったらありがたいなと思っているところです。

次の質問に入らせてもらいます。

説明責任ということで、大きな見出しをつけました。これは、トンミー市場の民間業者の出店について法律違反だと、声が聞こえてきました。このことにつきましては、議会も最初の頃に担当課長さんを全員協議会の場に呼び、そして説明を受けたところでございます。この説明の中でも、何も違法性はないと、問題ありませんということの説明を受けております。そして、監査請求も出されて、監査結果も問題はないということを知っております。

このような中で、私なんかもう全然問題ないと判断、理解していたんですけども。選挙の期間中に、あれは法律違反だと、町長もそれを認めたんだというような話が耳に入ってきたんです。これは、このまま放置すれば、我々議会も法律違反を見逃しているのかと、議会ってそんなものかと思われかねないと、そしてまた役場の職員の方々も十分に吟味されて、そして結論を出されて出店をさせているのに、我々と同じく誇りと使命感を持って皆さん方も仕事をしている中で、こういうのがやいやいこの部外に法律違反だ、法律違反だということが伝わっていくと、やはり職員の士気にも影響があると、そのように考えた次第でございます。

それで、これ、なぜこういうのが出てきたかは分からないんですけども、最初の

段階で、確かに住民の方から私にあれば違反じゃないのかというふうに言われた方も何人もいらっしゃいました。そのような中で、私たちは、先ほども言いましたように、担当課長から説明も受けたと、それで問題ありませんということで、その場はそれで下火になっと思ったんですけども。これが、違法だ違法だということでやいやい宣伝をして歩けば、住民の方もやっぱりあれば違法だったんじゃないかというふうに思うんじゃないかと。そうなれば、先ほど言ったように、我々は誇りを持って仕事をしています。これが士気に影響してくることにもつながるなと思ったものですから、町長にこの場ではっきりと、何も問題はないと、十分吟味をしてやったんだということをはっきりと宣言をしてもらいたいなど、町長の見解を伺いたいというそういう意味でこの質問を出しました。町長、よろしくをお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、選挙前に言われたような法律違反は全くありません。何度もうその街宣がありましたので、私といたしましては令和5年第1回町議会定例会の行政報告の中でも経緯等については説明をいたしました。そして、この行政報告の内容については町広報紙4月号にも報告をさせていただいております、これはちょうどそういう時期で選挙前でもありまして、こういうことが出回ることで南種子町のためによくないというふうなことから、私は事実を伝えさせていただいたところであります。

説明責任ということでありますから、再度ちょっと流れについて御説明をいたします。

これは、2020年10月19日に有限会社大和インギーの里より観光物産館駐車場においてプレハブコンテナを設置して串焼きとインギー地鶏、これは特産品でありますけれども、これの販売を行いたい旨の行政財産使用許可申請が提出されました。そして、受領したところであります。

しかしながら、これは、物産館は運営協議会もございますので、同月21日に観光物産館運営協議会のほうに話を通すように指示をし、協議会会長よりこの申請に関して意見を聴取しました。申請者は、この観光物産館運営協議会会員でもあり、また設置目的が特産品の普及販売であるということから、支障はないとのことであります。

そして、ほかの会員からも同様の申請が出された場合は、町として同様に取り扱いしてほしいという内容でありましたので、その回答を受けまして、そしてそれらを踏まえ許可に問題なしと判断をし、同月23日に南種子町公有財産管理規定第17条第1項第1号により許可をしたというのが流れでございます。

しかし、翌年2021年4月12日付で行政財産である南種子町観光物産館トンミー市

場の駐車場にプレハブコンテナの設置を許可したことが違法であるとの趣旨の内容で、住民監査請求が町監査委員へ提出されました。この請求が提出をされた後、2021年5月25日に、私どもは鹿児島県町村会顧問弁護士事務所に担当課長出向きまして相談を行ったところでございます。弁護士からですけれども、今回の案件は観光物産館を利用する者のための特産品の普及啓発を目的とした売店であり、そしてまた厚生施設に該当すると判断できる。そういったこと等で用途目的を妨げているとは言い難いとのことから、この案件に対する違法性は全くないとの判断を頂いたところであります。

同じように本町監査委員室においても、鹿児島県町村議長会顧問弁護士に相談を行い、違法性はないとのことで、2021年6月3日に本町監査委員としても違法性はないとの判断を下し、監査請求を棄却したということであります。

その後、特産品の販売が行われなくなったことなどから、特産品以外の商品を販売しているという事実が、ちょうど選挙前だったと思いますけれども、確認をされました。これは、ちょっといろんな会社の中が変わってきたようなところも私ども伺っておりますけれども、そういうことで2022年12月中旬からまた店舗が稼働されていないというそういう事実を確認しましたので、行政財産使用許可目的に反している状況であるということから、町としては2023年1月6日付で業務改善計画書の提出を求めたところであります。

そして、1月末日までの提出期限としておりましたが、期限内にその提出がなかったために、2月1日付けで行政財産の使用許可の取消しを行いました。そして、2月24日までに原形復旧するよう通知をいたしました。通知が期限内に履行されませんでしたので、その後、2月27日、そして3月23日、4月4日と再通知を行っております。

その後、これはもう法的手続を進めなければならないということで、その準備に入ろうとしたところ、撤去の準備に入るという連絡が来たところでございます。

そして、4月19日にコンテナハウス本体の撤去をして、そして基礎部分については5月20日に撤去が終了したというのが一連の流れでございます。

町といたしましては、地方自治法等の関係法令に基づいて事務処理を行っておりまして、また弁護士等にも相談をし判断をいたしておりますので、法律違反を行った事実は全くございません。

そのほかに、こういういろんな流れがございましたので、そして選挙前に大変な街宣がいろいろありました。そして、いろいろ気分が悪くなった方やら、そしていろんな方々からの御相談も私どもにありましたので、私は私の後援会の会長にも御相談を申し上げました。そして、こういうその街宣がこれで本当にまかり通るの

かということで、そしてまた警察OB、そして関係者にも確認をさせていただいて、これ、ある政党の党員でございますけれども、この悪行について党の本部と県の委員会がでございますけれども、両方に後援会長が文書での抗議をいたしたところであります。事情をいろいろ聞きますと、私どもの役場職員にも、これだけいろんな言い方をしておりますけれども、訴えるときには訴えろと、罰金刑20万円で済むんだとか、いろんなことが言われておりまして、これも脅迫・圧力にかかるのではないかと。そして、またそのほかにも近所でガンガンやられるもんですから、そういうもう気分的に非常に精神的苦痛を覚えているとか、そういうものも届けられました。そういうものもこの抗議の中でしっかりと伝えたところであります。

また、この政党については、私ども種子島島内をずっと見てみますと、国道、県道、町道において全くのこの路側帯や植樹帯、そして許可を得ずにそういうポスター、そういう看板が立てられております。これは、森山先生とも先般お話をしましたが、非常にこのままで本当にいいのかということで、私どもにはいろいろ言いますけれども、そういう公の政党はしっかりやるべきじゃないかということで、このことも写真を添付して届けました。

そういうことから、最終的には、この違法看板の撤去命令ということで、町道に関しては私管理者でありますので、それを出して、そして選挙前にこれが撤去されたということでもあります。

先般、先生とも話す中、やっぱりこの離島全体を景観についてもしっかりと考えていくということにおいては、そして政権・与党なんかについてはしっかりとその支持者の中で許可を頂いて看板の設置をしておりますので、そういうことをしっかりやってもらわんと困るなということ。

今後は、全てにおいてこういうことを県そういったところにもしっかりと伝えながら、私どもとしては違法性のないことをしっかりやっていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） ありがとうございます。私も、もう胸に引っかかっておりました。こういうのがまかり通るようであれば、声を大にした人が世の中勝ち組だと、こういう世の中では駄目なんだと常々思っております。

私も、道の駅巡りということで、私はよく鹿児島島に上がるんですけども、あちこちの道の駅を巡るのがとても好きです。極端に言えば、福岡まで高速を使って行くのに、普通の人には3時間半から4時間で行くんですけども、私は8時間ばかりかかって行きます。もうサービスステーション、いろんなところで必ず止めるもんだから、うちのがもうあんたには運転させないというぐらい、ああいうところを巡る

のが好きです。

どこに行っても、いろんな業者の方たちが入っていて、それで活気づいているんです。このトンミー市場も非常に今お客さん多いです。ですから、地元の方がちょっとこういう店も出してみたいとかいう相談があったときは、ぜひ許可を出して、そして南種子町を活気づけてもらったらなという気持ちであります。

今日は、ちょっと選挙のときからずっと引っかかっていたもんですから、我々は正当なことをやっているのに何でという気持ちがあったもんですから、町長に見解を求めたところでございます。

それでは、3番目の次の質問に入らせていただきます。

これは、公立種子島病院の面会についてということで、このことについては病院の運営にも影響することでありますので、こういう一般質問にはなじまないのかなという気も十分しているんですけども、あえてここで町長にちょっと気持ちを聞いてみたいなということで、管理者たる町長の立場で答えてもらったらなという気持ちで出しました。無理に回答を求めるものではありませんので、町長の気持ちということで聞かせてほしいなということであります。

私は、6年前に公立種子島病院に母を入院させて、そして病院で亡くしております。そのときは、先生はじめ看護師さんなどスタッフの方が非常によくしていただきました。もう入院させて本当によくやってもらったという感謝の気持ちでいっぱいである反面、親の介護について、もう6年たちますけども、今年は7年忌を迎えます。今でもああしてやればよかったこうしてやればよかったという後悔がずっと残っております。普通はもう3年忌を過ぎたらこういう後悔はないというんですけども、私は今まで自分が40年間鹿児島に出て両親を放ったらかしにして帰ってきた、そういういきさつもあって、いまだにこの母親の最期、これについてもうちちょっと優しくしてやればよかったとか、そういう後悔がずっとしております。

それで、この3年間というのは、コロナウイルスの流行で当然面会かれこれも規制される、もうこれは当たり前のことだと十分私も理解をしております。そして、病院としては、やはり全体の運営を考えなければいけないと、もうこれは十分分かり切った上でなんですけども。

病気の進行というのは、患者本人の精神的なものも大きく左右されるのではないかと。入院患者にしてみれば、とても不安な気持ち、そして寂しいという思い、こういうのがあるんじゃないかなと。また、患者さんの家族、親戚、友人らも、ああ、どうしているんだろう、入院したけどもなあと、面会ができないねという気持ちを持っている方はたくさんいらっしゃると思います。現に、私も今おばが入院しているんですけども、公立種子島病院じゃないんですけども、面会ができずにもやもや

とした気持ちを抱いているところでございます。

昔みたいに、もうちょっと病院の面会が、もうちょっとでいいから自由にできないのかなというふうに考えた次第でございます。言い方は悪いんですけども、重篤な症状でもう回復の見込みのないという方なんかも入院されると思うんです。そのときに、家族にとっては、もう一時でも一緒にいてあげたい、友達にも会わせてあげたい、そういう気持ちが湧くのが人情じゃないのかなというように思っております。

コロナ禍の中で、入院中に御家族を亡くしたという方は、相当やっぱり面会の制限とかそれでいろいろと考えるところがあったんじゃないかなと、これは想像するところです。

これは、私の私見なんですけども、あえてこの質問を出した理由は、公立種子島病院だからこそ、面会者に感染防止対策を徹底させて、そして面会も厳重に管理して、例えば空いている部屋を面会室に使うとか、あるいは面会室をちょっと改装して十分感染防止対策が取れるような、そういう対策を取った上で以前のような面会とか付添いができないものだろうかというふうに常々思っているところでございます。

町長、管理者ということで、またこの改装とかいえば運営に関わる問題も出てきますので、非常に答弁としては難しいと思いますけども。今度5月8日からコロナウイルスも5類ですか、インフルエンザと同じ扱いになりました。そういうことも踏まえて、公立種子島病院の面会について、町長は個人的にはどのように考えているのかなと。個人的にというのも非常に難しいあれですけども、もし答えられるのであればお願いします。これは、本当に申し訳ない質問ですけども、よろしく願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるそういうお気持ちの方はかなりおられるだろうというふうに思います。ちょうど私も2年前に父親も母親も、ちょうど10日余りの中そういう状態でしたから、非常にそういうような思いは同じように持っております。

そういった中で、病院や医療施設について面会に関するポリシーやガイドラインを病院は設定をしております。患者が重症である場合や感染症のリスクが高い場合には面会を制限する場合があります。特に、感染症が広まっている場合は、面会を制限することが重要であり、感染症のリスクを最小限に抑えるための対策が必要だということは、これはもう病院側のしっかりとした対応だろうというふうに思います。



また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして、この3年間ほとんどの医療機関において面会を禁止、制限している状況が続いておりましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが2類から5類に移行したことに伴いまして、厚生労働省から各医療機関に対しまして、患者と面会者との交流の機会を可能な範囲で確保するよう医療機関に対応を求めたという、そういうところでございます。

これまで、公立種子島病院においても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため面会制限を実施をしておりましたが、患者の回復にとって家族との面会は重要な要素であることから、スマートフォン等を利用してオンライン面会を実施をし、面会機会の確保にこれまでも取り組んできたということでございます。

また、公立種子島病院においても、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴いまして、本年5月8日からは面会制限基準を変更をしております。面会を希望される場合は、平日の午後2時から午後5時の間で1日1回15分程度と、1回の面会を2名までとして対面による面会を再開をしてきているということのようでございます。

町民から対面面会に対する御要望について、公立種子島病院における直接的な要望があったというふうなことは、私もちょっと伺っておりません。そして、私もそのような要望を直接聞いたことはございませんが、かねてからいろんな診療についても病院スタッフにも申し上げていますが、病院のことはやっぱりお医者さんを中心に、院長を中心にしっかりとやっていただくということでもありますので、やっぱり病院の理念もございまして、やっぱり患者様にしっかりと寄り添ったそういう対応をやってほしいということは常々申し上げております。

また、病院には高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い方が多く入院されておりますので、基本的な感染対策の継続は今後も必要であるとのことでもあります。

さらには、地域における感染の拡大状況や入院患者の状況などのほか、患者及び面会者の体調等を総合的に考慮する必要があるとのことで、病院における面会ルールについては、今後も病院内においてしっかりと協議・検討をしながらやっていくことになろうと思っておりますので、ここについては御理解を頂いた上で御協力をお願いしたいというふうに思います。

いろんな御意見があるということは、今後も私どもも町民の方そしてまた患者さんからの御要望等については、それはそれとしてしっかりとお届けをして、検討はしていただければというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） ありがとうございます。とてもくらし保健課長も回答書を作るのは難儀されたんじゃないかなと想像したところですけども、ありがとうございます。

やはり患者さんの気持ち、家族の気持ち、私も訴えるところがなかったものからこういう質問を出したところでございます。

次に行きたいと思います。

最後の質問になりますけども、町長の施政方針の中で、また先ほどの今後4年間の取組の中でということで、種子島農業公社を離脱して、そして新しい法人を立ち上げるということが出ておりますので、このことについてちょっと3点ほど質問をしたいと思います。

この種子島農業公社の離脱については、町長や当時の担当、総合農政課長から議会も説明を受けて、そして議会としても離脱やむなしという結論を出して賛成した経緯があり、これはもう全議員が町長そういうことをやったら離脱しようよと言ったわけですから、みんなが責任があります。それで、私としてもとても気がかかっているところなものですから、今度のこの質問を取り上げてみました。

離脱したからには、農家の皆さん方に納得していただけるよう、これまで以上のすばらしい法人を立ち上げていただきたいなという思いがあります。今その準備として、総合農政課内に事務局長を配して取り組んでおりますけども、現在のところどのような法人になるのか、まだ全容が見えてきていないところでございます。

農家の方の話をいろいろ聞けば、みんないろんな考えを持っておりまして、大々的な農業をされている方や昔ながらの家族経営の農家の方など、それぞれ思いが違うようなところもございます。中には、町の直営的な組織を望む考えもあれば、いや、そんとはもう町と切り離れた方がいいんじゃないかという考えの方もいらっしゃると思います。

また、さとうきびの刈り取りに関してもそれぞれの思いがあるようで、刈ってもらおう、依頼されて刈るほう、こちらにもいろいろとそれぞれの考えがあるようございます。

新しく立ち上げる組織ですので、恐らく種子島農業公社の南種子版にプラスされるような組織を目指していらっしゃるのだらうと思いますけども、町長はどのような組織を立ち上げていかれるつもりなのか、そこを聞かせてほしいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

この新たな法人につきましては、これまで種子島農業公社で行っておいりましたさとうきび、それから水稻、サツマイモの農作業の受託を考えております。そして、

若い後継者を育てるためにも、そしてまた若い後継者しっかりと新規就農をした方もおりますので、現在のところ直営方式は行わず、再委託方式による農作業受託を考えているところであります。

また、詳細については、現在設立に向けての協議を進めておりまして、農家の皆さんへの説明などについては、町の広報紙そしてまたあらゆる機会を通じて、これは周知を図ってまいりたいと思います。

本町においては、離脱をしてからも、先般さとうきびの受託作業の方々、そしてまた若い方々もおりますので、私も相手の話し合いをする機会も持っていただきました。そして、今年のさとうきびの収穫も終了しましたので、その御苦労さんも兼ねてでしたけれども、いろんな反省点がやっぱりあります。

そして、これからこのさとうきび関係を担う若い方々や後継者、そしてまた先頭に立って今頑張っておられる農家の先輩方いろいろおられますので、そこにはいろんな御意見がやっぱりあります。それらもしっかりと、この前話をする機会がございましたので、今後もそういうこの協議に向けていい形での南種子町の公社ができるように意見聴取をしながら協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 農家の皆さん方へも説明責任、先ほどから説明責任を言っておりますけども、やはりいろんな、みんながみんな同じ方向じゃありませんので、やはり皆さん方が納得していただけるようなどこかで折衷案というのでも必要でしょうるので、そういう説明なんかもしっかりとお願いしたいと思います。

また、先ほどから言いますが、私たち議会もこれに賛成して離脱をした以上、行政だけの責任じゃありません。我々の責任でもありますので、そこは協力できることはしっかりと我々もやっていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

2点目です。この農業公社は、農業の問題といいますと、どうしても農協を抜きにしては話が進まない、考えられないというのが実情じゃないのかなと考えております。

そこで、新しい法人を軌道に乗せるためにも、また農業発展のためにも農協の協力というの欠かせない。こういう状況で種子島農業公社を離脱した現在、農協との関係はとても気になっているところでございます。

これまで、農協との協議などがあれば協議の結果、またこれから農協とどのようなタイアップをしていくのか、町長の考えを聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 離脱をいたしました。離脱をしたというのは、当時の状況を

しっかりと把握をした中で、やはり我々の町民、農家の皆さんのためになる方向に進めたいということが基本でありましたので、これはこれでしっかりやっていきたいと思えます。

そして、農業者の多くは農協の組合員でもあります。また、さとうきびにおいては甘味資源作物交付金の事務を農協のほうで行っていただいておりますので、新しい法人設立に向けて協議を進めていくためには、農協の協力は欠かせないものだというふうに思っております。

現在、支所長レベル、課長レベルで、現在協力要請はいたしております、これは当然農協さんのほうもしっかり協力をしたいという、しなければならんという、そういうお考えがお持ちでありまして、私も近く組合長に対してもそれはお願いをして、今後も協力体制をしっかり築いていきたいというふうに思えます。

そういう要請はしておりますが、農協の協力を頂きながら、今後の設立に向けてその準備会の中からそういう協議と一緒にさせて進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 安心しました。農協がそっぽを向かれたらちょっと困るなという気持ちがあったものですから、種子島農業公社には農協も入っておるわけですので、それを我々は脱退、離脱をしたわけですので、農協がちょっとへそを曲げたら大変だなというように思っていたんですけども。とにかく、協力体制を築いてもらってしっかりとした組織を立ち上げてもらえば、非常にありがたいのかなということ。

3番目の質問に入りたいと思えます。これは、今は大体もう町長がお答えになった内容だろうと思うんですけども。

もう既に半年以上が過ぎて、令和5年度のさとうきびやカライモまた水稻苗なども、はたから見ればいつもと変わらない風景で、これも担当されている皆さん方が並々ならぬ努力があつて、こういう問題もなく進んでいったんだろうと思っております。

今、町長が答弁されたことが進捗状況なんだろうけども、これからの見通しとか、あるいは現在までの進み具合、これについて簡単でよろしいですので答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

これまで新しい法人の設立に向けまして部内協議を行ってきております。そして、また受託農家、そういう組織との協議を行ってきておるところであります。

引き続き、受託農家との協議は行い、またいろいろ意見聴取をしなければなりません。当面は町と農協、農業委員会等による設立準備会を立ち上げ協議を進めていく方向となっております。

最終的には、受託農家などの関係者を加えた設立協議会において内容を決定し、令和5年10月1日の設立に向けて準備を進めていくということで確認をしているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 10月にはもう立ち上げるということで御理解してよろしいわけですね。分かりました。

非常に、この農業公社の問題は農家にとっては重要な問題だろうと思うんです。私なんかも何で脱退したのよという意見も相当聞きました。だけど、決まった以上はしっかりと我々もそれに対応していかなければなりませんので、担当の方は非常に大変だろうとは思いますが、しっかりとした農業公社を立ち上げていただきたいなというように考えます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩をいたします。

---

休憩 午前10時46分

再開 午前10時59分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○6番（柳田 博君） お疲れさまです。令和5年第2回、今年度初本会議、議長の許可を頂きましたので、通告に従い質問をいたします。

その前に、今年4月に執行されました統一地方選挙において、当選されました町長、議会議員の皆様、誠におめでとうございます。

また、町長におかれましては、24年ぶり2期目の無投票当選と、これまたおめでとうございます。このことは1期4年間の実績のたまものと高く評価し、2期目の期待度も一段と高まったものと考えます。

町長をトップとした執行当局と議会とが一致協力を惜しまず、町政発展と町民一人一人の幸せのために、責任を持って頑張ってもらいましょう。

それでは、一般質問に入らせていただきますが、近々の政策については、まだ私、

頭に入っておりませんので、過去の実績に基づいて質問をさせていただきます。

農業政策についてであります。農業問題は広範囲でありますので、今回については区切って、質問と要望を踏まえ、町長の考えをお聞きしたいと思います。

私ごとであります。2期8年、うち1期4年、小園町長の政策、方針、思考等、様々な場所でお聞きし、実践、行動を目にしてきました。

町民ファーストが最優先と考え、コロナに関する事、様々な対応策をいち早く実践したり、農業問題にしても、他の自治体から、なぜ、どうしてと聞かれることが多くあります。先取りして施策を打ち出し、実践していること、間違いありません。今後も先駆者として頑張りたいと思います。

また、非常におこがましいとは思いますが、同調的な考えを持っているんだなど思っているところがございます。

そこで、今後、小規模や中規模の農家への支援策について、町長の考えをお聞きします。

ここ数年、肥料はもとより、農機具、農資材の高騰はとどまることはなく、年間の農作物の生産額は、肥料や資材の購入額に追いつけず、赤字に陥っています。農家個々の経営の資質と言ってしまうとそれまでですが、平成9年に一元集荷体制になった頃は、小規模、中規模、約2ヘクタールから10ヘクタールの農家や兼業農家を大事にして、農作物の出荷量のバランスを講ずる施策があったものです。

こういった小規模、中規模や兼業農家の皆さんが赤字と高齢化が進む中、やっつけいけないと辞めていく。このような実態をどう思うか、お聞きいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

国においては、食料・農業・農村基本計画に基づきまして、農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開を図っております。

本町においても、農業経営基盤強化促進法に基づく各支援を展開をしておりますが、議員御指摘のとおり、経営規模の拡大や法人化に対する取組が主な支援になっているところであります。

これにより、経営基盤の強い農家が育成をされ、各地区でリーダー的な存在で、農業振興策を牽引していく姿が理想であるというふうに言われておりますけれども、しかしながら、本町の現状としては、兼業農家も大変貴重な農業経営体であることに間違いはございませんので、国・県の農業施策はもちろんでございますけれども、私どもは可能な限り、町単独での支援できる施策の充実強化を推進、そしてまた現在も検討をしているところであります。

これまでの具体的な支援策について、少し述べさせていただきますけれども、コロナ禍の3年余りでありましたけれども、この間、地方創生臨時交付金を財源とした取組をさせていただきました。これは原油価格・物価高騰等の総合緊急対策としても使えるということで、そしてまた、私、森山先生のほうにも、上京した際に、先生のほうからも、町長、これはこういうことにも使えるからということでアドバイス、御助言も頂きました。

そういうことで、これは最初のほうでは飲食関係、宿泊業関係、いろいろ取り組んでまいりましたが、全ての農家の皆さん、水産業の皆さんにも行き渡るようにということで、部内で検討をさせたところでもあります。

そこで、この原油価格・物価高騰等の総合緊急対策として、肥料、燃料、飼料の高騰により経営が圧迫されている農業者にということで、これは全ての作付面積に応じた支援金を支給をいたしました。

また、畜産農家に対しましても、頭数に応じて支援金を支給をしたところでもあります。そのほか、お茶や葉たばこ、米の乾燥施設を有している農業者等に対しても支援金を支給をいたしたところでもあります。

こういうことが他の自治体よりもやることができたということで、これはただ1回限りの、これで農家の皆さんが全て解決、そしてまたこれをクリアしていけるかということ、そういうもんでもないだろうというふうに思います。

今後、しっかりと、国の支援はありますけれども、それをしっかりとつないでいくために、そしてまた、農家の皆さんのことをしっかりと考えた施策を検討していかなければならないと思っています。

現在、農政のほうも若干体制が変わりました。そして、農協さんのほうも指導員がなかなか不足をしておりますので、農家のほうをいろんな形で回れるような、そういう体制に少しでもしなければいけないということで、今回人事でそういう体制を取ったつもりであります。

そこで、現在園芸であったり、それから果樹部会であったり、そういうところからもしっかりと御意見、御要望を聞きなさいということで、私も直接、先般総会の中で話を聞かせていただきましたが、これはしっかりと町独自の支援策を現在検討しているところでもあります。

やっぱり県本土で言いますと、桜島の降灰対策に係る、そういういろんな補助があるようであります、ただそれは全てのところがそれじゃそういう影響があるかと、そうでもありませんが、そういうところに引っかかってくるようであります。

ただ私ども離島には、そういう高率の補助制度がありませんので、やっぱりしっかりとそういうところとも勝負ができるような環境を整えるためには、私どももそ

こは考えていかなければいけないだろうというふうに思います。今後、その点についてはしっかりやっていきたいというふうに思います。

また、全ての農業者等に対する支援策として、現在、米軍再編交付金についても対象にすることができないか、これについては現在調査研究中であります。ただこの再編交付金については、個人への補助というのは対象になりませんので、仕組みをどのように組み立てて、こういうことが農家の皆さんや町民の皆さんにそういう対策が取れるかということ、しっかりと研究をしなければならんということで、やり方はいろいろあるんじゃないかということで、現在検討中だということは申し上げておきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。町独自の支援策も、今後検討していくということでございます。ありがたいことだなというふうに思います。

農家も高齢化が進んでいる中、家系に引き継いだ土地を、耕地を荒廃したくないという使命感で農業を営んできた気持ちを無にしたくない。また、大規模農家だけ生き残ったとしても、本町の農業は守っていけないと思う観点から、こういう質問をさせていただきました。

続きまして、でん粉用・青果用サツマイモの基腐病対策についてであります。

昨今、作物に関しては、様々な病害中が発生し、農家の経営を圧迫している要因でもあり、頭の痛い思いであります。農家の経営環境も様々であると思います。町長が常日頃申し上げ、また今回の施政方針でも提案しているとおり、町民、農家への周知を図ることを目的とし、対策について再度御答弁いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

本町におけるサツマイモ基腐病対策につきましては、これは施政方針の中でも述べましたが、持ち込まない、増やさない、残さない、これが基本対策だということで、これは私どもの町だけでなく、種子島管内、しっかりとそういう方向で基本対策の徹底をするということで統一をしております。また、農家の皆さんにもお願いをしております。

特に持ち込まない対策として、私どもの町は、この種芋の蒸熱処理体制を整備をいたしました。これは県内で5か所という、最初、話でしたけれども、なかなか種子島に1か所、それを設置しても、南種子町民のためにはならんということで、結局、西之表市、中種子町、どこに配置をするかということで、これはJA段階でもまとまらなかったというふうに伺っておりますが、島内にはこれは設置をされませ



んでした。

そこで、本町独自で申請をして、これを入れたわけであります。いろんな場所によっても、状況はいろいろ報告をされておりますが、こういったものをせっかく整備もいたしましたので、種芋の蒸熱処理については、しっかりと分析をしながら、体制整備は進めなければいけないというふうに思っております。

また、青果用のサツマイモについては、昨年度、強化ハウスを増設をいたしました。これは町政座談会でもいろいろ話はありましたが、やっぱりバイオ苗を増やしてほしいということでありまして、このバイオ苗の安定供給体制の強化を図っているところでありまして、ここについてしっかりとやっていきたいというふうに思います。

詳細については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） サツマイモ基腐病対策については、熊毛地区サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会を中心として、島内関係機関連携をしまして、これまで対策を取っており、今年度からは各市町の作業部会において対策を強化する方向となっております。

令和5年産に向けての本町の対策としては、生産対策として堆肥散布に対する助成やかんしょ重要病害虫対策事業等を活用し、残渣処理資材等の購入助成、蒸熱処理対策への支援及び残渣処理場の設置等を実施しております。技術面では、4月に植付け前の研修会を実施し、対策の徹底を呼びかけました。

引き続き、令和6年産に向けても、熊毛地区サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会を中心に、関係機関連携をしながら、国・県の基本対策マニュアルに基づく対策と国・県の補助事業を活用し、サツマイモ基腐病対策に取り組んでまいります。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。様々な施策、対策を取っていただいているなというふうに思っておるところです。生産農家として非常にありがたいことじゃないかなと思います。

さとうきび、サツマイモ、水稻の作付地の地力を上げ、品質、収量とも上がる、所得向上対策のため、堆肥の補助事業を推進していただき、今年度は基腐対策として、10アール当たり1.5トンの堆肥散布を補助事業で実施していただき、農家は喜びに堪えません。また、蒸熱処理装置の設置とか、もろもろの対策をしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

また1月に、東京の農林水産省に行った折に、政務官からは特効薬も出てきてい

るという、ありがたい発言もありましたので、それを期待して待っておきたい、待ちたいと思います。

次に、3番目になりますが、さとうきび生産農家への支援策についてであります。

令和4・5年産のさとうきび生産量に対し、トン当たり1,000円の町単独補助をしていただいたことで、農家は非常に経済的に助かったと、口々によかったと言います。

しかし、トン当たり1,000円当たりの補助は、刈取り受託料を引き上げた部分の補助であり、農家の負担が軽減されたということではありません。

さとうきびは原材料4,636円、トン当たり、交付金がトン当たり1万6,363円と、トン当たりですが、2万9,990円でありましたが、ほとんどが国の補助です。

しかしながら、冒頭でも申し上げたとおり、肥料、資材の高騰により所得ダウンということです。赤さび病の発生等の品質も落ちる。また、令和5・6年産のさとうきび出荷に対し、補助がないというふうに聞いております。支援策は考えられないか、町長に伺います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほども申し上げましたが、農業者等への支援策として、現在あらゆる取組ができないかということで、米軍再編交付金について、これ対象にできるのではないかとということで、これを今調査研究中であります。

そして、さとうきび生産量に対し、トン当たり1,000円の単独補助をいたしました。これは作付をやられている農家の皆さんだけでなく、刈取りをされる方、そしてここまで全然刈取りに対する、そういう賃金についても、刈取り料についても、全然これまで変わっていないわけでありまして、これは燃油高騰もありますし、肥料もそうですが、全てが高騰しているわけですから、町民全ての方に影響をしていることだというふうに思っております。

そういう意味で、今回はこういうトン当たり1,000円の補助をしたわけでありませうけども、今後については、そういうふうなことを継続ということではなくて、物価高騰等については、燃油もそうですし、なかなか都市部でもこれはもう下がってこないという話は、今伺っております。

特にホテル業関係についても、東京あたりでは一番安いところを探しても1万4,000円近くです。それで2万とか3万とか言われ、そういう時代でありまして、これは電気代も上がっていますし、そういう状況が続くということは、国会議員の先生からも話がありました。そういうことも踏まえて、我々はいろいろこれから考えなければいけないことがいっぱいあるんだろうというふうに思います。

そういうことで、そういう調査研究もしておりますが、また、これはさとうきび

の生産農家だけでなく、全ての農家の皆さん、そういう影響を受けているわけがありますから、多くの御意見、御要望をしっかりと聞きながら、検討をしっかりとしていきたいというふうに思います。

必要があれば詳細部分については、総合農政課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） さとうきび生産農家への支援策といたしましては、これまでも地力増進対策として、堆肥投入や土壌改良資材散布作業への助成、肥培管理や病害中防除対策として、農薬、資材代への助成を国や町の事業を活用して実施してきております。また、優良種苗購入助成をJAや新光糖業と協力して実施しております。

令和4・5年産のさとうきびにおいては、先ほどもありましたとおり、全生産者に対して、実績に基づきトン当たり1,000円を支給したところです。

さらに、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、地方創生臨時交付金を財源として、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、全農家に対して、作付に応じて支援金を支給をしております。

今後とも国のさとうきび生産性向上緊急支援事業をフル活用し、地力増進対策として、堆肥投入や土壌改良資材散布作業、肥培管理や病虫害防除対策として、農薬、資材代への助成及び優良種苗購入助成などを行い、各関係機関との連携を図りながら事業を推進してまいります。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 事業を速やかに実践していただいておりますことは、もう十分分かっております。いい方向に進むように、ひとつ総合農政課のほうでも頑張っていたいただければと思います。

これも重複するかも分かりませんが、さとうきびの刈取り受託者の問題であります。ハーベスター導入農家への支援策についてであります。刈取り受託者からは、働き手がない、また燃料の高騰、メンテ保守管理に相当な金額がかかる。幾ら補助事業でハーベスターを購入しても、人の分まで刈り取らなくてもいい。自分のさとうきびの適期に管理ができない。また、同時期にハーベスターを導入していて、年数がたっており、機械に無理をしたくない。整備管理費に無駄に出費したくないなど、様々な意見を聞く。このようなことに町長はどう向き合って、考えを持っておられるか、お聞きしたいです。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） いろいろそういうお話もあるようでありましてけれども、私ども今、さとうきびの関係で、しっかりと新しい公社設立に向けて取り組んでおります。

そして、現在若い方が担い手になっていただいた方もおります。そしてまた、後継者が若くおられるところもあります。

しっかりとそういう方々がやっていける、そういう農業にしていかなければならんと思いますので、令和4年度に本町独自の支援策として要綱を制定をしております。農作業受託持続投資支援事業というものを制定をいたしまして、ハーベスター導入に対する助成をしております。

なかなか国の補助金ですと縛りというか、いろいろ非常に難しゅうございまして、なかなか後継者がいないと駄目だとか、いろいろあるようであります、そういうのでは今後、やっぱり国の決まり決まった、そういうものだけに当てはめてやると、そういう補助も受けられない状況になりますので、それと併せて、そしてまた負担を軽減するために、この要綱を制定したわけでありますので、今後、またこちら辺についても意見を聞きながら、やはり基幹作物でありますから、しっかりとやっていけるような、どういう支援が一番またいいのか、そういうことについては検討してまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 前向きに検討していただいて、気持ちよく受託ができるように、ひとつ考えていただければなというふうに思うところです。

5番については通告をしておったんですけども、1番目で答弁をいただきましたので省略をいたしたいと思います。

次に、農地の区画整理と農道の整備についてであります。

3年ほど前に産業厚生委員会で農道の整備状況を上立石地区に所管事務調査を実施いたしました。執行部に対し、委員会の意見として申入れをしておりましたが、その後、進捗状況を教えていただければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この詳細については、進捗状況でありますので、総合農政課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 御質問にお答えをします。

令和元年度に現地確認した西海上立石、平松ヶ野地区の農道整備については、中山間地域総合整備事業煌耀南種子地区において整備する計画です。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 地元の切なる思いでありましたので、それが実るということで、非常にうれしく思っています。このことについては、どこの地区も声が出ないだけであるようでございますので、整理をしながらやっていただければなというふうに

思います。

次、農地の整備、農道の整備が様々な制約があり進展しない。農道が狭く、奥に行ったら30アールから40アール、3反から4反の立派な圃場がありながら、農道が狭いため作付する作物が制約を強いられております。

さとうきびは土地利用型作物で、本町を支える重要な作物であり、今後さらにさとうきびの生産振興を図ると施政方針でも提案しておられます。作物は、輪作をしながらローテーションを図って作付をすることは言うまでもないことです。

町長、国や県の補助事業は様々な制約があり、町単独で一つずつでも整備をし、作物作付の制約をさせない手だては考えていないか、伺います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

農道整備や農地の区画整理については、現在、県営中山間地域農業農村整備事業や農業競争力強化農地整備事業などの補助事業を活用いたした整備を進めておりますが、総事業費、受益面積などの採択要件があり、ある程度の制約がございます。

また、農業機械や運搬車の大型化により、農道の路面整地や拡幅など多くの要望が寄せられていることに対しましては、担当課から報告を受けているところでございますが、町単独事業で町内全ての農道を整備するということは、不可能であるのも事実であります。

現在、耕作者等からの要望に対しましては、重機借り上げ等によりハエバラス等を敷くなどの対応を行っておりますが、今後も公共性と緊急性を考慮し、状況に応じ必要な対策は講じてまいりたいと思います。

御指摘のとおり、国・県の補助事業は、これまでもございました。そして、私が前回就任をしてすぐ、西之地区でもありました。中山間にそれを県のほうと協議をしても、乗せるのは乗せるんですけれども、本当にやれるのかどうか、それを追及してやりましたところ、実際に採択の順位が非常にその路線は低いということでしたので、このことについては、私は単独事業でやることにしました。

そして、今はもう既に終わっておりますけれども、単独でやれるところは単独でやって構わないんですけれども、これも財源はただ単に私どもの一般財源でやるというわけにはまいりません。地方債、過疎債とか辺地債を使うのが一番ベストだろうというふうに思いますので、その対象要件に持っていくというふうなやり方だと思えます。

そうしたときにこの起債、地方債については、議員の皆さんも借金という感覚だろうというふうに思いますが、これ当然地方債というのは借入れですから、借金は借金なんです。しかしながら、毎年、国から来る交付税の中に公債費という算定費

目がありまして、ここの中で算定をされます。

現在、令和4年度においても、私どもの借金の算定をされた需要額というのは5億円ちょっとであります。この算定費目に算入される数値が、これまた基準があって、案分率を掛けて出すわけですけれども、これが交付税の中に国からお金が増えられて入ってくる、そういう仕組みになっておりますので、地方債を借り入れた場合のみ、これが入ってくるということでもあります。

ですから、単純に借金ではありますけれども、こういう有利なものをしっかり使って組み合わせてやるということが、やっぱり財政上、一番重要だということでもあります。

現在、国からは令和4年度の交付税については26億7,000万円ほど交付されました。その中で、本町にこの借金分の返済分の交付税分として、これに加えて入ってきたのが、この中に入っているのが、大体4億円近くの金が入っております。

実際、現在この地方債の返済額は7億8,000万円ほどですけれども、大体半分ほどは国が面倒を見ているということですから、先般も国から来ている、県の総務部長も申しておりましたけれども、やっぱりしっかりと財政計画を立てて、有利なものをしっかりと活用した財政運営をやるというのは、地方財政にとって一番重要なことだというふうに申されておりましたので、今後単独のそういう事業をやる場合においても、やっぱりそういう計画を立てて、そういうものでやるべきものについては、そういうふうな方向での検討を進めていかなければいけないのかなというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 有利な地方債等を活用してやっていただければと思いますが、国や県の採択要件として、制約というのは面積とか、それから一番最大のネックが共有地があると、一筆でも共有地があると、なかなか採択できないというふうなところがあるようでございます。

これについては地区の館長さん、集落の館長さん、自治公民館長を中心として、そこら辺の協議もしていただいて、いち早く有利な地方債等を使っていただいて整備をしていくというふうなのが、最良の道かなというふうに思っていますので、そこら辺の指導方も、またひとつお願いできればなというふうに思っております。

次に、堆肥センターの特殊車両、特に堆肥散布車の修理、修繕を日数をかけず速やかに終わらせ、稼働させる手法は、更新もさることないが、よく故障する部位等をオペレーターによく聞き、部品の予備を持つことはできないものか。

今年度もサツマイモの基腐病対策やさとうきびの春植え等の大活躍にもかかわらず、散布時期が1か月半から2か月延びてしまった。天候だけではなく、故障が大

きな要因と聞くが、町長の考えをお伺いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

この堆肥散布車両につきましては、先日の補正予算において購入の予算化をしておりますが、詳細については担当課長から説明させます。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 堆肥センターの機械については、老朽化し、修繕もかなり多い状況にあることと、散布車両においては、散布時期が重なることから、機械の消耗が激しく、予期せぬ故障が発生するのが現状となっております。

現在の散布機械の1台体制では、故障した場合、修理期間中は散布作業ができない状況でしたが、先日の補正予算において、堆肥散布機械の購入の承認を頂きましたので、購入後は2台体制での散布となることから、1台が故障したとしても、散布作業をストップすることなく対応できる体制となります。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。高価な車両を購入することは大変、経年劣化もあると思いますが、農家のためにいち早く散布して、堆肥を土壌になじませるといのは、最大の利得かなというふうに思いますので、ありがたいことに1台購入したということでございますので、故障しないようにオペレーターにも十分指導しながら使っていただければと思います。

今回、農業の施策といいますか、対策について町長の考えを聞きました。また次回には、また農業も一部なんで、今度また違う面のことをお聞きできればなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それでは、全く経路は違いますけども、4番目です。自衛隊の施設建設に伴う地元説明についてということでございます。

南種子町自衛隊誘致推進協議会、議会、自衛隊施設誘致調査特別委員会共々、自衛隊の施設の誘致活動を展開してきた結果として、本町にも3つの施設の設置予定と聞くが、私どもにも全く具体的な説明等、場所等についても説明がなされない。

また、設置予定場所、近隣の住民も、建設が始まってからでは遅い、早く説明会を開催してほしいと口々に話しますが、このことに町長の答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

馬毛島基地（仮称）建設事業に伴う種子島の施設整備については、2022年12月号の町広報紙においてもお伝えをしておりますとおり、1市2町にそれぞれ関連施設が整備をされることとなり、本町においては車両整備工場、車庫、それから隊員宿

舎、ヘリポートが整備されることとなったところであります。

防衛省から当時、公有地の照会について依頼があり、7か所の公有地を回答し、その中から旧南種子高校グラウンド奥の4分の1の敷地に車両整備工場、車庫と隊員宿舎を整備することが決定いたしました。残りのグラウンド4分の3の敷地については、今までどおり利用することとなります。

柳田議員も協力議員として会員になっておりますが、南種子町自衛隊誘致推進協議会からは自衛隊施設の誘致に関する要望書として、旧南種子高校グラウンド跡地を自衛隊隊員宿舎の最適地として推薦したいという要望書も、町及び町議会に提出をされたところでございます。

なお、協議会については令和5年4月1日から南種子町自衛隊活動協力会に名称変更を行い、今後活動をするというところでございます。

また、ヘリポートについては、健康公園奥の南種子町特産品開発センターを含めた敷地に整備されることが決定をいたしました。

これらのことについては、令和4年7月20日に防衛省において公表をされ、8月2日に町議会に対しても説明があったところであります。

その後、旧南種子高校グラウンドの払下げに向けた測量等が実施をされ、町有地の払下げについては、議会の議決要件ではありませんでしたが、9月14日、町議会全員協議会において説明をしたところでございます。

しかしながら、6月16日に令和5年度の発注見通しについての公表が防衛省のホームページで行われましたが、配置の関係等については、私どももいまだ説明を受けていない状況でございます。

ヘリポートについても、今後、手続が進められることになっております。

旧南種子高校グラウンド跡地の車両整備工場、車庫、隊員宿舎については、現在、防衛省において実施設計を行っているようでございまして、詳細の内容、配置も含めてですけれども、まだ本町に対しての説明はないところでございます。

ヘリポートについては、これまで常時利用されるというものではなく、緊急時等の場合の利用であるというふうにお聞きしておりますが、詳しい運用方法等について、防衛省で決定をしていないということであるようでございまして、これについては決定次第、説明を受けることになっております。

そういうことでございますから、その後、ヘリポートの周辺住民に対する説明を行っていただくよう、防衛省には要請をしているところであります。

また、今、現段階の状況はそういうことで、詳細部分を説明を受けておりませんので、ここの周辺の館長さん方には、そのように申し上げていまして、今後、それを受けた段階での説明になろうかと思っております。



○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 防衛省のやる事業ですので、なかなか口が堅く、言わないのが実態だというふうに思っております。しかしながら、地元、町長以下説明をいただけるんだったら、速やかに地元の人たちにも説明していただくようお願いを切にしておきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗君） これで、柳田 博君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を13時とします。

---

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○8番（上園和信君） 一般質問を行います。

4年ぶりに帰ってまいりました。この議事堂、議員控室、議会事務局、そして、役場職員の皆さんが非常に懐かしく感じられます。

議会議員として当選をした以上、町民の負託にしっかりと応え、議員としての職務を全うしていきたい、このように決意を新たにしているところであります。

さて、南種子町の現状、人口は徐々にではあるが、減り続け、次の次代を担う子供たちもめっきり少なくなり、かつてのにぎわいが失われつつあります。

本町の基幹産業の位置づけにある農業、農家の高齢化と後継者不足、それに伴う耕作放棄地もあちこちに見られ、農業を取り巻く環境は厳しい状況下に直面していると言えます。

商工業に目を向けると、小売業や大型ホテル・旅館の廃業が相次ぎ、町の活力と雇用の場が失われると同時に、経済活動全般に影響を及ぼしていると言えます。あわせて、大きく進展している宇宙開発の推進にも多大な影響をもたらしているのではないかと懸念しているところであります。

一般質問をいたします。町長選挙は、他に立候補者がいなかったことから無投票当選となりました。したがって、小園候補の選挙公約を聞くことができませんでした。小園町政、2期目に向けて、町づくりビジョンをお示してください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、上園議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人口について、本町の現状、人口、減り続けておるということで、大変危惧されておるようではありますが、これについては令和5年3月31日現在の5,220人という、この人口を見られて、2月から120名減ということですから、これにて心配をされている方も多数おられるんだろうというふうに思います。

しかし、この人口の推移を見ていく中で、3月末時点のこの5,220名という、この数値については、町民の皆様にも御理解を賜らなければなりません、やっぱり高校、学校卒業して外に出ていかれる方、そしてまた教職員、いろんな方々が1回、ここを出ていった数字がこういう状況であります。

これまでも多いときは、この時点で160名ほどの減とか150名、それで推移をしておりますが、今回は120名の減であります。しかし、4月にはまた新たに入ってくる方々がございますので、今度の町広報で出てくると思いますが、これは110名のプラスであります。

ですから、この人口の推移を見ていく場合においては、3月の一番減る時点というよりも、2月時点の人口と出ていった時点、そしてまた入ってくる時点、それをしっかりと踏まえて、今後の人口、どのような推移をしているかというのは理解をしてもらわなければならぬというふうに思います。

これまでこの2月から4月までの増減の中で、大体本町においては、平成20年あたりから大体90名とか80名、そのような推移で、この3か月の間で人口が減ってきている状況でありました。

ただ令和4年、5年については、一度、今年度もそうでしたが、令和4年についても105名の減で、また95名入ってくる。そういう状況で、2年続けてマイナスの10人の減というような状況でありますから、大分緩やかな人口減少に変わってきたのではないかと考えております。それらを踏まえて、いろいろ答弁をさせていただきたいと思っております。

本町にとっての私の選挙公約を、この選挙の間、聞くことがなかったということでもありますので、私は後援会活動の中で、これまで先ほどの同僚議員の中でもお答えをいたしましたが、3つの基本の柱を設けておまして、その中でそれを柱に今回の任期についても、しっかりと組み立てていくということを申し上げております。

そして、本町にとってこの農業振興対策、人口減少、少子化対策は重要な課題でもあります。施政方針でも述べましたとおり、まず農業振興につきましても、先ほどもありましたが、種子島農業公社を離脱をしたことに伴い、新たな法人の設立に向け、関係機関、団体との協議を今重ねております。そして、本町農業振興に資する法人の設立に取り組んでいるところでありますので、先ほどの答弁でお分かりの

ことと思います。

また、有機農業につきましては、私がこれを極端にどんどん進めているということではありません。国がみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を創設いたしまして、そして2050年に向けて有機農業に取り組むということは、国が出している方針であります。

そして、私どもの鹿児島県における、選出の国会議員、野村先生が大臣になりました。そして、森山先生を中心に、この食の農業の安全保障について、今しっかりと議論がされておるところでありまして、そういったものを踏まえながら有機にも取り組み、そして普及啓発、技術支援や人材育成、そしてまたこの中で荒廃農地の復旧、新規就農者の確保を図るということで、将来に向けた持続可能なまちづくり、農業を推進をするということでもあります。

また、さとうきびについては、低反収の課題解決に向け、「はるのおうぎ」の推進を図ってきておりますが、優良種苗の確保・供給はもとより、種苗支援対策を図りながら、この振興に努めるということで、そのほか農業については、先ほども申し上げましたとおり、米軍の再編交付金が農林水産業まで広げた形での活用ができないかどうかは、現在調査研究をしておりますので、これも含めて町民のためになる施策を考えてまいりたいと思います。

また、サツマイモについては、基腐病対策が喫緊の課題となっておりまして、これについては先ほど申し上げましたとおり、これまでも蒸熱処理装置を設置しております。そして、この利用促進、そして令和4年度に整備をしたハウスを活用いたしまして、安納いもについてはバイオ苗の早期及び安定供給ができるように、これを取り組んでいきたい。

そしてまた、熊毛地区の基腐病プロジェクトチーム等と連携をしながら、この基腐病拡大防止対策については徹底をまいりたいというふうに思います。

そのほか園芸、果樹、畜産、林業、水産業、施政方針でもいろいろ述べましたが、全ての農林水産業において、ここも含めて農家の皆さんの御意見を賜りながら、こういう支援策がしっかり組立てをすることができるように努めてまいりたいと思います。

人口減少対策については、全国どこの自治体も対策に苦慮をしているようですが、幸いに本町においては宇宙留学制度があり、第28期留学生を受け入れました。これまでも百五、六十名の応募があり、そういった中から今回56名、決定をしたところでもあります。

そして、これは森山先生からも上京の折に報告をし、言われることでもありますけれども、ほかのところの山村留学に比べても、本町の留学制度については、非常に

魅力的で希望者が多いんだなということで先生から言われています。そういうことで地方創生の原点とさせていただいておりますので、ここについてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

そのほか、現在宇宙芸術祭、そして観光再始動の補助を導入をしながら、そしてまた少子化に伴う子育て支援については、病後児保育事業とか、先般予算のほうも組ませていただきましたが、それと併せて結婚祝い金、出産祝い金の増額支給で、子育てしやすい日本一のまちの実現ということで、これを表明をさせていただきました。そのようなことに取り組んでまいりたいというふうに思います。

まずは簡単に概要だけ説明をいたしました。その後については質問の中でお答えをしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長は、この人口減少をあまり危機的に捉えていないような気がいたします。南種子町の平成12年（2000年）ですが、その人口7,154人です。本年4月30日現在の人口は5,330人なんです。23年間で1,824人が減っていると。これを危機的状況と捉えて、人口減少問題と少子化対策、これに本腰を入れていかんと、あと数年もしたら4,000人台に突入するという、非常に心配される状況になっております。

政府も、この人口減少問題と少子化対策、これがやっぱり危機的状態と捉えて、重点的に取り組むということで、岸田首相は記者会見を開いて、3年間に少子化対策として児童手当の拡充とか、これは2024年の10月から実施をします。今所得制限がありますので、それを撤廃すると。支給期間を高校生までに延長をすることと、それから出産費用、これが保険の適用をされておきませんので、この適用を2026年から導入すると。それから、保育園、保育所の入所要件も緩和して、誰でも、いつでも入所ができる、そのような制度にしようということで、記者会見で政府の行う子育て支援の具体策が見えてまいりました。

ちなみに、2022年に日本国内で生まれた子供が77万747人、7年連続で減少しているようです。この統計の開始以来、初めて80万人を割り込んだということで、非常に危機的状況ということで捉えております。

これを何とか人口の減少と少子化の加速にストップ、歯止めをかけていく必要があると思います。この4年間に人口を7,000人台、6,000人台に回復するという目標を立てて、これは南種子町1市町村だけでは無理があると思います。国や県、そういうところとしっかり連携をして、人口減少と少子化対策に重点的に取り組んでいくということを要望しておきたいと思います。

町長、先ほどから東京に行ったときは、必ず森山先生の事務所を訪ねるとい

とであります。森山先生だけではなくて、農林水産大臣の野村先生もおります。それから参議院議長の尾辻先生もおります。この尾辻先生、お孫さんを花峰小学校の宇宙留学に出して、運動会は毎年のように応援に来ていたようで、特に南種子町には思い入れがあるんじゃないかと思います。

そういう国や県としっかりと連携をしながら、国・県の動向を注視をしながら、人口減少と少子化対策に重点的に取り組んでほしいと、このように要望しておきますが、何か町長からコメントがありましたらお願いをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 何か森山先生のところだけ行っているような話でありますけれども、私は、私どもの鹿児島県の大分、そして議長さんもおられますので、これは尾辻先生、野村先生も森山先生を中心にしてしっかりと連携を図ってやっている先生方です。

そして、そのほかにも、ほかの選挙区でも小里先生だったり、自民党、政府与党の先生がおられますので、それはしっかりと要望しながら、私どもが一番中心になるのは、私どもの選挙区の森山先生であります。そして、御相談をしながら、この人口減少対策についても、ここに先生がおいでいただいたときも言いましたけれども、本町の取組は、今人口減少対策、真剣に職員も一緒になって取り組んでいるわけでありまして、ここについては議員にも御理解をいただきたいと思っております。

そして、4年間で7,000人に持っていくなどというのは、これはまずここで答えさせていただきますけれども、これは到底目標を定めても、こういうのはまず住居の問題から雇用の問題、まずそこに持っていくというのは、私は至難の業であろうと思っております。

現在の人口減少率が緩やかになってきているのは、本町が一番緩やかになってきております。これまでの取組の成果であると思っておりますけれども、職員も一緒になって頑張っていく中で、やっぱり今各小学校区に住居もつくっておりますので、そういったところで受入れをつくる。そして、特定地域づくり事業協同組合で働く場を設ける。そういうものとしっかりと連動させながら、そして農業でもしっかりと農業をやっている、そういう環境をつくって、それが全てしっかりと回るような、そういうものをつくらなければ、簡単にこれはクリアできるものではないと思っております。

現在、全国の自治体で、この人口減少対策で、まず横ばいに持っていく状態にするというのが、皆さん、大変なところだというふうに思います。私は、令和7年国勢調査でありますので、先ほど午前中の議員の質問の中でも答弁いたしましたが、職員と一緒に、令和7年国調、何とか本当にそういう効果が出てきますように、努力をしたいということをお願いいたしますので、そこについては御理解をいた

だきたいと思います。

この人口減少、少子化対策については、国家的な問題であります。国においても異次元の少子化対策として、児童手当の拡充等を検討しているようでありますので、それは議員の御指摘のとおりであります。

日頃から、先ほど申し上げた、それぞれの先生方には、本町の取組についても御理解をいただき、地方創生の原点として頑張れということをお指導いただきながら取り組んでおりますが、これからも国としっかりと連携をし、国の動きを注視しながら、子育て支援の充実したまちづくり、そして人口減少をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 目標を立てて、それに向けて努力をします。これは非常に必要なことだと思います。

昨日の新聞でこういう記事がありました。ちょっと紹介をしておきます。

国は2024年度の実施を目指して、東京都内の大学を卒業した方、地方出身者です。その方が地方の中小企業に就職する人、これ移住支援と、それから東京一極集中、これの是正のようですが、そういう方に対して、単身で田舎に住む場合は60万円を支給すると、1人当たり。家庭で世帯移住では最大100万円を支給する。移住先で企業を興した人、そういう方には最大300万円を支給しようじゃないか。そういう制度を創設したようであります。

南種子町出身者も、東京の大学を出て、東京、関東圏で暮らしている人がたくさんいると思います。そういう人たちも呼び込んで、人口の減少対策、それから少子化対策、こういうのに取り組んでほしいと思います。

次の質問に移ります。宇宙開発への協力・支援策についてであります。

先ほども申し上げましたが、ここ最近、町内の大型ホテル・旅館の相次ぐ閉鎖・廃業で、宇宙開発の推進にも大きな影響を及ぼしているのではないかと心配しております。宿が取れないとの声を多く聞きます。宇宙開発への全面支援と協力、観光振興の観点から、南種子町でホテル・旅館の誘致に取り組む考えはないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

令和5年3月議会においても、同様の質問がされて、答弁をいたしましたが、再度申し上げます。

ホテル・旅館等の閉鎖については、御承知のとおり、令和元年からホテルが1施設、昨年には旅館が2施設廃業し、本町の観光産業にとっては大きな痛手となって

おります。

現在宿泊予約ができない状況から、県内外より宿泊施設確保の多くの要望が寄せられております。また1月、3月のロケット打ち上げの際に寄せられた宿泊施設の予約の問合せがかなり多い状況であり、宿泊予約が取れない状況であるため、車中泊やキャンプ泊が過去の打ち上げより多く感じられたところであります。

旅館業からは、町が行ったアンケートにおいて、町主催のイベント等には積極的に参加協力をし、町内に多くの宿泊者を受け入れるが、そのため行政、ロケット関係者の連携を図って、打ち上げ期間と重ならないよう、情報交換を行っていただきたい旨の要望が来ております。

しかし、ロケット打ち上げが順調に推移し、今後年間打ち上げが増えますと、解決が難しい問題であると認識をしております。町と旅館組合が一体となって、ホテル誘致することに対しましても、組合としては反対であり、行政側が誘致するのであればやむを得ないのかなというような考えであるということでありました。

そういうことから、これを旅館組合と、そしてまた連携を図り、一体となって対策を取るということは、現状では難しいのではないかと感じており、そのことについては先般の議会で述べさせていただいたところであります。

また、町がホテルを誘致しているような、一部そういう報道もありましたが、町が誘致に乗り出している、そういう事実はございません。

しかしながら、現在四、五件程度、興味をお持ちの方より、本町にホテル、そしてまたいろんなグランピングリゾート、そういうものの提案等のお話が来ているのは事実であります。具体的なものが今後示され、そして可能性として、そういう考えられるようでありましたら、私は議会にも説明を申し上げたいと考えているということをお知らせしました。

町といたしましては、現状、一刻も早く打破できるよう努力をしてまいりたいとは考えておりますが、何せ相手があることでありますので、そこはいろんなお話を聞きながら、前に進められるものを進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 積極的じゃないようです。ロケットの打ち上げ、長期滞在をする、打ち上げ隊の宿が取れない。打ち上げ隊はどこに宿泊してロケットを打ち上げるのか。声が非常に多く寄せられます。隊員の宿がなかなか取れないので、何とか対策を立ててもらえないか。

私が心配するのは、打ち上げ隊の宿が取れない。馬毛島で自衛隊の訓練が本格的に始まる。アメリカの戦闘機がしょっちゅう飛んできて、どうも打ち上げに支障が生ずるということで、宇宙センターがほかの場所に移転をするんじゃないかなとい

う、私はその心配を今しております。

その宇宙センターを我が町に誘致しようということで、水面下ではそういう誘致合戦も始まっているんじゃないかな。もっと積極的に、それは旅館組合とかホテル組合からのいろいろ要望もあると思いますけど、これを解決せんとロケット打ち上げができない状況になってくるような気がいたします。

そこで、企画課長、現在南種子町のホテル・旅館は何件あって、収容可能、これを大体何人ぐらい可能、収容できるのか。打ち上げの時期になると、メーカーさんとか、そういうところから相当、旅館が取れないという、何か要望があるのか、お聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 現在の本町のホテル・旅館業の数と収容可能数でございますけれども、現在ホテルが7事業者ございます。民宿旅館等が26事業者となっております。収容可能人数については915人程度となっているところでございます。

大きな旅館・ホテルが廃業した部分がありますけれども、この3か所を合わせますと、3か所で250人ぐらいの宿泊するところはもうなくなったというようなところで、今ありましたロケット打ち上げ時に隊員等が宿泊で困っているというお話については、こちらにも相談が来たりはしてございます。

前回の打ち上げのときにも、実際そういうお話がありまして、JAXAとか三菱さんのほうに、自然の家であったりとか生きがい活動室、こちらのほうの宿泊について、優遇して泊まれるように措置をした部分がありますので、旅館・ホテルについては、もちろん確保できれば一番いいことでありますので、今町長からもありましたとおりの、そういったお話等を聞きながら進めていきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 企画課長、大体ロケット打ち上げ隊、何人ぐらいが常駐するか、そこら辺の把握はしていませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 詳しい数字については、またちょっと確認しないとあれですけども、1回の打ち上げで、昔からすると、大分こちらに常駐している方は少なくなってきましたけれども、打ち上げのたびに出張でいらっしゃるということで、JAXAとか三菱さんとかが出張でいらっしゃるわけですけども、人数についてはちょっとはっきりとは分かりませんが、50名とか100名とかいう単位では来るんだろうというふうには思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 次に移ります。公共施設の適正管理についてであります。



はまだの湯、これは浜田温泉と通常呼んでいますが、これが現在臨時休業中だそうであります。現地に行くと、「設備にも不具合が生じたため、当面の間、臨時休業しております。御理解のほどよろしく申し上げます」、こういう張り紙が貼ってあります。

このはまだの湯は、私、温泉施設かと思ったら、そうじゃなくして、公衆浴場として保健所からの許可を得て営業していると。現在は平山地区生産組合に管理委託して、運営してきているようですが、このはまだの湯はいつから休業しているのか、その休業の理由についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

農業者休養施設はまだの湯は、令和4年10月14日に保健所立入検査が実施され、鹿児島県公衆浴場法施行条例第4条に規定する措置の基準に不適合と判断され、その日から休業をしております。

不適合とされた主な内容は、浴槽の木枠が腐食していること、原水配管の吐出口が浴槽水面より下部に位置していること、浴槽水を溢水していないこと、貯水槽の一部が破損していること、生産組合において施設の清掃、消毒をしていない箇所があったことです。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 今、そのような理由で休業していると。この平山生産組合、これ委託をして経営をしているようですが、令和3年度の年間の委託料、それから年間の利用者数、経営状態、赤字経営か黒字経営、これについてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 質問にお答えをいたします。

令和3年度の指定管理委託料は年間120万円、年間利用者数は3,309人、経営状態は単年度収支でマイナス9万5,729円となっております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） この温泉は、名泉はまだの湯ということで、非常に親しまれております。年間3,300人も利用していますので、これは火を消すべきじゃないと思います。

今、総合農政課長が申し上げました、保健所から指摘された事項、これを早急に改善をして、営業を再開することについて、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

施設を改善をし、営業再開するに当たっては、これまでも指定管理制度により協

定を結んでおります、平山地区生産組合と中長期的な運営方針も含めて協議を行っており、そしてまた、今後しっかりとそこを協議を行い、まとめることが必要だと判断をしております。

しかしながら、先日の大雨によりまして源泉斜面が崩落をしたとの報告を先日受けました。現在源泉のところは全然、配管も全部切断されているような状態でありまして、これらも踏まえて現地をしっかりと確認をして、そこからの協議が必要だと考えております。

詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 今回の施設の改善に伴う費用は、改善方法により大きく異なりますが、500万円から1,600万円程度の改修コストを見込んでおります。その上、運営面においては、これまで度重なる源泉斜面の崩落や源泉配管途中の土砂崩れ、電源配線の老朽化と塩害による断裂などで、臨時休業を余儀なくされており、源泉からの取水ができないリスクも、非常に高いと判断をしております。

また、管理面からも、浴槽水を一掃するには、湧水量の不足が予想されており、その対策としてろ過器を設置すれば、さらに改修費用がかかります。管理人も源泉の水を絶えず屋上の貯水タンクに送る必要があり、その対応のため、管理人の常時雇用など、施設の管理体制を構築するためには、営業時間や営業日とランニングコストをしっかりと協議検討を重ねていく必要があります。

先ほど町長の答弁にもありましたように、先日の大雨により源泉斜面が崩落し、源泉からの送水が不可能な状態になっており、今後もさらに崩落する可能性もあります。これらの課題を共有しながら、中長期的な施設の在り方も含めて協議を進める必要がありますので、いましばらく時間がかかると思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） いましばらく時間を下さいということですので、再開に向けて努力をしてほしいと、このように思います。

次の質問に移りますが、福祉センターのトイレ改修について。

この件については、6月補正で2,500万円の改修費が議会で議決をされておりますので、予算計上がされておりますので、近々改善がされて、トイレが利用できる状態に戻るというふうに思いますので、議長の許可を頂いて、質問は割愛をさせていただきますが、1件だけ、ステージと着替え室ですか、あっちが雨が降ると雨が入り込んできて、せっかく着たステージ衣装、これがずぶぬれになる場合があるという声が聞こえてきましたので、このトイレの改修と併せて、ここも改善をしてほしいということで、要望をしておきます。町長から何かありましたら、答弁お願い

いたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

まず、先般の第1回臨時会で議員から御質問がありましたことについて、一言申し上げておきたいと思います。

今回は福祉センターであります。御質問の中でトレーニングセンターのトイレの故障についても御質問がありました。トレーニングセンター使用時に相撲場に行き用を足したりする状況が何年も続いているのではないかと、住民からよく聞く話だということで、これについてはトレーニングセンターのトイレについては故障しておりませんので、そのような事実はございません。

そしてまた、この臨時会の中での結果については、会議録の中にもそのようなことが掲載されておりますから、ここで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

福祉センターのトイレについては、今議員からありましたとおり、今議会で予算化をいたしましたので、これについては改修をしていくこととなります。

それで、今ありましたステージと着替え室を結ぶ通路、これについてそういう御要望があったということですが、直接、私どものところにはまだ届いておりませんが、今回そのような話があったということは、部内として受け止めたいと思います。

しかしながら、今回の2,500万円においては、トイレと、そしてまた修繕をする箇所等について、もう見積りをして、ある程度の箇所を決めて予算化をしている案件だというふうに思っております。

そのことから、ただいまのことについて、今後検討するというのであれば、改めて予算化をしなければならぬ問題だと思っておりますので、そこについては今後調査をし、部内で協議をしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 次の質問に移ります。現在、この中央公民館です。旧南種子高等学校の統廃合、2010年の3月閉校——ちょうど今から13年ぐらい前になると思います——に伴い、鹿児島県から校舎、体育館、校庭、教員住宅等が無償譲渡されたものであります。

体育館については、昭和40年代ごろに建てられて、もう築50年以上はたっているんじゃないかなと思います。現在解体をする計画があるということですので、現在中央公民館として使われている2棟の校舎とも、大体同じ年数がたっているのではないかと思います。そういう関係から老朽化もかなり進んでいると、このように判断をいたします。

町の中心地にあつて、外から見ると塗装は消え、汚れが目立ち、特に雨の日は非常に見苦しい状況で建っております。景観上非常に見苦しい状態でありますので、外壁の塗装、トイレの改修、通路の補修等が必要と考えます。大規模改修の必要性についてお尋ねするものですが、町長の所信をお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 上園議員の御質問にお答えをいたします。

議員からありましたとおり、外から見ると塗装が消えて、汚れが目立つと。そのようなことについては、以前から私もそのように思っておりまして、職員にも再三、これまでも申し上げてきておりまして、まず、ただ塗装だけの問題ではないというふうに思っております。

中央公民館の大規模改修については、議員のおっしゃるとおり、南種子高等学校が平成22年3月に閉校したことを受け、平成24年4月に中央公民館として位置づけられた施設であります。

また、平成22年度に旧南種子高校校舎の耐震診断を行っており、南側の管理教室棟の耐震診断結果は良好であったようであります。北側の特別教室棟について、耐震性に少々疑問があるという診断結果が出ておるといことでありまして、これを基に平成24年度に耐震補強計画を策定をいたしておりますが、これまでも中央公民館については、計画に基づく大規模改修は、財源の確保・調整の関係で、歴代の町長の中においても行われていない状況であります。

令和4年第1回南種子町議会定例会においても同様の質問があったことから、町内の公共施設の総合的な改修計画の中で検討を進めており、中央公民館については建築より50年以上経過し、老朽化もさらに進んでいることから、今回耐震診断結果や耐震補強計画を基に、外壁の塗装やトイレの改修など、具体的な設計を行うため、中央公民館耐震改修工事設計業務委託の予算化を行い、令和5年度から大規模改修工事を行う計画としたところであります。

また、中央公民館の屋内運動場については、補修や応急処置を行い、延命化を図ってきましたが、現在壁の一部が落下するなど、非常に危険な状態であることや雨漏りの被害など老朽化が進んでいることを踏まえ、屋内運動場については施設を解体し、その跡地に建て替えを計画していることから、今回中央公民館屋内運動場解体工事実施設計業務委託並びに中央公民館屋内運動場建替工事実施設計業務委託を予算化したところであります。

なお、財源調整については、防衛省との協議を経て、再編交付金等を活用しながら取り組むこととしているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 次の質問に移ります。

旧南種子高等学校跡地運動場の一部を自衛隊関連施設建設用地として、国に売却をしたようであります。売却に伴う取引内容と建設される隊員宿舎、それから車両整備工場の規模等、詳しく説明をお願いをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 担当課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 上園議員の御質問にお答えします。

事前に上園議員には聞き取りに行っておりますので、それに基づいて答弁をさせていただきます。

まず第1に、「処分（売却）に当たり住民への事前説明は実施したか。」ということにつきましては、処分に当たっては、防衛省が用地測量業務を現在行っており、令和4年7月20日に町有地と隣接関係者との境界確認を実施し、隣接関係者から異議なく了承を受けております。

現在、土質調査を実施しているという報告を受けておりますので、今後自衛隊関連施設の建設において、事前説明が必要な場合は、防衛省へ説明を求めるなど、必要に応じまして対応していきたいと考えております。

第2に、「この場所に決定した理由。」につきましては、防衛省から部隊の運用、交通の便、周辺環境などの様々な条件を考慮して決定したとの説明を受けており、町有地の土地利用に関し、調査、審議及び調整を図る土地対策委員会を開催しまして、払下げについて決定をしておるところでございます。

また、名称でございますが、町の自衛隊誘致推進協議会からは、自衛隊施設の誘致に関する要望としまして、旧南種子高校グラウンド跡地を自衛隊隊員宿舎の最適箇所として推薦したいという要望書も、町及び町議会のほうにも提出されております。

第3に、「処分（売却）した面積は4,465平米、総面積の何%に当たり、売り渡した価格は何万円。」ということですが、これにつきましては売却した地積面積は4,465.61平米になります。

グラウンド、武道館、トンミー市場の一部などを含めます、中之上字山崎2344番1の筆総面積は3万5,122平米でありますので、12.7%に当たります。売却額が2,350万円ということになります。

次に、第4に、「子供たちがソフトボールなどの練習場に使っている。子供たちの了解は取り付けたか。」ということですが、この件につきましては自衛隊関連施設建設用地について、グラウンドの南側の用地でございまして、子供たち

がソフトボールの練習場として使用するには十分な面積を残しております。

また、防衛省からは、子供たちの練習に支障がないよう、敷地にはフェンスを設けると、敷地境界のほうです、設けるという説明を受けております。

第5に、「隊員宿舎の規模、単身用か独身用かということと、車両整備工場は何を整備する工場かということでございます。戦車か、軍用車両か、ヘリコプターか。」ということにつきましては、本町の当該売却地には支援施設として車両整備工場、車庫と隊員宿舎を整備するという説明でございました。

隊員宿舎につきましては、今後部隊運用等を考慮して決定するということですが、車両整備工場で勤務する10名程度が居住する計画ということで説明を受けているところでございます。

なお、車両整備工場につきましては、鉄骨造りや鉄筋コンクリート造りで約870平米と聞いておりますが、詳細な規模等は示してございませんが、通勤車両等ということで説明を受けているところでございます。

以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 私が聞いたかったのは、売却に当たって地域住民への説明会は実施したかということです。何でこういう質問をしたかということ、昨年度の12月号の広報紙、この下の段に、町有地の払下げについては議会の議決要件ではありませんが、9月14日に町議会全員協議会において説明したところですが、書いていますので、議会には諮っていないということですよ。議会の議決はされていないと。町有地の払下げについては、議会の議決要件ではないということを書いていますので。

町民の大切な財産ですので、町議会の全員協議会、これに説明するのも必要はあると思いますが、そこら辺に住む地域住民、これだけで売却しましたと、これだけの面積を。こういう施設ができますよということを、地域住民には説明する必要はあると思うんです。これは説明したかどうかという質問なんです。地権者には説明したということですけど、地域住民への説明はあったのか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 地域住民といいますか、私が今申し上げましたのは隣接住民ということで、7戸の方々にそれぞれお願いをして、立会いまで含めて、異議なしということで受けたというところでございます。地域住民、校区全体を集めてしたとか、そういうことの説明ということであれば、それはしておりません。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 今、私が説明したように、この町有地の払下げについては、議

会の議決要件ではありませんが、ここに私、引っかかるんです。これ議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例があります。この条例と整合性が取れていますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 上園議員の質問にお答えをいたしますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条で、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限ると規定されております。売却した地積面積は4,465.61平米になりますので、議会の議決要件には当たらないということで判断をしております。

なお、町議会では、自衛隊施設誘致調査特別委員会を設置しておりましたので、状況を報告するために、9月14日に町議会の全員協議会において説明したところでございます。ですので、議会議決要件は5,000平米ということでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 時間が迫ってきました。予定価格500万円以上の工事、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い、土地については1件5,000平米以上、この予定価格700万円は、どういう解釈をしたらいいんですか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 第3条の例文で読み上げますと、第3条は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平米以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いということでございます。

つまり、これを解釈で読み解きますと、予定価格の700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いということですが、ただし、土地においては5,000平米以上は議決要件ですよということで解釈をいただければ、法に適用されたものということで解釈されております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） どっちかを一つ見いだすことじゃないですか。売渡価格は2,350万円になっています。予定価格の700万円をオーバーしていますので、これは議会の議決が必要ではなかったのかなと、私はそう解釈しますが、どうですか、町長。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 土地については5,000平米以上の面積が議決要件になりま

すので、金額ではないということです。この文書の読み取り方は、そう読み取っていただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） それは総務課長の解釈ですか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） これは昔の話をしますと、私が20代の頃にも物品の購入からそうしたときもこのように解釈をされておりますので、ここに括弧書きで、このように土地については1件5,000平方メートル以上のものに限るといふように書いていますので、そのように解釈をしていただきたいと思います。これは私一個人ということじゃなくて、行政上、そのように判断をしております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 財産の取得又は処分ですよ。土地は財産じゃないということですか。あと時間が6分少々となりました。また明日も土地の財産売渡しの議案が出されておりますが、これとの整合性もありますので、ヘリポートを大宇都地域に建設するというので、その土地の売渡しの議決が明日、追加で予定されておりますが、町長、こういうときは住民の説明というのが一番必要なんです。住民はどういう施設ができるのか、非常に心配をしております。

説明会を実施をしてほしいと、町民の声も聞いて、それを行政にも反映してほしいと。行政の主役は町民ですと、町長、さっきおっしゃりました。だから、大宇都地区とか長谷地区、そういう人たちに説明をするということを要望しておきます。町長、何かありましたら。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

これは午前中も申し上げましたが、この町有地の処分については、ヘリポートの部分については、明日、その下の申請が防衛省より提出されておりますので、議案として提出をしております。これは面積が7,428平米を超えているものであります。

詳細については、明日の議案において説明しますが、ヘリポートの具体的な規模等は、まだ示されておられません。そしてまた、飛行経路等を考慮して設計を行うとの説明だけしか今のところありません。これは午前中も同僚議員の質問で申し上げたとおりです。

また、詳しい運用方法等についても決定していないということで、これは周辺の方々、住居がありますので、そのことについても今検討をしているということでもありますから、決定次第説明を受けるといふことに我々もなっております、その際



には、その後、周辺住民への説明を行っていただくよう、防衛省にはこれまでも再三伝えております。そして、それを説明をしっかりとってほしいということは要望しておりますので、答弁をしておきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 時間があと3分。詳細な説明がないまま、行政財産を処分をすると。これはちょっといかなものかなと私は思います。だから、しっかりと地域住民に説明をして、地域住民の納得した上で、町民の大切な財産です。それを要請をしておきます。必ず実施をしてください。大宇都地域、長谷地域です。

あと会計年度任用職員の処遇改善についてを予定をしておりましたが、時間がもうあと3分しかありませんので、これは9月定例会に先送りするという事を議長にお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

あと2分ありますので、最後にこれだけは申しておきます。新聞報道によりますと、非正規職員の賞与は来年度から増額されるようであります。地方自治体で働く会計年度任用職員に支給されるボーナスを増額するため、地方自治法改正案を今国会、明日が終了です、国は提出をし、来年4月からの実現を目指すようであります。

会計年度任用職員は2020年4月時点で、全国の自治体で62万人が働いているようであります。ある調査によると、約6割の職員が年収200万円未満とされ、国は会計年度任用職員の処遇改善につなげたい考えのようであります。ボーナスの増額支給には、自治体の条例改正が必要だということだそうです。

このことを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、上園和信君の質問を終わります。

ここで午後2時10分まで休憩をいたします。

---

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

---

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○4番（福島照男君） 本日は朝から一般質問が続いております。いよいよ私で最後でございます。お疲れのところではありますが、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

早速、質問に入らせていただきますが、今回、町長をはじめ議員10名が町民から4年間の負託を頂きました。私はその責任の重さを十分に認識しながら、これから

の議員活動に取り組んでいきたいと考えております。

そこで、私は稼げる町づくり、稼げる農業の育成と社会福祉の充実を4年間の活動テーマに据えようと思っております。このことが、安心して住みやすいまちづくりに直結すると捉えているからであります。

そこで、早速本題に入っておりますが、今日の質問で結論を出そうなどとは決して考えておらず、入り口の問題提起になればと考えております。ですので、今日は町長の考え方や方向性の確認及び担当部署の取組方針の確認を主体に質問を進めてまいります。

稼げる町づくりを目指す為にと質問書を出しております。大きなテーマですので、細分化して一つずつやらないと到底達成できる課題ではありません。ですので、今日は現状の把握と今後の取組方針についてお尋ねをいたします。

まず、1番目の2021年、2022年の町民所得と1人当たりの所得について教えてくださいと質問書を出しております。

鹿児島県が、令和2年分の市町村民所得推計結果の概要というのを今年、令和5年3月に発表しています。これが現時点で一番新しい統計数値ですが、3年前のものであります。今日の行政活動にはなかなか使えないなというように思っておりまして、この統計資料とは別物で構いませんので、町民の総所得の分かるものがあれば、2021年、2022年分で本町がつかんでいる数字があれば、ぜひ報告を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、議員が御質問の町民所得の把握については、税務課での確定申告に伴う課税所得をお考えと思いますが、ここではっきりさせておきたいことは、議員の通告書の後ろのほうにも触れておるようでありませぬけれども、政策を論ずるときの基礎資料、ベースとしての数値として、これが適すものかどうか非常に疑問でありまして、私としては適さないものだというふうに思います。この具体的な理由については、担当課長からこの後説明をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 私のほうで御説明いたします。

議員のほうから令和4年中の定例会でも度々一般質問の中で触れておられますが、例えば農業所得におきましては、農業法人の所得は把握できないところでございます。また、その構成員につきましても、給与制のため給与所得ということで、農業所得としては扱いが異なるところでございます。

また、農業を主たる生計の柱としている、いわゆる担い手農家、町内で約140戸

ほどございます。認定農家、町内約60戸あるようです。以外の副業として営んでいらっしゃる兼業農家、こちらが申告の農業収入がある方で差し引きをしますと約600戸でございます。ほとんどが、多数が兼業農家という状況でございます。農業に意欲を持って取り組んでおり、やがて担い手農家になるような方もいらっしゃいます。反面、先祖からの農地を荒らさないよう保全していくことに主眼を置いている方もいらっしゃると思われ、これらの経営形態の違いによる収益性の差もあると考えられます。

また、青色申告、白色申告のこの申告の方式によっても違いが生まれます。青色申告では、事業で赤字が発生し、その年分を損益通算してもなお赤字が残った場合につきましては翌年度に繰り越すことができますが、白色申告ではできないところでございます。

これらの要因から、その年々の町民所得を適切に把握する場合には、議員の質問の中にもございましたけれども、県の総合政策部統計課がまとめ広く周知しております市町村民所得推計結果などの数値を用いるべきかと存じます。

なお、県のホームページで確認しました令和2年度のデータでいきますと、令和2年の町内の総生産額は225億8,314万1,000円でございます。同年の申告による収入総額は153億3,512万8,000円と、その差が72億4,800万円ほどの差があるところでございまして、非常に差が大きいところでございます。

よって、議員の御質問の2021年、2022年の令和3年、令和4年の所得実態につきましては、まだ発表がございませんので、現段階では把握ができないというふうに考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 今、税務課長の報告あったとおり、この県民の総所得から出てきている数字と税務課がつかんでいる数字は、計算方式が基本的に違いますから違ってきて当然であります。ですので、どの数字を使うかによって要は対応すればいいだけの話であって、これを一律に並べると当然全く計算方式が違いますから、Aの計算をBで表すなんて当然できないわけで。

要は、私が言いたいのは、我々がこの僅か5,000人の小さい町で、3年前のデータを使うよりも、一番税務課がつかんでいる直近の数字をベースに使えば、より正確な政策決定ができるんじゃないのかなという捉え方の問題です。だから、決して別に、今、税務課がつかんでいる数字をこの町民総所得に変えて使ってということは、到底最初から無理があるわけですので、そんなことは到底考えておりません。

3年前のデータで現在の政策を決めるよりも、直近の手元にある数字を使った方が、もちろん一年一年で数字は多少入れ幅に違いはありますけれども、このデータ

をずっとつかんでおれば動向というのは当然分かるわけですので。要は、データの私は使い方の問題なのかなというふうに捉えておりますので、そういうデータを使ってこそ、より確実な現状把握と政策展開による効果的な政策の立案、また検証ができるのかなという観点から、こういうことをしております。違いがあるのは、当然のことで、2年間要するわけで、このデータを作るまでには。あくまでも、こういう古いデータを使うよりも直近のデータのほうが私はより正確な情報が出るのかなというふうに捉えての質問なんです、町長、この点はどういうふうに捉えておられますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） もう数値のことについてでありますので、担当課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは、御質問にお答えをいたします。

課税所得につきましては、特に農業の所得につきましては、税務課として調査・集計する必要のない農業法人の所得や、また畜産の免税牛所得などにつきましては、その名のとおり免税でございますので、集計には含まれておりません。様々な要因を加味した実際の生の町民所得の実態という点では情報が不足していることを御理解頂きまして、参考数値としてお願いをしたいと思います。

では、2021年（令和3年）の課税所得総額につきましては、64億3,100万円、2022年（令和4年）が64億4,200万円で、約1,100万円の増ということとなっております。

ちなみに、令和4年分につきましては総額のみ現在集計ができておりまして、細かい収入区分ごとにつきましてはちょっと調査・分析が必要になりますので、現段階では分析ができていないということを申し述べておきます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。

町民総所得をやっぱり直近で見るには、この数字が、今言われた64億が町民総所得。これが、要は一年一年増えていくのか、減っていくのか、横ばいになっていくのかいうのを見ながら3年後に出てくる県の出す統計と比較をしていけば、より正確な数字が把握できます。そういうのを加味しながらやっぱりつかんでいく方法が、私は一番、手間はかかりますが、ベストなのかなというふうに考えております。

それで、2番目の質問に入っていきます。4年間に目指す町民所得の目標数値とその達成に向けた施策の展開についてということで質問書を出しております。

目標数値設定に根拠などを求めていたら到底できるものでありません。そのことは十分私も承知はしておりますが。国は、毎年2%の成長目標を掲げております。なかなか実現が難しく、毎日マスコミで騒いでおりますが。本町においても、やっぱり町民所得をどこまで増やすのかということについては、町長もありとあらゆる施策を展開しながら中央省庁に要望に行きながらやっておられるのはよく御存じですが。果たして、数字として現状にプラスして何%伸ばせるのか、数字でないときは何億円町民所得を伸ばそうと思っているのか、それに対して年間培ってきた実績が幾らですと、一生懸命やったけども実績に及ばなかったとか、前年を割れましたとか、当然反省と原因が出てくるわけですが。

そういうためにも、やっぱり町民所得の明確な数字目標というのを私はやっぱり一定示しておくべきではないかなというふうに捉えております。そのほうが、より効果的な政策展開につながるのではないかなという観点から、質問書をこういうふうに出しておるんですが。

この点について、町長どういふふうに捉えておられますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この目標数値ということについては、私どもこの自治体においては、そういう現在設定をし、やっているというのはなかなかないんだろうというふうに思います。その中で、本町の総合戦略にKPIを設定して取り組んでいるところではありますが、詳細については、この後、企画課長から答弁をさせたいと思います。

それを基本として、現在、国のほうもこの総合戦略についても改定を考えているようでありまして、行政としてはそういう総合戦略、国の方針に倣った形での実績・評価をしながら、それを進めているところであります。

一応、答弁は、以上であります。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 目標数値ということでございますけれども、現在設定しているものでいきますと、第2期トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略において、KPIを設定をしているところではございます。

これについては、第1期のときにも設定をして、そのときには細かくたくさんいろいろKPIを目標設定をしていたんですけれども、それについては外部の検証委員を委託して検証委員会を開きましたけども、その中でもあまりにも項目が多過ぎるという御意見も頂きまして、2期の総合戦略においては、目標においては大分要約をした部分がございます。

しかしながら、今、議員がおっしゃる町民所得の目標数値等についてはこちらに

ついても設定はしていないところでありまして、そのほかの各事業の目標数値等設定をさせていただきますので、その各分野における施策の推進によって所得の向上も図られていくものというふうに考えて実施しているところでもあります。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 行政の基本的な役割というか使命というのは、町民の安心して生活できる環境整備、サービス向上、福祉の向上を目指す、携わると、これはもう基本的な姿勢であります。皆さん御存じのとおりです。そのために、職員をはじめ毎日努力をされているわけでありまして。それは十分承知をしております。今、企画課長からも説明があったように、個々の項目については目標数値は設定しているものもあるということですが。

本来は、基本的には、町民の暮らしを、後で基本目標のところにも入ってくるので重なるところもあるんですが、どこまで持っていきますとやっぱり方針、方向性を一つ定めていただかないと、職員もどこまでやったらいいのか分からないだろうし、町民もどうやってくれるんだろうかなど。やっぱり数字というのは一つの目安ですから。

町長は、いつもあれもやりましたこれもやりました、それはそれで非常にありがたいことなんです。どこまでやろうとしているのか。もちろん、上に越したことはないんだけどもなかなかそうはいかないので、例えば現状維持を維持しますと。現状より若干プラスします。若干って幾らですか、1%ですか2%ですか3%ですかという目標設定をやっぱり町民に示すということは、来年はこういうふうにしてくれるんだなと、ここはこういうふうにしてくれるんだなと、見えるじゃないですか。当然行かないこともあるわけで、行かないことのほうが多いんですが、現実的にはなかなか。なぜ行かなかったんですかと聞かれますから、いやこうこうこういう理由でできなかったんですと、じゃあ来年どうするんですか、こうしましょうかという具体的な政策が出てきます。出てこないとおかしいんで。

そういう意味で、私は、一番はやっぱり町民所得の把握、農業所得も含まれます。経済という意味では。それだけじゃないんでしょうけど。あとは、社会福祉の問題、教育の問題いろいろありますけども。ただ、そういうところから捉えると、やっぱり私は町民所得を幾らに設定しましょうと、大号令の下に取り組むことは非常に重要だなというふうに捉えております。

ここで、数字は要望しませんけども、そういう方向性でぜひ取り組んでほしいなというふうに思っています。

そういうことで、この同じ2番目の中で、先日商工会の総会に出席させていただきました。180名ぐらいの会員さんがおられて、議論が活発にされたわけですが。

その中に、商工会会員の中には相当数の従業員の方がおられて、本町の経済を回している方々が、農業者よりもこの従業員の方が多分に多いなというようには感じているわけ。

事務局の方に、180名の会員の中で働いている従業員数は何名ぐらいですかと聞いたら、分からないとおっしゃっている。ぜひ調べてくださいというふうをお願いをしていたんですが、企画課長、把握しておられたら教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 商工会の従業員の数ということですかね。

○4番（福島照男君） 商工会の会員180名の中で働いておる従業員数を把握しておれば教えてください。

○企画課長（稲子秀典君） そこについては、すみません、はっきりした数字は把握しておりません。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 多分知らないだろうなと思っています。事務局さえ知らなかったんで。

でも、私は非常に大事なことだと思っていて、本町の南種子町の経済の大部分を回しているのは商工会の会員のメンバーです。農業所得僅か30億円です。先ほど南種子町の総所得二百二十何億円ですかね。大半は商工会員のメンバーの会員たちが南種子町の経済を担っていて、基幹産業は、もう商工会の皆さん。南種子町の大半の方がここで働いているということで、数字としての分析が私はいま一度足りていないなと思っていて、ぜひ南種子町の町民所得を向上を図るという上においては、商工会のメンバーの皆さん、分野は多岐にわたっておりますけども、やっぱり町の活性化するという、町長が町民のためにいろんな政策を持ってくるというのの大半は、やっぱりこの商工会と一緒に取り組んでいかなないとなかなか効果的な結果は出てこないなと思っております。

彼らは、非常に事業に対する意欲もありますし、もうけようというそのノウハウも当然お持ちですので、ここらともっと私はタッグを組んでやってもいいのかなというふうに商工会の総会に出席して感じたところです。

今回は、入り口での問題提起ということにしておりますので、いろんな施策展開については求めませんが、町長には一言答弁頂きたいのは、これまで以上に商工会とタッグを組みながら、事業者の皆さんとタッグを組みながらいろんな分野にわたって町活性化のために取り組んでいくんだという姿勢だけはぜひ伺わせていただきたいなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

まず、本町の基幹産業はやっぱり農業であります。その所得向上が町民所得向上につながってまいります。そして、また人が動かなければ経済は回りません。コロナ禍の中で、私どもが地域食材PR事業、そういうものも期間限定ながらやりました。町内の飲食店でコース料理や地域食材PRそのほかのものについても補助を入れながらやったんですけれども、島内でのこの農林水産物を消費する仕組みが生産者の売上げにもつながったのは事実でありまして、ここは一つのヒントだろうなというふうに思います。

このことを参考にしながら、今後も、午前中も申し上げましたが有機の関係であったり学校関係であったり商工会と連携をした地場産品の活用であったり、そういうものを私は今後進めていかなければならないんだと思っております。

この商工会の連携について、少し説明をさせていただきますが、昨年、特産品の普及・販路拡大の関係で、私としては商工会に話をしました。これまでも、私が何をやりました何をやりましたとそういうことではなくて、いろいろ提案をしてきて、そして協力頂けるとこは協力をしていただいて、そして事業を今やっているところでもあります。

そして、その数値目標が云々という前に、今まで本町はそういう取組をしていませんから、今これを取り組んで、ちょっと1年しっかりやった中で、いろんな実績そして報告できるものが実績として私も答弁ができるんだと思っております。

その中で、商工会にも音頭を取って取り組んでもらえないかというそういう打診はいたしました。しかし、商工会側としては、マンパワー不足であるということから、この全国商工会連合会の補助関係についてもお断りをされたということでもあります。

そこで、現在、他の先生にもいろいろ御相談申し上げて、今お手伝い頂いている企業と私どもが町のほうでこれも進めているところでもあります。

しかし、商工会も体制が変わってまいりまして、現在の会長を中心に、やっぱり私どもの町は商工会とタッグを組む、議員がおっしゃられるように、そういう方向が一番望ましいんだということで、先日も東京と一緒に行ってまいりました。そして、極楽湯にも行きました、またいろいろお願いをしてきているところでもありますので、そこはそうのように今後はしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それと、また地域通貨についても、近くスタートいたしますけれども、この件についても事業所のクレジット決済の手数料などが島外の事業所のほうに金額が流れていくこととなりますので、そういうことを本町の中で金が回る仕組みとして、これも商工会側で地域通貨を行えないかと相談をいたしました。今のところそれを



やるというのは無理だということでありましたので、これは町がすることにしております。今、スタンプ会のこの前総会もありました。その中でも、スタンプ会のこと、そして今後そこがどういうふうに展開していくか分かりませんが、デジタル化に併せて地域通貨についても商工会がやっていただければ、これは運営資金にもつながってまいりますし、資金がそういうところでしっかり確立されてきますから、私は商工会がやるのが一番いいだろうというふうに思います。それを、現在、産業界の方にも説明をしながら、そういう環境を整えばそういう方向で協力を頂ければなと思うところであります。

コロナ禍の最中においても、この3年間は本当に大変でしたので、やっぱり飲食業をはじめいろんな方々の支援をやるということで、職員もいっぱい知恵を絞りました。そして、やっぱりそれを実施をするとなったときに、なかなか皆さん大変で、そこに一緒にやろうというふうなところにはなりませんでしたが、これは、私はもう町の職員が一生懸命頑張られた部分が一番大きかったと思います。そして、後半は現在の会長体制になってから一緒に協力を頂けるような方向に進んできましたので、今後はそういうことを含めてしっかりとやってまいりたいと思います。

現在やっております、冒頭でも申し上げましたが、企業との連携については、先般プロポーによって令和5年8月から株式会社南種子未来総合研究所というものが本町に立地をしていただくことになりました。そして、これはふるさと納税業務をはじめとして販路の拡大、観光、誘致、スポーツ振興こういったものの業務を手がけていただくことになっておりますけれども、やはり南種子町にいろんな提案をやっていただけるそういう企業で実績もあるところでもありますから、これはどうしてもこの企業も申し上げておりますけれども、商工会とやっぱりタッグを組んでしっかりとやっていくということが一番重要でありまして、特産品の開発についても御提案を頂けるもんだと思います。

また、午前中からもうすぐ私がいろいろ言えば、この先生との話をいろいろその話ばかりしてというふうに言われますけれども、私どもはやっぱり地元の先生に情報を報告をしながら、そして地元のために一生懸命やっていただける先生方がありますので、その御指導をいただいてやっていかなければならないと思っております。この企業も非常にそういうところにもパイプを持たれた企業でありますから、今後は議員が言われるように、やっぱり商工会と密接なそういう事業の進め方ができてくるのではないかとこのように思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ぜひ、やっぱり町の活性化に本町の商工会、従業員を含めて何千名という方が働いておられます。大いに、一緒にタッグを組んで町の活性化のた

めには取り組んでいきたいというふうに思っております。

そこで、この3番目の稼げるまちづくりをするためには目標の数値化が必要ではないかというところに入っていくんであります。先ほどちらっと町長が、現時点では数字がないので今年1年間取り組んだのをベースにしてつくっていったらどうかというような考え方もちらっとおっしゃいましたが。

何をするにおいても、やっぱり現状を100と捉えて、現状を100という数字で捉えているのかどうか分かりませんが、100として、来年度、再来年度、4年後はこのレベルまで持っていく。町民所得に限らずというようなやっぱり目標設定は私は絶対必要ではないかなと思っております。町長、ほかの市町村でもなかなかやっているとところは少ないようなふうにおっしゃいますが、別によその市町村をまねる必要はない、本町は本町なりの構想を持ってやっていいと思うんです。

やっぱり目標設定をして、それに対して町長が、いや今年は目標に行きましたと、行きませんでしたというのは、当然1年後には出てくるわけ。それはそれでよしとして、そこに問題点が当然出てくるわけですから、それを誰も責める必要はない、責めてもいけない。やっぱり改善に改善を重ねることが、町の発展、町民の幸せにつながるわけですから。私は、一定のやっぱり数値目標というのは、あらゆる分野においても、細かいところは置いておいてもいいとして、大きい目標数値は私はつくるべきだと思うんです。

前の一般質問でも事業仕分けのことを聞きましたが、あんまり効果がないということでもいい返事はもらえませんでした。そこまできかなくても、大きな町長の掲げる政策目標についての数値設定は、私は町民に見える化するという意味においても、職員の働く目標においてもぜひつくってほしいなど、今すぐとは言いませんが、ぜひこれは町長、前向きに考えてほしいわけですが、答弁頂けますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） できるものについてはしっかりと目標設定を掲げてやっぱり進まないといけないと思いますけれども、現在、本町が取り組んでいるのは、コロナ禍の中においてもいろんなものを知恵を出してやってまいりました。そして、現在2類から5類になってまいりましたので、こういう中において今スタートしたばかりの事業でありまして、これまでやったことのないものばかりであります。その中で、果たして今取り組んでいることが目標をどこに据えていくのかというのは、私どもも非常になかなかそれは簡単にいかんと思っております。

1月ごとにいろんな今企業とやっていることについても見直しをしたり、品物についても連絡、そういうものをやりながら今改定をしておりますので、今後、中間でのいろんな実績も出てくるでしょうから、そういった中で最終的に我々もどこを

目指してやるかということとはしっかりとまたそこは協議をして、設定をし、そこに進まなければならないと思っていますので。

現状としては、今、職員も一生懸命やれることを知恵を絞って協議をしながら進めていることで御理解頂きたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） この件は、これ以上はもう質問いたしません。町長が言うように、経過と状況を見ながらまた質問を伺っていきたいと思います。

大きな2番目、稼げる農業の育成についてということで質問書を出しております。

本町の農業の実態と展望についてということで、同僚議員からも幾つか質問が出ておりました。若干かぶるところもありますけれども。

第1番目、本町の農業実態と展望について、農業所得が増える見込みはあるのかというもうストレートな質問書を出しております。町長、明確に答えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 農業所得が増える見込みがあるのかということではありますが。

全体を通しますと、現在農業を取り巻く状況については、もうこれまでも申し上げたとおりでありまして、世界的な物流の混乱、そしてまたロシア、ウクライナの侵攻、円安などの影響によりまして、燃油や肥料、飼料等の生産資材などが高騰をしているということ、さらに農業従事者の高齢化、そして担い手不足などによる労働力不足など、大変厳しい状況にあるということは言うまでもございません。

町では、このような状況を踏まえて、これまでは、国・県による補助事業の導入、そしてまた地方創生臨時交付金も使って、午前中も申し上げたとおり、様々な町単独による支援も含めて行ってまいりました。

言うまでもなく、農業は本町の基幹産業であることから、私どもとしては、やっぱり多くの農家の皆さんの声を聞きながら、何とか国・県の補助事業も活用もしながら、そしてまた町独自の支援策どういったものが一番効果的なのか、それをしっかり考えて取り組まなければならないと思っています。

農業所得が増える見込みがあるかということですが、現在、私どもが全国の極楽湯さんともいろいろやっておりますけれども、これについても、つい先日、またメロンも収穫時期に入りました。これについても、新たな産品としてまた取引を開始をしました。そして、7月の新米に向けては、新米のもうポスターも出来上がって、また5店舗、それも取扱いをすることになります。

そして、いろんな産品がこれからも出てくると思いますが、実際、これまでバナナのスムージーなんかもやっておりましたが、これはもうあまりにも出過ぎてバナ

ナが不足をして出せない状況になりました。そして、時期によってこれからは南種子町の産品のアイスであったり、それからジェラートであったり、これはこれから動くんだらうと思います。そして、また出し方とかいろいろ今検討をしております。これに関わるタマネギも追加で出させていただきました。

これも、後でまたタマネギのことについては話をしますが、ここで取り扱ってもらったものと全然単価的にも違うんです。そういう意味で、今後ここをしっかりと本町の農業をされるところにおいても、いろんなものを取り扱っていただいて、しっかりとこれが継続してやっていけるようになりますと、私はここについては農業所得を増やす、そういう見込みはあるんだと思います。

ですから、ただ単に作って運賃かけて、ほいで外に送るとかそういうことだけではなくて、いろんなことをやっぱり商工会とも連携をして今後考えていく必要があると思います。

そして、また新規でタマネギのことを申し上げたので少し申し上げておきますけれども、去年は中国のほうからのタマネギが入らなくなりましたので、これキロ300円を超えるような事態にもなりまして、そしてまたそういう話もあって取り組んでもいただきました。ところが、蓋を開けてみますと、今度はだぶついてしまってキロ20円でした。そういう状態で大赤字でしたけれども、来年また作っていただくとき、ちょうどまたそれを最初の作業が一番大変みたいですけれども。

学校給食に提供、今一番使う食材がタマネギらしいです。そして、学校給食にも地元の業者さんから入れてもらうんですけれども、地元のタマネギではなくてよそからキロ200円で買って、それで入るんです。そういう意味では、私は、やっぱり学校給食無償化もしておりますし、商工会と連携をして、そこら辺をできるものであれば地元の物を取っていただいて、運賃もかかりませんので、そして給食にも使っていただく、そういうのも一つの方法だらうというふうに思います。

そして、極楽湯さんのほうでもキロ280円とか何とかと聞いていますので、そういうふうにやっぱり少しでも農家のためになるところの販路をしっかりと我々は築いていくということが重要なことで、そういうことをしない限り、ただ単に作ってどんどんそれを運賃かけて出すだけでは農業所得は望めないのだらうというふうに思います。

そういうことで、今後も、朝も申し上げましたが、農業者への支援策としてはいろんなものが私はできるのではないかというふうに今思っておりますので、そのことについてはこの再編交付金も含めてちょっと調査研究を今しておりますので、町民のためになるそういう施策が組めないのかどうか、いろいろ防衛省にも確認をしながらちょっと検討をしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） もう町長のほうから農業はもうからないとは口が裂けてもこれは言えない言葉でして、前向きにやっぱりもうけるように努力をしないといけないということは、非常に重要なことだというように思いますので、やっぱり町長の口から農業はもうけていかないと駄目だと、そのためにどんどん取り組んでいくという姿勢がやっぱり農家のほうに伝わるといことは、やる気につながるし、新しい政策にも反映されていくというように思いますので、ぜひ新しい農業に取り組んでいってほしいわけです。

そこで、これは農業の2番目に挙げていますさとうきびの問題です。

前回の質問で、さとうきびの販売単価が上がらないと、国からの交付金単価が7割を占める状況の中で、肥料高騰もろもろで農家経営は非常に厳しい状況にありまして、何とか交付金の引上げを要望しようではないかという質問をしたんですが、町長は現状では非常になかなか厳しいというような見解を示しました。それはそうなのかなと思っておりまして。

国は、一生懸命、食料自給率の向上を掲げておりますが、果たしてこの甘味資源であるさとうきびが国の食料自給率向上に該当するのかという観点から捉えれば、非常に難しいところもあるなと思っております。

この交付金単価が上がらない限り、原料価格というのは微々たるものでして、農家所得が増える気配は一向に展望として見えてきません。

そういうところで、私は、非常にさとうきび経営については、本町の作物の中では唯一の基幹作物でありますが大変厳しいなというふうに思っております。

町長、このさとうきびの展望について、農家所得が増えていけば大いに振興すべきだと思うんですが、なかなか私は厳しいなと思っております、このさとうきび経営についてどういうふうな見方をされるのか、教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 前回の議会でのこの交付金引上げの要望について、私は引上げをすとかせんとかそういう話ではなくて、私が、現在の県に来ている農政課長さんあたりからの話でも、非常にそういうふうな制度に今なっていないような話を伺いました。それを説明をしたところであって、これは、当然要望はできるものであればしっかりとそれは伝えていきたいと思っております。

ただ、その仕組みが今そういうふうな仕組みになっていないので、それが私もちょっと非常におかしいと思っておりますし、なかなかこれは上がらない要因だというふうに思っております。

そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、このさとうきびを含め農業を

取り巻く状況というのは、現在、もう午前中も申し上げましたが、燃油そして肥料、生産資材の高騰などもう大変厳しい状況だというのはもうどなたも御理解頂いていることだと思います。

国のさとうきび生産性向上緊急支援事業というものがありまして、こういったものの活用というのは当たり前のことで、こういったもので堆肥投入とか土壌改良、資材散布作業、それから肥培管理や病虫害防除対策としての農薬資材等への助成とか、こういうものは当然行わなければなりませんし、支援をこういったものをしっかり活用してやっていくというのはもう当然のことだと思います。

しかし、このさとうきびは、令和4年、5年産の生産額は6億1,178万2,000円ありますので、本町の重要な基幹作物であることは間違いありません。そういうことから、関係機関と連携を図りながらこの振興を図らなければならんと思っておりますけれども。

現在は、もうやっぱりこういう肥料、飼料、いろんなものが燃油も上がっている関係で、皆さんに全ての方に重くのしかかっていると思いますので、これ全体として、私どもがどういう形でこれを取り組んで農家の支援ができるかについては、これまで申し上げたとおり、しっかりと検討をして、何とかできる方向に持っていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 単刀直入に言いまして、私は、南種子町におけるさとうきび経営に展望はないなというふうに思っております。キビ経営者からは大変なバッシングを受けるのを覚悟の上で。

糖価制度を見ても、国はなかなか交付金を上げようとはしません。物価スライド方式、経費増に伴う糖価制度になっておりませんので、自動的に上がっていくわけでもありませんし、既に差額をもう国は国家予算で補正を入れている現状でありますから。国はますます財布を絞ってくる状況の中で、交付金を上げるのは至難の業と。経費が下がっていく見通しもない中で、農家経営はこのままいくとなかなか厳しい状況に一年一年追い込まれていくなというふうに思っております。明るい展望が見えれば頑張ろうという気、町からも助成を出して何とかしのいでくれと言えるんでしょうけども、そういう状況にはとてもないなと。

さとうきび経営している方については、非常に申し訳ないんですが、本町としてもさとうきびに代わる代替作物の導入を早急に急がないと、農家経営はますます厳しくなっていくと、明日からキビをやめなさいというわけにはいきませんので、何とかキビと両立できて、軌道に乗ってくれば随時移行をしていくと。もしくは、大規模農家がキビ経営ができるのであれば、それを残しつつ、中小規模の農家につい

ては代替作物に切り替えていくというような政策転換も思い切って取り組んでいかないと、農家はますます高齢化は進むし、後継者は少ないという現状で、基幹産業である農業はますます基幹でなくなると、零細産業におのずとなくなっていくのはもう目に見えておりますので、やっぱりここは町長、思い切って政策転換をやるべきだと私は思っております。

そういう意味で、先ほどからいろんなものについて取り組んでおる方向であります。キビに代わる代替作物となると、農家の生活を直撃する大きな問題になってきますので簡単にはできない。しかし、やらなければ先はないという状況ですので、非常に町長としても苦しい立場であります。ここはやっぱりしっかりとふんどしを引き締めて取り組まないと、本町の農業の展望は非常に厳しいなと思っております。

そこら辺の状況も踏まえた中で、町長、本当の農政に対する腹積もりをもう一回聞かせていただければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、本町の基幹作物でさとうきびはあります。そして、この生産額についても先ほど申し上げたとおりでありまして、これを一気に、議員が言われるような方向に行くのは、非常にこれはもうできるものではないというふうに思います。

また、昨年から若い新規就農者、さとうきび作の新規就農者がおられますし、さとうきび作を頑張っておられる若い後継者を含めた農家の皆さんもおりますので、これは、こういう簡単にそのような発言に対して、これは大変重い発言だというふうに私は感じております。

非常に厳しいというのは理解できますけれども、これはこれとして、私どもも何とか今新しい公社についても設立に向けてやっておりますので、こういう若い方々が何とかやっていけるような方向での支援をまとめながら、いろんな話を聞きながらいい方向でしっかりとそれをまとめたいと思います。

ただ、このさとうきびに代わるとかどうとかの前に、サツマイモのほうも基腐れが問題であります。それで、いろんな面でいろいろこういう問題点があるんですけども、ただこの安納いもについても農家さんが基腐れで悩み、そしてまたできて選別作業が大変な作業でありまして、もうこのペーストの問題もいろいろ話は伺っております。ただ、今これも調査はさせておりますけれども、農家の皆さんが本当にそういう選別作業も全然形態が変わって、それが本当にいいのかどうか、また大きく育ててそれがうまくペーストとしてどんどんできるのか、そして瞬間凍結機もありますので、それで保存をしてそのまま今度は出荷ができるとか、いろんなも

のはそれは探っていきたいとは思いますが、一気にこれをすぐやって、それでそれが販路がすぐできるかという、そういうもんでもありませんので、ここは今引き続き、タマネギもさっき言いましたけれども、それもしていただきながら、私どものところがどういう方向に今度はまたそういうシフトしていただける方が取り組んでいけるのか、それはそれでちょっと研究はしっかりやらんといかんと思っております。

ただ、これは、もう今現在、果樹農家や園芸農家についても、果樹も特に高齢化が進んでおります。そして、この前もいろいろお話を聞かせていただきましたので、やっぱり機材関係が老朽化をしておったりいろんな問題があるようでありますから、やっぱり後継者にまた金を借りてもう廃業せんばいけんとかという話も私も聞きました。ただ、そういうことも含めて、我々が今後本当どういう支援をして、この農家が本当ほかのところと勝負できる環境づくりをやればいいのか、そこも含めて、そしてまたその転換作物についても何が一番いいのか、そういうことはしっかりと研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 時間が迫ってきました。

総合農政課長に1件だけお尋ねいたします。

10アールさとうきびを作って、農家は幾ら手取りが残りますか、教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） これは、去年の12月議会でも答弁をしているかと思いますが、収益で4万210円残るということになっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 4万円は机上計算であって、税務課長のいう農業所得とさとうきびの生産量から計算すると全く合いません。合わない数字というのは自覚しておられますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） そこは、農家の個々で、収量が多い人はやはりもうかっているし、少ない人は少ないというようなことがありますので、全体的に厳しいというのは分かっておりますので、何とかそういう農家の支援対策を今後検討していきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 最後の質問に行きたいんですが、なかなか時間がありません。

農家の最大支援は、農家がもうけてもらうことであって、一々補助事業だ、支援



策だと打つのは、基本的には農家の支援にはならないです。やっぱりもうかる農業、作物の導入と販売システムをつくっていくのが、これは農政の最大の課題です。

そういう意味で、一律4万円という数字をうのみにするんじゃなくて、いっぱい実態の農家経営を見ながら取り組んでいただかないと、ここで農政の基本的な組み方が間違ってくる。ここは、非常に重要なところで、やっぱり私が農業所得、町民所得というのをいつもやかましく言いました。4万円で農業所得はこんな少ないはずがないと、もっと増えるんです。実際は少ないんです。そういう実態を見ながら足元の農政をつくっていかないと、一生懸命頑張っている政策がなかなか効果的にならないという現実、ギャップがそこにあるわけですから、そこはぜひやっぱり組んでほしいなと思っています。

時間がありません、最後の質問です。

少子化対策の一環として、課税世帯の3歳未満児の保育料が現在有料になっております。国は、なかなかここを無料化していないんですが、私はここはこれで全てが少子化対策につながるとは思っておりませんが、一定の効果はあるんだろうなと思っています。既に、県内においても8市町村でしたか、無償化に取り組んでおります。10の市町村でも半額程度の保育料の支援策を行っているようであります。なぜか、3歳未満児の課税所属世帯については、国は援助しようとしませんが、自治体では既に先行してやっているところもあります。

財政的なものもありますので、本町もなかなか大変かとは思いますが、所得ランクによって当然それは保育料額は違ってはいますが、ここは、もう一つやっぱり町長踏み込んで、半額程度でも支援してもいいのかなというふうに思っています。これについて、町長はどういうふうな方向性を持っておられるのか、教えてくださいいただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

課税世帯の3歳未満児の保育料については、これは国の法令に基づいて徴収しております。これを無償化するための費用となりますと、1,000万円の財源を捻出することでありまして、これはもう全くの単独でやるというのはちょっと今の財政状況の中で私もどうかなというふうに思います。

いろんなソフト事業もやっていますが、これは私ども過疎債のソフトを借りたりいろいろやっております。これまでのいろんな結婚祝い金であったり、それから宇宙留学制度についても、これは過疎債のソフトであります。これは、借入れをしますが、その借入れの額の7割については返済をするときに国からこれが返ってくるお金ですので、午前中に答弁したとおりでありまして、そういうものに乗せられ

ばこういうものもちよっと検討ができるかなというふうに思っております。

ただ、町単独で、子育て支援としては今回の条例改正やあれでもやっておりますので、そこについては御理解頂きたいと思っておりますけれども、これらを含めて先ほどのようなそういう財源の組立て方、そしてまた、つい先日は私どもの保育料の無償化になっていないところの分については3歳未満児の中に副食費が入っているということでもあります。それで、当然、先日の新聞で中種子町、副食費、米軍再編交付金でやるということでも出ましたけれども、これについても、実際、防衛省のほうにおいてはいろいろ事務的なことで異を唱えております。私も、何かやり取りする中で非常におかしいなというふうに思っているのです、今ちよっと話をしておりますけれども。何で、片側がよくてこの保育料に含まれた副食費は見れないのか、そういう基準が私はおかしいと思っております。

そういうことも含めて、ここは今ちよっと調査をしておりますが、こういう対象事案など米軍再編交付金の在り方については、先ほど農政でも申し上げましたが、いろんな使い方が私はできると思っていますけど、個別に補助は該当になりませんので、その仕組みがどういう仕組みをつくってやったときにこれができるのか、これについては今後関係するところにも御指導を仰ぎながらちよっと調査はしてみたいというふうに思っています。現状としては、非常に、現段階で一般財源でということとはちよっと難しいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 1,000万円ぐらいかかるということでありました。これ、半分になると500万円で済むわけで、3分の1になると330万円です。最初から全額負担ということを考えなくてもいいのかなと思っています。米軍再編分10年で終わりますから、これはもっと長い期間支給しないとイケません。当初、米軍再編分を充てるのはよしとしても、やっぱり一般財源で応えていかないといけない分野なのかなと思っていますので、最初から1,000万円を計上しなくても300万円でもいいじゃないですか。子育て支援の一環としてやって、私はいいのかなというふうに思っていますので。

今はなかなか厳しいということであれば仕方ないとしても、やっぱり今後の課題として、くらし保健課長にはこういうところの課題についてもぜひ取り組んでほしいなというふうに思っております。答弁を一回頂けますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） いろんな考え方、財源の確保について、今私どもも部内で検討しているわけでありますので、ここについては一つの課題として受け止めさせていただきます。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。今回はいろんな問題、課題の提起ということでさせていただきました。4年間この課題について、町民所得の向上、農業所得の向上、町民が豊かに暮らせるまちづくりに少しでも貢献できるような提案をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、福島照男君の質問を終わります。

---

### 散 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月21日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

---

散 会 午後 3時09分

# 令和5年第2回南種子町議会定例会

第 3 日

令和5年6月21日

令和5年第2回南種子町議会定例会会議録  
令和5年6月21日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第29号 町有地の処分について
- 日程第3 委員長報告（請願審査）
- 日程第4 発委第2号 自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出について
- 日程第5 発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第6 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第7 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平  阜  強 君	4番	福  島  照 男 君
5番	名  越  多喜子 さん	6番	柳  田  博 君
7番	大  崎  照 男 君	8番	上  園  和 信 君
9番	濱  田  一 徳 君	10番	塩  釜  俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君

教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
くらし保健課長	木 田 美 幸 君	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	山 田 直 樹 君
建 設 課 長	河 野 容 規 君	水 道 課 長	向 江 武 司 君
保 育 園 長	才 川 い ず み さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

---

## 開 議

- 議長（塩釜俊朗君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
- 

### 日程第1 提案理由の説明

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第1、町長提出の追加議案第29号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

- 町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、事件案件1件でございます。

それでは、事件案件について、要約して御説明を申し上げます。

議案第29号は、町有地の処分についてございまして、自衛隊の馬毛島基地の安定的な運用及び適切な維持管理を目的とした、関連施設建設に伴います町有地払下げ申請が防衛省よりありましたので、町有地の処分をするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細については、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

- 議長（塩釜俊朗君） これで、提案理由の説明を終わります。
- 

### 日程第2 議案第29号 町有地の処分について

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第2、議案第29号町有地の処分についてを議題とします。  
当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第29号について御説明申し上げます。

議案第29号は、町有地の処分についてでございます。

自衛隊馬毛島基地（仮称）でございますが、の安定的な運用及び適切な維持管理を目的とした施設を種子島に整備する必要があるため、町有地払下げ申請があり、町有地の処分について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について御説明いたします。

1枚目を御覧いただきたいと思います。

財産の処分、地番、地目、地積でございますが、所在が南種子町中之上字長谷ノ口、地番が1729番6の一部、地目が原野、地積が6376.56ほか2筆で、地積の合計が7428.82平米でございます。

契約の方法は、随意契約です。売却の価格は2,240万円、契約の相手方でございますが、熊本防衛支局長、小森達也でございます。

参考資料といたしまして、町有地払下げ申請書の写し、財産の所在、用地の実測図を添付してございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） おはようございます。町長にお尋ねいたします。

町長は、大宇都集落に住んでいらっしゃるんですけども、大宇都集落の人たちの反応といいますか、ある程度の今回の土地の売却については理解をしているのかどうか。町長の感想ですね、それがまず1点目。

最初にお断りしておきますけども、一つの議案に対して3回までしか質問ができないということですので、まとめてちょっとお願いします。

1点目は、大宇都集落の状況というのを町長にお伺いします。

2点目が、町長は防衛省からどのような説明を受けているのかというのが2点目でございます。

3点目に、地元への説明を町長はどのように考えているか。そして、これに関連して、今後、防衛省に地元への説明、誠意ある説明をどのように求めていくか、この3点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

大宇都公民館につきましては、先般、公民館長にも申し上げておりますけれども、これまでの経緯について、まず説明をさせていただきます。

昨日も申し上げましたが、本町としては、この防衛省馬毛島基地建設事業に伴う種子島の施設整備についてということで、これは1市2町同時に防衛省のほうから説明がありました。そしてこれについて、関連施設が1市2町にそれぞれ整備されることになったということで、本町にもこの車両整備工場、車庫、隊員宿舎、ヘリポートが計画をされたということで、この説明があつたところであります。

これを受けて、防衛省からは、それぞれ1市2町に対しまして、公有地の照会の依頼が来ておりましたので、本町としては7か所の公有地を回答いたしましたところがありました。

そしてまた、誘致推進協議会からは、先日も申し上げたとおり、このグランド跡地を推薦するとか、そういったことについての要望書は、町と及び町議会のほうにも届けられたところであります。その後、その後じゃありません、そのときに、こ



の南高跡地の車両整備工場、車庫、隊員宿舎については、そこに配置をするということとで話がありました。そして、ヘリポートについては、健康公園の奥の南種子町特産品開発センターを含めた敷地に整備されることが決定をしたということで、このことについては、令和4年の12月号、町広報の広報紙の中で、私、このことはしっかりと全町民にお知らせをいたしました。

そしてまた、これらのことについて、また令和4年の7月20日の日に防衛省から、それぞれの市町の議会に対しても説明をしたいということで、本町においては8月の2日、この議会、この本会議場において、当時の構成議員に対しまして説明があったところでもあります。そこで、いろんな質問もあって、それらを含めてこういう説明があったということで、これについても併せてこのときに報告をしております。

こういうことが決定をいたしましたという報告で、今後は、ヘリポートについても手続が進められることになっておりますということで、私は皆さんに周知を図ったところでもあります。

そういった中で、これで町民の方々も、それぞれヘリポートも向こうにできるということ、大体分かりましたので、大宇都の公民館周辺、そしてまた、現在の館長からも先般も話がありました。そして、私どもは、やっぱりこのヘリポートについては、どういう運用の仕方があるのか、そしてまた、飛行経路がどうなのか。やっぱりそれは騒音の問題がいろいろ絡んでくると思いましたので、防衛省にもこれまで、やっぱりこの施設についてしっかりと、周辺住民からの声もあるので説明してほしいということをお願いしてきていますところでもあります。

ただ、大宇都公民館としては、私も先日申し上げたとおり、現状においては、飛行経路等運用の方針がまだ決まっていないということで防衛省が言われておりますので、今説明会を開いても、ただ配置がここを予定をしているとそれぐらいのことしか言えないということでもありますので、質問が出てもお答えができない状況であるということでありましたから、そこが決定次第、私どもにも話をするということでもありますので、その詳細について、地元住民にやっぱり周辺を大宇都だけではなくて、ちょっと長谷のほうもかかたりしますので、そこについては申入れを要望しているところでもあります。

そして、館長のほうからも、そういうことを説明をいたしましたところ、住民の皆さんも何も反対をしているわけではないので、ただ、やっぱり心配する部分がありますから、そこについては、そういう段階になったときには説明をしてほしいということを、私どもは伺っているところでありまして、そのように伝えているところでもあります。

また、防衛省からの説明は、ただいま申し上げましたとおり、このヘリポートに

関しましては、今申したとおり具体的な規模等がまだ示されておられません。そして、飛行経路を考慮して設計をこれから行うということで、これはやっぱり近辺に住居がありますので、やっぱり騒音は、ヘリの場合は横というよりも下のほうに騒音が相当聞こえてくるという話らしいですので、そこは私どもも詳しいことは分かりませんが、やっぱりそういう住民の皆さん、それから住居があるところについて、やっぱり御迷惑がかからないような飛行経路を設計をするというような話でありました。具体的なことはまだ決まっておられませんので、そしてまた、運用方法についても、何かその馬毛島で基地ができて、頻繁にそこの関係で、何か訓練とかそういうものに使うとかということではないというふうなことで、これまでは説明を受けております。ただ、災害支援であったりいろんなもののことを考えたときに、本町のほうも、これまで協議会と一緒にあって、できれば病院の近くでそういう災害対応、そういうものができたほうが良いということで、これを何とかお認めいただいて、こういう決定をされておりますので、ここについては、防衛省としては、運用方法について決定次第、説明をするということでもあります。

今後の地元に対する説明といたしましては、今、防衛省のほうに、そのように周辺住民からの意向も伝えておりますので、ぜひ私どもも同席をしますし、ぜひその中で説明をしっかりとやってほしいということは、今申し上げております。

一応、今3点については以上でございます。

○議長（塩釜俊朗君） 9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 最後に、もう一点、町長の意思を確認したいと思います。

今日上がってきた議案のこの場所、町長としても、この場所がやはりほかにはないだろうなど。この場所しかないというふうにお考えでしょうか。1つだけ、町長の気持ちを聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまで公有地7つを、公有地を向こうは求めてきましたので、7か所報告、回答しました。その中で、やっぱりこの今、病院の急患の方とか鹿児島に搬送する場合に、現在の健康公園を使ったりいろいろしておりますけれども、そのヘリの要請によっては、防衛省であったり、それから緊急ヘリであったりいろいろあるわけでありましてけれども、焼野のほうも使うことがたまにあります。そして、これについては、非常に病院からも遠いということで、そういう話をずっと重ねていく中において、病院に一番近いところでの公有地ということにおいては、大宇都のこのところで、現在健康公園にも下りるということで、そこが一番いいのではないかなというふうなことで我々も了解をし、要請をしたところであります。

これまで、8月の詳細については、議会でもまだ説明がなかったと思いますけれ

ども、前回8月の2日の日に町議会に対しても説明がありましたのは、こういう資料を配付をして、皆さんに、南種子町にこの3つの施設を配置をするということは説明があったと思います。

そして、本町では、極力この交付金の問題もありましたので、この12月の広報紙においては、さっき申し上げたことを報告をするとともに、再編交付金についても、令和4年9月の28日に再編関連特定周辺市町村の指定を受けて、令和4年度から10か年この交付金の交付を受けることになったということもお知らせをしたところがあります。

その後、議会においても1月、前議長から私ども要請がありまして、最後やっぱり国の防衛省に対する要望、そして森山先生を通じてそういう活動、締めくくりをやりたいということでありましたので、予算を補正で計上させていただきました。当時、全会一致において、南種子町議会として、馬毛島自衛隊基地に係る要望書というものを現防衛大臣に届けているというふうに、それはもう議員の皆さんお分かりのことだと思います。その中にも、本町への関連施設の整備が行われることとなり、町民一同、心から感謝をし、一日も早い整備等を望んでいるところでもあります。本議会といたしましても、国土防衛、災害救助支援はもとより、地域への経済効果と活性化に大いに期待を寄せているところであり、町民一体となり受入体制を図っていく所存でありますという、こういう要望をしっかりとお届けしておりますから、私どもとしては、これまでできる限りの周知は住民に図りながら、町と、議会と、そしてまた協議会、町民の皆さんと一緒に、協議会も10団体入っている組織でありますので、そういうふうな要望はしながら、しっかりと説明もヘリポート等についてはできるように要請をしながらやってきているところでもあります。

現状としてはそういうことでありまして、今後についても、大宇都公民館、そしてまた長谷周辺を含めて、それについては要請をしているところでもあります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ちょっと私が手が挙げるのは早かったようですので、私から質問させていただきます。

私は賛成ありきで話をするんですけども、この開発センターが除かれておるんですけども、なぜ開発センターが除かれたのか。かなり経年劣化が進んで、設備にも不備があるというふうに常々おっしゃっていますけども、こういうのを買っただいて、別な格好で整備をまたしていくと。そのほうが一番妥当じゃないかなと私は思うんですけども、除外している理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 特産品開発センターにつきましては、これ除外しているわけで

はありません。今回のこの用地買収については、一応まだ、このセンターの建物が建っておりますので、移転補償であったり、そういう関係の積算が今はまだできていないということで、ここは除外をした形での今回の用地の買収であります。

そして、私ども今伺っているところでは、今年度、防衛省によって移転補償費の積算を行って、この払下げの予定としては、令和6年度に払下げ予定をしているということで話を伺っておりますので、ここについては、私どももやっぱりそこもかかるのであれば、老朽化ですのでしっかりと積算をしていただいて、そして補償費を頂けますから、これをしっかりと特産品開発センターが建て替えができるというふうに思っております、そういう要望も伺っておりますので、そういうことはこれから御意見を賜りながら、場所とそういうものについてもしっかりと詰めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） もう一点。そういうことで内容が分かりました。私も大宇都、長谷地区を回ると、やっぱり騒音というものが非常に問題視されて、昨日も一般質問でもしたようなことでございます。ということで、売買の契約をする時点でもいいですので、やっぱり騒音に対する、また進入路等については、十分な地元の意向を反映できるような契約をしていただければなと思いますので、よろしく願います。町長、答弁は、あれば。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この馬毛島の基地整備については、私、最初から、4年前に選挙に出るときから申し上げていますが、町民の意向に沿うということを言ってきておまして、これは協議会もできましたし、いろんな団体が入った協議会を踏まえ、そしてまたこれまでもいろんな御意見を頂いておりますので、署名も最初の頃ありました。そういうものを踏まえて、対応してきているつもりであります。

また、議会のほうにおいても、先ほど申し上げた要望書等も出されておりますし、これまでの対応、考えも踏まえて、おおむねそういう方向での御理解がいただけているというふうに判断しておりますから、今後もここはしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

ただ、前日申し上げましたが、一方で、やっぱりこの実際にヘリポートであったりいろいろなこういうものができてまいりますと、騒音とかいろいろ懸念される声もあるわけありますので、これらの少数の意見についても、しっかりとこれまでも防衛省、国にも伝えてきております。今後も、こういうことについては、届けられた御意見についてはしっかりと防衛省に届けながら、そしてまた今後も、防衛省といつでも話ができる、そういう環境づくりを私は一番それが大事だと思っております。

すので、なかなか1市2町での協議会とかそれもまだできておりませんから、そこについては、本町だけにおいても、そういう環境はしっかりとつくってまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかにありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 質疑が3回までとなっていますので、まず1点目を質問をいたします。

契約の方法が随時契約になっています。これは地方自治法の第6節契約、第234条に基づいて随意契約したと思うんですが、条項第何項の、7つぐらいあるようですね、条項が。それを何に基づいて随意契約したのか。

それと、売却金額が2,240万円、これは予定価格なのか、もう既にこの金額で売り渡したのか。

それと、この参考資料を見ると、申請が5月の12日、一月ほど前です。この売り渡した年月日はいつになるか。

まず、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） お答えをいたします。

随意契約の根拠でございますが、これは地方自治法の234条第2項の規定により、随意契約することができる場合に掲げる理由の中の167条の2の部分になります。それを読み上げます。

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」ということでございますので、今回は、この目的が競争入札に適しないということで、2項のほうを使っております。

それから、金額でございますが、金額は予定価格でございません。これは向こう、金額は防衛省のほうから不動産鑑定を実施しておりまして、直近の取引事例を参考に用地の周辺、標準的な価格を導き出した上で、対象不動産の個別的要因として画地条件、今回の画地条件というのは、新光糖業の前の宿舍等の取壊しなども含んでおりますが、それらを考慮して算出されたものということで、向こうからの価格提示でございます。いつ売り渡したということではなくて、今回の議会で皆さん方議員の了解といいますか、議決をいただかないと契約できませんので、そういう意味で今回の議案として、皆さんの同意を求めるものでございますので、まだ売却等はやっていないということになります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君）　ということであると、総務課長、仮契約書をここに付ける必要はあるんじゃないですか。仮契約をつけて、ここで議決されたときに本契約を交わすと。これが本当の事務手続じゃないかと思います。その仮契約書はつけられていないと。その5月の12日に申請が出されて、まだその契約はしていないということですよ。

○議長（塩釜俊朗君）　総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君）　契約は議決をいただいた上で、それぞれの同意を求めているということになりますので、議会の議決をいただかない限りはできないというのが、今のところの判断になっております。

あと、すみません、もう一度。すみません、もう一度お願いします。

○8番（上園和信君）　仮契約をこの議案に添付する必要があるんじゃないかと。これ今日の議決があった時点で、本契約を交わすというのが本来の事務手続じゃないでしょうかという質問です。

○議長（塩釜俊朗君）　総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君）　通常、民間との契約をする場合は、仮契約という形を取ったり、契約の中でも、工事関係では、仮契約というのが添付されるわけでございますが、今回は、国の機関でございますので、仮契約という手続は取れませんので、ですので、今回は参考資料ということでございますので、申請書を添付させていただいたということが理由になります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君）　ほかにありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君）　私は、この場所と販売については何ら異論はありませんが、この販売の時期について、今、町長の説明のほうからは、防衛省からは、まだ具体的な規模であったりとか運用状況は、説明ができない状態だということでありました。特産品センターについても、これから積算をして、販売に当然なっていくという流れの中で、防衛省としては、そんなに緊急に用地を買収して急いで買う必要もないような感じに見受けられるんですが、防衛省からの具体的な運用の実態とか、規模の施設の概要辺りぐらいは、やっぱり説明を受けて、住民にもある程度の説明ができるような段階になってから販売するという流れになっても私はいいのかなと思うんですが、今回、どうしても議会で議決をもらわなければ、議決をもらって防衛省が販売手続を交わさなければいけない理由、今回議会で認められなかったらどういうデメリットが出てくるのか、そこら辺の背景がよく分からないんですが、なぜ、まだ防衛省から説明もない中で、この手続を急ぐのか、そこら辺がよく分からないので、ちょっと教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほども説明をいたしました。これまで決定をして住民にもお知らせをいたしました。そして、それに基づいて手続が進められることになっているということもお知らせをしておりますけれども、防衛省としては、いろんな今、その敷地にどういう配置でやったらどのようになるのかという、そういうことを今やっているような話は伺っております。ただ、飛行経路というか、やっぱりそのままこう来るわけではないので、若干入ってきますので、そしてまた飛び立っていくときのそういう経路について、やっぱりその周辺の住宅の関係とか、それをやっぱり非常に我々が考えている以上に慎重にやるような話であります。

それで、手続を進めておりますのは、私どもが何も急いでいるわけでも何でもないんですけども、そのそういう配置をまとめながら、そしてまた、今は、さっき申し上げましたが、特産品開発センターについては、次年度に向けてしっかりと積算をやるということでもありますので、国のほうから、そこをまず土地を確定して求めるという、そういう申請が上がってきて、それに我々が、今回申請があったので、議会に出すというそういう手続でありますので、なぜ今なのかというのは、私もちょっと答えることができませんけれども、それをしっかりと説明ができる環境を、そしてまた配置を確定させるためには、まずそれを売買しなければいけない、それが防衛省側の考えではないかなというふうに、私は推測をしております。

それで、万が一、これが不調に終わったり、そのようなことになってきますと、まず考えられるのは、令和5年度までは、4年度からでしたけれども、5年度までの再編交付金はもう一応決定をして通知が来ております。そして、今後の今年できるものと、そしてまた次年度継続でやるものについては、またそれは積立てができるわけですが、毎年そういう決定をやるわけですから、場合によっては再編交付金の停止及び取りやめというか、そういうのはあり得ると思います。

そしてまた、このヘリポートが本町で設置ができないということになりますと、このヘリポートをどこかに移転の計画が、また、そういう防衛省側での協議が出てくるのではないかなというふうに思います。ただ、これまでも、私は最初からこの案件については、種子島全島でやっぱり取り組まなければいけないことだということで、馬毛島は西之表市の区域でありますけれども、行政区域でありますけれども、やっぱり島として、いろんな問題が出てくると思います。そういうことから、最初から全島のことを考えてやってほしいということでもいろいろ申し上げたところ、やっぱりこの交付金についても、こういう施設整備を計画をしていただくことによって、私どもにも交付金を幾らかでも回ってくるような、これが決定されたわけでもありますので、そこについては、それも併せてやっぱり御理解をいただければなとい

うふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） もう一点、ヘリポートの運用、防衛省は頻繁に利用することはないだろうという前提での説明が、この間、ずうっと来ているわけです。先ほどから町長が心配されているように、ヘリポートですから騒音の問題が一番であります。車両整備とは全然分類が違うわけでありまして、今後の中で、一番騒音の問題、上から来ることはまずないんでしょうから、斜めに入ってくる進入道路の中に当然騒音が入ってきて、頻度にもよるんでしょうけども、地域住民にとっては騒音の問題もありますし、あの辺には家畜業者もたくさんいらっしゃいます。当然、騒音問題、補償問題が出てくる可能性もなきにしもあらずであります。

そういうのを前提にしながら、防衛省側とは交渉を進めなければいけないわけですが、そこら辺が、売買契約を結んだ、当然結んだ後で運用を始めないと進まない話ではありますが、やっぱりそこら辺を事前に、やっぱり売買を結ぶ前にも防衛省とそういう話はしといて、この間の防衛省の説明経緯を見てみますと、なかなか地元の要望が満額通ったような経緯は見られないわけですが、でも地元としては強くそこは要望していくということで、再編交付金の積み増し等についてもやっぱり要望を上げていく必要もあるだろうと思います。そこら辺の取組について、やっぱり町としても誘致は進めている前提ではありますが、やっぱり要望は要望としてきちり上げるという姿勢は必要だろうかと思うんです。そこら辺について、町長、もう一遍、答弁いただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまで協議会においても、議長、そしてまた協力議員も入っております、そしてまた議会のほうも今回要望されましたように、全面的にそういう方向でという御確認を前体制の中ではやっております。これは、やっぱり南種子町議会として取り上げて要望も出しておりますから、今後私どもも、町とそしてまたこの協議会も一緒になって、こういうことはしっかりと考えながら要望を取りまとめでやっていく必要があると思いますので、今後とも、議会においても皆様方からのいろんな御意見等があれば、私どもも一緒になってそういうものを要請すべきことについては、それらもしっかりと届けていくようなことをやっぱりやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号町有地の処分については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 委員長報告（請願審査）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会に付託しておりました請願につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、大崎照男君。

[大崎照男総務文教委員会委員長登壇]

○総務文教委員会委員長（大崎照男君） 総務文教委員会委員長報告（請願審査）。

総務文教委員会委員長、大崎照男。

令和5年第2回定例会において、総務文教委員会に付託された、請願第1号馬毛島基地（仮称）空自救難隊の配置を求める請願書について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、令和5年6月9日（金）9時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、付託を受けた請願第1号の審査方法等について協議を行い、内容的に本定例会に報告することが望ましいと判断し、当日の委員会で提出者からの趣旨説明を受けることとした。

同日、9時10分より、提出者の鮫島昭信氏に出席いただき、請願書の趣旨説明を求めました。

請願書の要点は、離島からの急患搬送に貢献してきた、海上自衛隊鹿屋航空基地内の第22航空分遣隊が本年1月で廃止され、救難ヘリUH-60Jについても除籍され、離島の急患搬送には宮崎県の新田原救難隊と熊本県の高遊原分屯地の部隊等が担任することになり、従来の鹿屋分遣隊の飛行時間18分に比べ、2倍を超える時間を要することになり、1分1秒を争う急患搬送において、離島の住民にとっての影響は、極めて大きなものとなったことから、南種子町議会におかれましても、新田原救難隊を自衛隊馬毛島基地（仮称）に移転させ、南西諸島北部地域の急患搬送を担当してもらうことを、鹿児島県知事、防衛省に対して、要請をお願いしたいとの趣旨でありました。

提出者への質疑と紹介議員からの説明と質疑も特になく、審査を終了した。

総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論なく、採決の前に可否同数となった場合、委員長裁決で決定することを確認し、起立採決を行った。

起立採決の結果、全員一致で、当委員会に付託された請願第1号は、採択すべきものと決定しました。

請願第1号について、本会議において採択された場合、意見書の発委を予定しておりますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に付託されていた請願第1号馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める請願書の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める請願書については、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

---

#### 日程第4 発委第2号 自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、発委第2号自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務文教委員会委員長、大崎照男君。

〔大崎照男総務文教委員会委員長登壇〕

○総務文教委員会委員長（大崎照男君） 提出説明者、南種子町議会総務文教委員会委員長、大崎照男。

発委第2号について、提案をいたします。

発委第2号は、自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出についてでありまして、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出

するものであります。

別紙意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長宛て提出するものであります。

提出者は、南種子町議会総務文教委員会であります。

離島からの急患搬送に貢献してきた、海上自衛隊鹿屋航空基地内の第22航空隊鹿屋航空分遣隊が、本年1月に廃止され、同分遣隊において急患搬送に使用されている救難ヘリUH-60Jについても除籍されたところであります。

除籍後の搬送体制については、宮崎県の航空自衛隊新田原救難隊と熊本県の高遊原分屯地の部隊等で担任することとなりましたが、宮崎県の航空自衛隊新田原基地の新田原救難隊UH-60Jによる種子島までの所要時間は、およそ40分、また、熊本県の高遊原分屯地部隊等の輸送ヘリCH-47JAによると、種子島までの所要時間は約60分となり、従来の鹿屋分遣隊の所要時間18分に比べ、2倍を超える時間を要することになります。このことから、離島の住民にとっての影響は、極めて大きなものとなるところであります。

よって、南種子町議会は、現在、防衛省において整備が進められている自衛隊馬毛島基地（仮称）を活用し、宮崎県の新田原救難隊を、自衛隊馬毛島基地（仮称）に移転させ、「馬毛島救難隊」として、南西諸島北部地域の救急搬送の任務を担当してもらうために、この意見書を提出するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出に

## ついて

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、発委第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。産業厚生委員会委員長、福島照男君。

[福島照男産業厚生委員会委員長登壇]

○産業厚生委員会委員長（福島照男君） 提出説明者、南種子町議会産業厚生委員会委員長、福島照男。

発委第3号について、提案をいたします。

発委第3号は、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてでありまして、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものがあります。

別紙意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てに提出するものであります。

提出者は、南種子町議会産業厚生委員会であります。

南種子町の土地保有面積の約54.5%を占める森林において、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能を維持し、再生林を含めた林業政策を強力に推進する必要があることから、令和元年度に導入された森林環境譲与税について、南種子町を含む森林の多い市町村への配分を高めるよう譲与基準の見直しを求めるものがあります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同の方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 閉会中の継続調査の申し出

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

---

## 日程第7 議員派遣

○議長（塩釜俊朗君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定をいたしました。

---

## 閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第2回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

---

閉 会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 名 越 多喜子

南種子町議会議員 柳 田 博